

市川三郷町
第4次地域福祉計画・第4次障がい者計画
【素案】

令和7年 月

市川三郷町

— 目 次 —

－ 第 1 編 － 第 4 次地域福祉計画	1
第 1 章 計画策定の概要	1
第 1 節 計画策定の背景	1
第 2 節 計画の目的	2
第 3 節 計画の位置づけ	2
第 4 節 計画の期間	3
第 5 節 計画の策定方法	4
第 6 節 S D G s（持続可能な開発目標）の推進	5
第 2 章 市川三郷町の地域福祉の現状	6
第 1 節 統計データからみる現状	6
第 2 節 市川三郷町の地域福祉に関する町民アンケート結果	21
第 3 節 関係団体意向把握調査結果	34
第 4 節 第 3 次地域福祉計画の進捗と課題	40
第 3 章 計画の基本的な考え方	42
第 1 節 計画の基本理念	42
第 2 節 計画の基本目標	42
第 3 節 施策の体系	43
第 4 章 施策の展開	44
基本目標 1 福祉の心を持つ人づくり	44
基本目標 2 地域で協力できる仕組みづくり	48
基本目標 3 町民全体の暮らしを支える基盤づくり	53
基本目標 4 誰もが安心して活動できる環境づくり	63
第 5 章 計画の推進体制等	66
第 1 節 計画の推進体制	66
第 2 節 計画の進捗管理・評価	67

- 第2編 - 第4次障がい者計画..... 69

第1章 計画策定の概要	69
第1節 計画策定の背景.....	69
第2節 計画の位置づけ.....	70
第3節 計画の期間.....	71
第4節 計画の策定方法.....	71
第5節 S D G s（持続可能な開発目標）の推進.....	72
第2章 市川三郷町の障がい者の現状	73
第1節 統計データからみる現状.....	73
第2節 第3次障がい者計画の進捗と課題.....	82
第3章 計画の基本的な考え方	84
第1節 計画の基本理念.....	84
第2節 計画の基本方針.....	84
第3節 施策の体系.....	85
第4章 施策の展開	86
基本方針1 障がい者一人ひとりの暮らしを支えるまちづくり.....	86
基本方針2 とともに認めあい、支えあえるまちづくり.....	92
基本方針3 自分らしく活動し、社会参加できるまちづくり.....	95
基本方針4 安心・安全な暮らしを送ることができるまちづくり.....	100
第5章 計画の推進体制等	104
第1節 計画の推進体制.....	104
第2節 計画の進捗管理・評価.....	104

- 第 1 編 -

第 4 次地域福祉計画

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

市川三郷町では、2020（令和2）年3月に「第3次地域福祉計画」を策定し、すべての人が住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることを目指して、地域福祉に関する施策の展開に努めてきました。

そのような中、近年は、少子高齢化や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化等の社会変化により、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支えあう相互関係の機能低下が進んでいます。また、生活様式が大きく変化していく中で、生活不安の増大、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど、社会を取り巻く課題はさらに多様化・複雑化しており、これらは行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、町民一人ひとりが福祉ニーズに目をむけて、地域全体で取り組む必要があります。

国は、2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の三本の矢を立て、「成長と分配の好循環」を創りながら、誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会の実現を目指すこととしています。また、2017（平成29）年4月には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

地域においては、高齢者・障がい者・児童等の複数の分野にわたる課題に加え、2025年問題や制度の狭間の人等の新たな課題も顕在化しており、従来の福祉制度のみでは十分な解決を図ることが困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

このたび、「市川三郷町第3次地域福祉計画」の計画期間が満了したことから、これまでの取り組みを生かしつつ、今後ますます多様化・複雑化していく地域福祉課題に対して、制度や分野の枠を超えて柔軟に対応できる包括的な支援体制づくりを推進するため、新たに2025（令和7）年を開始年度とする「市川三郷町第4次地域福祉計画」を策定します。

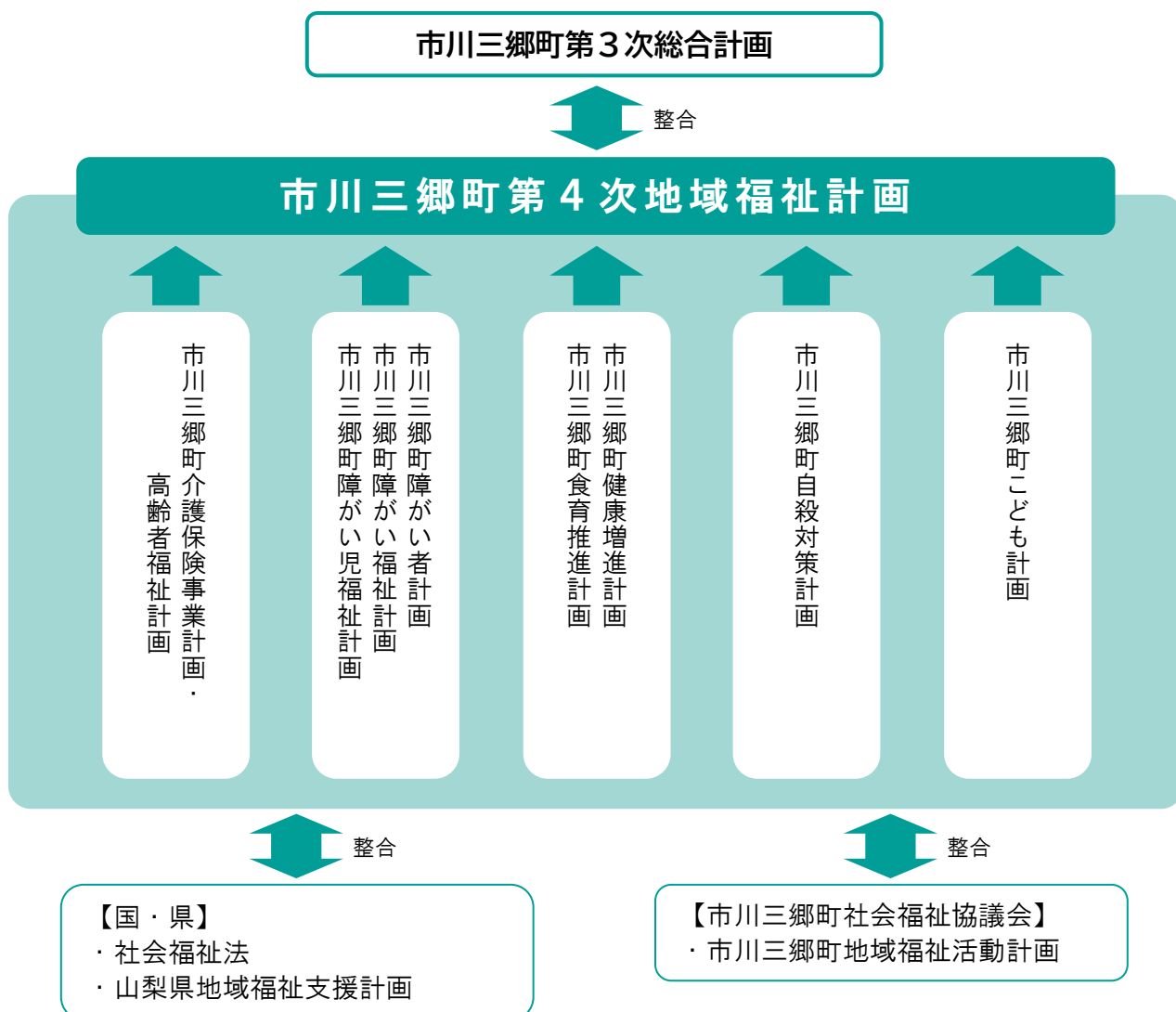
第2節 計画の目的

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に規定されている市町村地域福祉計画であり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」としての性格を持つものです。

市川三郷町では、健康な人、病気や障がいのある人、社会的な支援を必要とする人も含めて、大人も子どもも誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることを目指しています。本計画は、この目標の達成に向けて必要な仕組みの構築において、地域の現状と課題を取り込み、地域住民・社会福祉の事業者・福祉関係団体・社会福祉協議会等と市川三郷町の協働による地域福祉活動を推進することを目的としています。

第3節 計画の位置づけ

本計画は「市川三郷町第3次総合計画」を上位計画とし、整合を図っています。また、地域福祉の推進にあたっての理念や、地域福祉を推進するための施策を定め、これを介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の福祉分野における個別・分野別計画と共有します。



第4節 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間です。なお、関連法等の改正や社会情勢の大きな変化に対応して、必要に応じて見直しを行います。

	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
総合計画	第2次計画			第3次計画				
地域福祉計画	第3次計画			市川三郷町 第4次地域福祉計画				
障がい者計画	第3次計画			第4次計画				
障がい福祉計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画		第3期計画			第4期計画		
こども計画	第2期計画※			第1期計画				
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第8期計画		第9期計画			第10期計画		
健康増進計画	前期計画		現行計画					来期 計画
自殺対策計画	前期計画		現行計画					来期 計画

※市川三郷町第2期子ども・子育て支援事業計画

第5節 計画の策定方法

（１）町民・関係団体に対するアンケート調査

住民のニーズを計画に反映させるため、地域福祉に対する町民アンケートと団体向けアンケートを実施し、計画策定の参考としました。（調査結果は21～39ページ）

（２）策定委員会での審議

地域住民代表、関係団体代表、福祉関係者、行政職員等によって構成する「市川三郷町地域福祉計画策定委員会」を共同で設置し、計画の策定について審議を行いました。

（３）パブリックコメントの実施

2025（令和7）年1月●日～2025（令和7）年2月●日の間、ホームページ上及び役場の窓口でパブリックコメントを募集しました。

第6節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業等がさまざまなパートナーシップのもと、その実現に向けた取り組みを始めています。

本計画の上位計画である「市川三郷町第3次総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもSDGsを踏まえた施策の推進を図ります。

17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは以下の7つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】

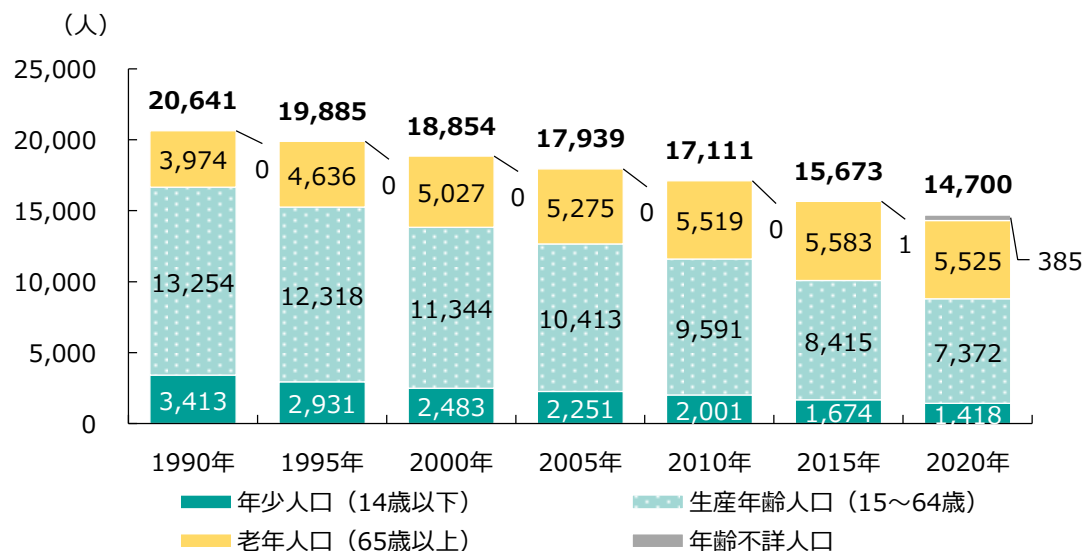


第2章 市川三郷町の地域福祉の現状

第1節 統計データからみる現状

(1) 人口に関する統計

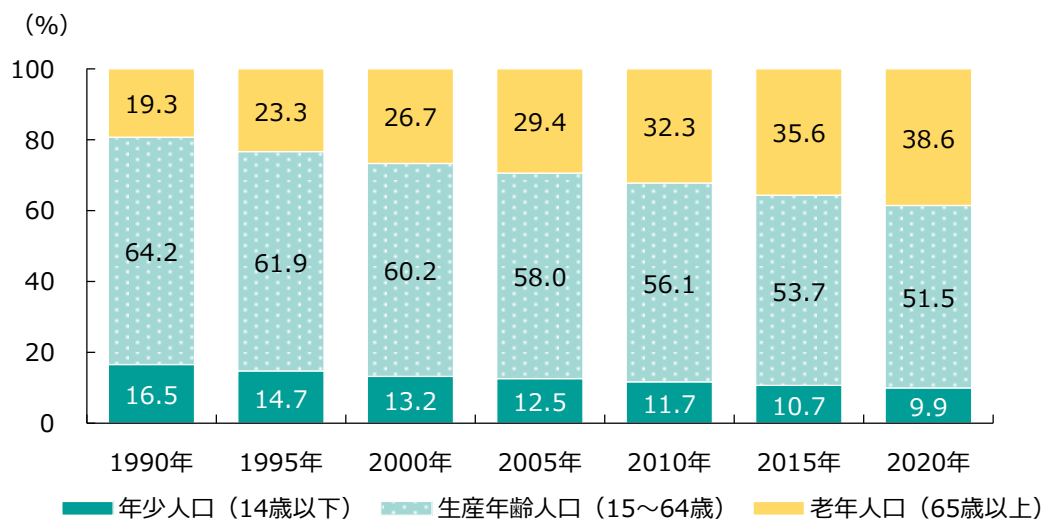
①年齢3区分別人口



資料：国勢調査

市川三郷町の年齢3区分別人口をみると、総数は1990（平成2）年以降減少が続いており、2020（令和2）年においては14,700人と、1990（平成2）年と比べて約6,000人少なくなっています。

②年齢3区分別人口構成比

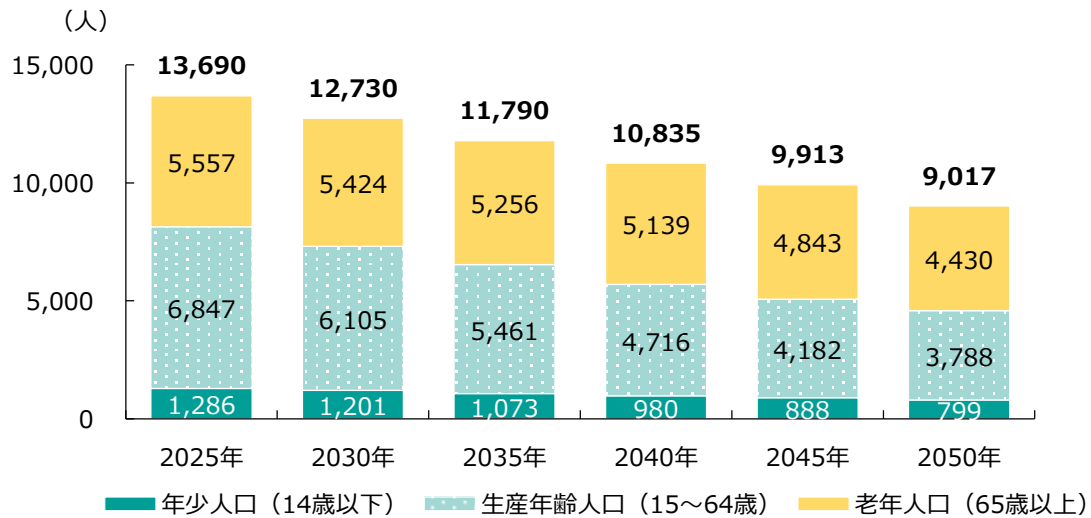


※年齢不詳人口を除いて算出

資料：国勢調査

年齢3区分別人口構成比は、少子高齢化が進んでおり、2020（令和2）年においては年少人口（14歳以下）が9.9%、生産年齢人口（15～64歳）が51.5%、老年人口（65歳以上）が38.6%と、老年人口（65歳以上）が約4割を占めています。

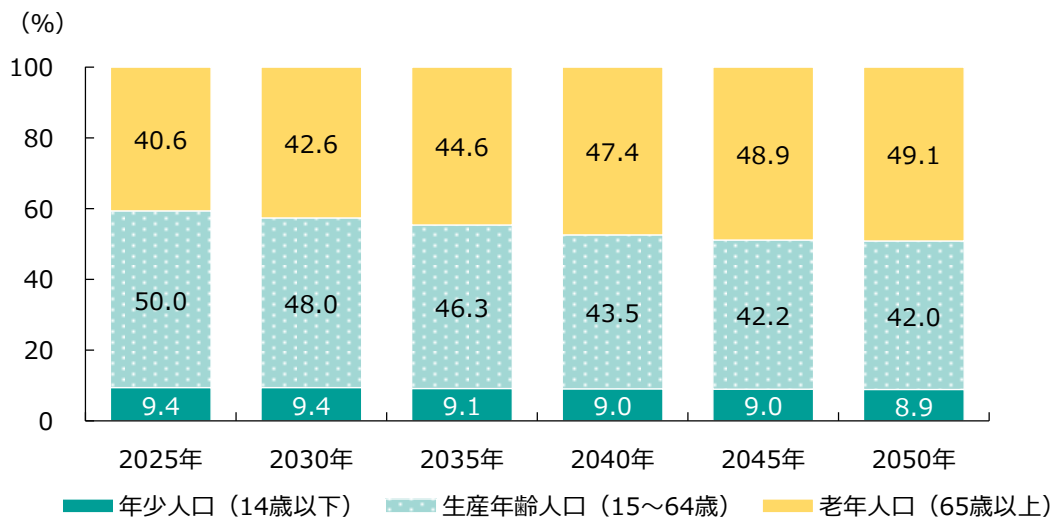
③年齢3区分別人口の将来予測



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

年齢3区分別人口の構成比の将来推計をみると、総数は2025（令和7）年以降も減少が続き、2050（令和32）年においては2020（令和2）年の14,700人より約4割減の9,017人となる推計となっています。

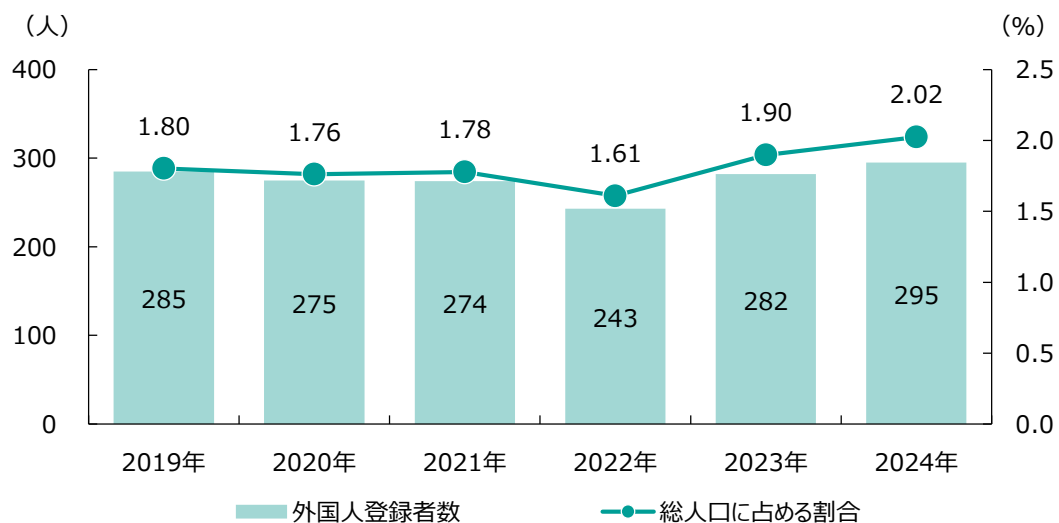
④年齢3区分別人口構成比の将来予測



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

年齢3区分別人口構成比の将来推計をみると、2025（令和7）年以降もゆるやかに少子高齢化が進み、2050（令和32）年においては年少人口（14歳以下）が8.9%、生産年齢人口（15～64歳）が42.0%、老年人口（65歳以上）が49.1%と、老年人口（65歳以上）が2020（令和2）年より約1割多くなる推計となっています。

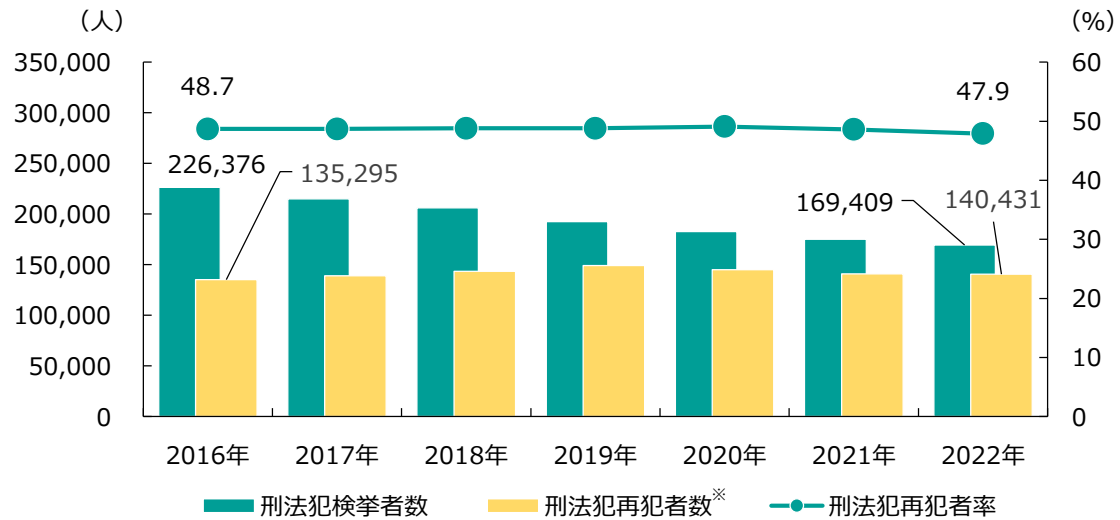
⑤外国人登録者数の推移



資料：町民課（各年4月1日現在）

外国人登録者数の推移をみると、2019（令和元）年から2022（令和4）年にかけて増減を繰り返しながらも減少傾向にありましたが、以降は増加に転じており、2024（令和6）年においては外国人登録者数が295人となっています。総人口に占める割合は2.02%と、2019（令和元）年と比べて0.22ポイント増加しています。

⑥全国における刑法犯検挙者中の再犯者の状況



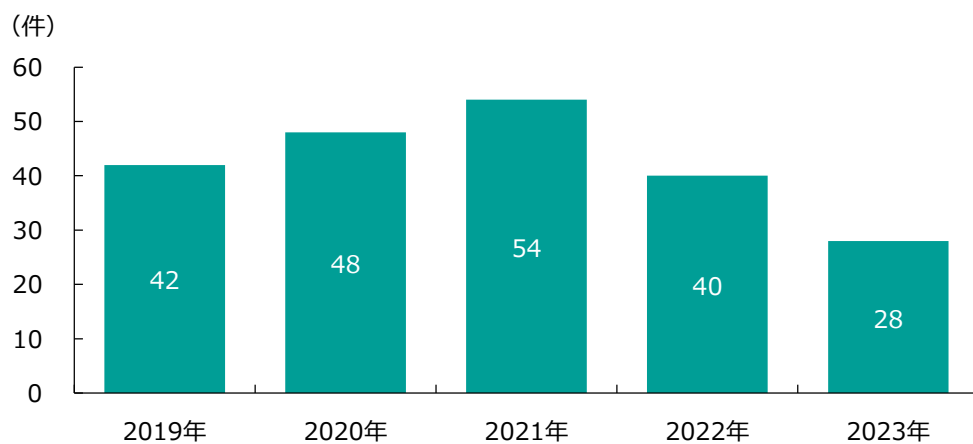
※：刑法犯再犯者数…刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人の数のこと。

資料：法務省「令和5年版再犯防止推進白書」

全国における刑法犯検挙者中の再犯者の状況をみると、刑法犯再犯者数において 2016（平成 28）年以降増減を繰り返しながらも増加しており、2022（令和 4）年においては 140,410 人となっています。刑法犯再犯者率においてはおおむね横ばいで推移しており、2022（令和 4）年においては 47.9%となっています。

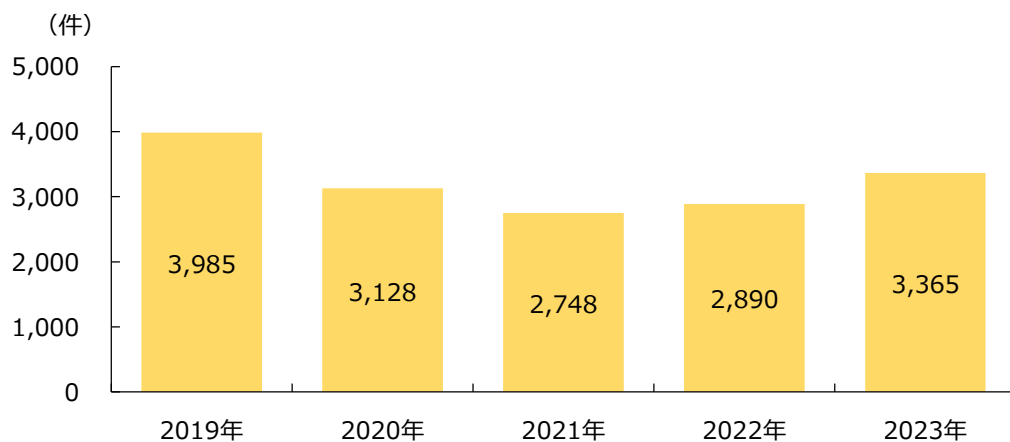
⑦ 刑法犯認知件数の推移

【市川三郷町における刑法犯認知件数推移】



資料：山梨県警察「刑事企画課犯罪統計」

【山梨県における刑法犯認知件数推移】



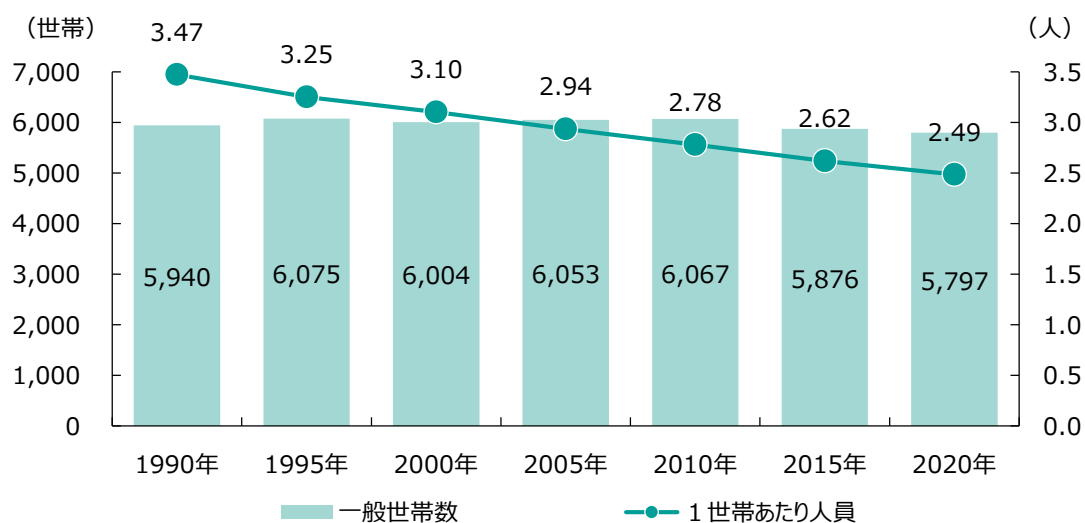
資料：山梨県警察「刑事企画課犯罪統計」

刑法犯認知件数の推移をみると、市川三郷町は2019（令和元）年から2021（令和3）年にかけて増加傾向にありましたが、以降は減少に転じており、2023（令和5）年においては28件と、2019（令和元）年と比べて14件少なくなっています。

一方、山梨県は2019（令和元）年から2021（令和3）年にかけて減少傾向にありましたが、以降は増加に転じており、2023（令和5）年においては3,365件となっています。

(2) 世帯に関する統計

①一般世帯数・1世帯あたり人員の推移

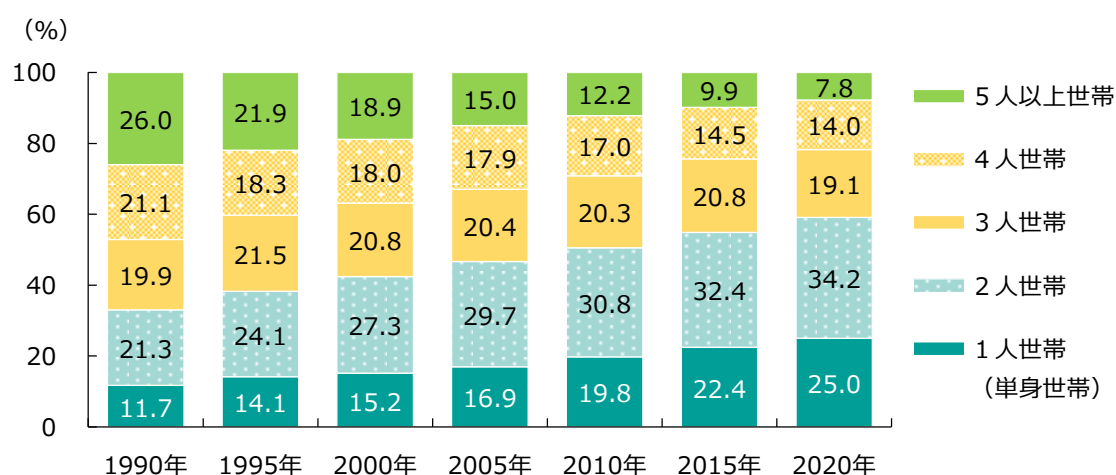


資料：国勢調査

一般世帯数をみると、1990（平成2）年から2020（令和2）年にかけておおむね横ばいで推移していますが、2020（令和2）年においては5,797世帯と、1990（平成2）年と比べて約140世帯少なくなっています。

1世帯あたり人員をみると、減少が続いており、2020（令和2）年においては2.49人と、1990（平成2）年と比べて0.98人少なくなっています。

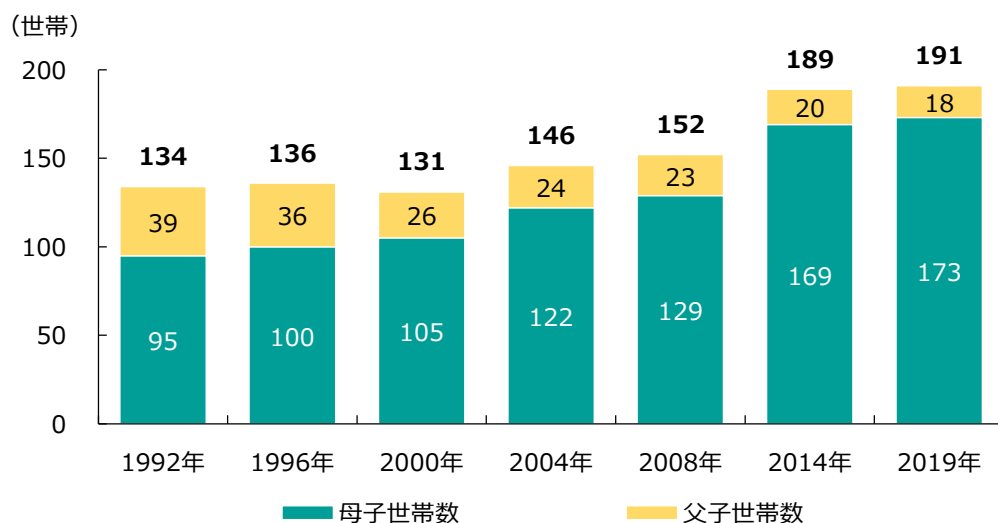
②一般世帯における世帯人員構成比の推移



資料：国勢調査

一般世帯における世帯人員構成比の推移をみると、1990（平成2）年において5人以上世帯が26.0%と最も多くなっています。一方、2020（令和2）年においては2人世帯が34.2%と最も多く、1人世帯（単身世帯）においても25.0%と多くなっており、単身世帯・核家族世帯の増加が続いています。

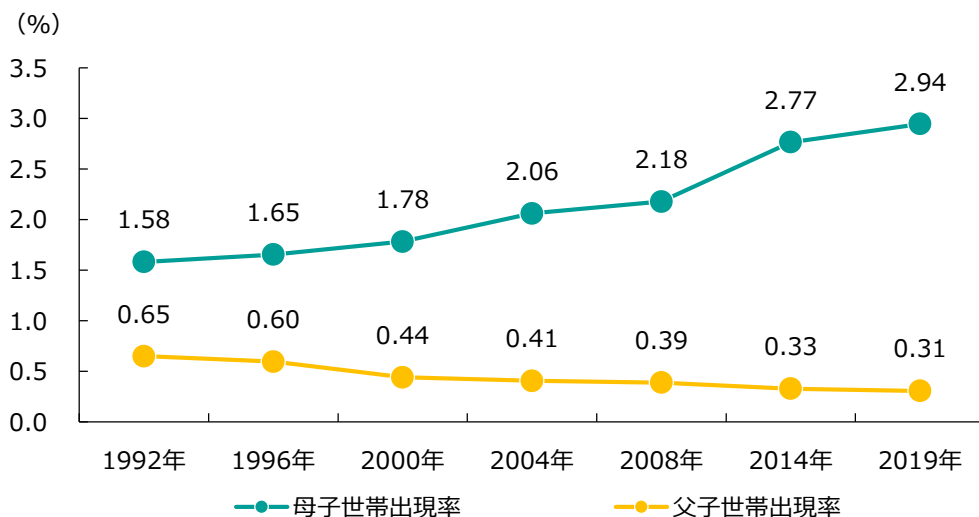
③ひとり親世帯数の推移



資料：山梨県ひとり親世帯等実態調査（各年8月1日現在）

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数において1992（平成4）年以降増加が続いており、2019（令和元）年においては173世帯と、1992（平成4）年と比べて約1.8倍増加しています。一方、父子世帯数においては減少が続いており、2019（令和元）年においては18世帯と、1992（平成4）年と比べて約0.5倍に減少しています。

④ひとり親世帯出現率の推移



資料：山梨県ひとり親世帯等実態調査（各年8月1日現在）

ひとり親世帯出現率を2019（令和元）年と1992（平成4）年で比べると、母子世帯出現率において1.36ポイント増加しているのに対し、父子世帯出現率においては0.34ポイント減少しています。

(3) 子どもに関する統計

①保育所（園）等の状況

(人)

種別	施設名		入所定員	措置児童数
公立保育所	三珠保育所		58	39
	大塚保育所		40	30
	市川富士見保育所		115	106
私立保育園	高田保育園		60	56
	定林寺立正保育園		20	20
	ひまわり保育園		40	36
私立認定こども園	市川幼稚園	1号	13	12
		2・3号	67	64
	市川南幼稚園	1号	35	24
		2・3号	60	59

資料：子育て支援課（2024（令和6）年8月1日現在）

公立保育所3園、私立保育園3園、認定こども園の計8園で定員508人に対し、園児446人が在園しており、全体で9割近い充足率となっています。子どもの数は減少傾向ですが、共働きの世帯が増加しているため未満時からの保育所（園）、認定こども園の利用は増加しています。

②児童・生徒数の推移

(人)

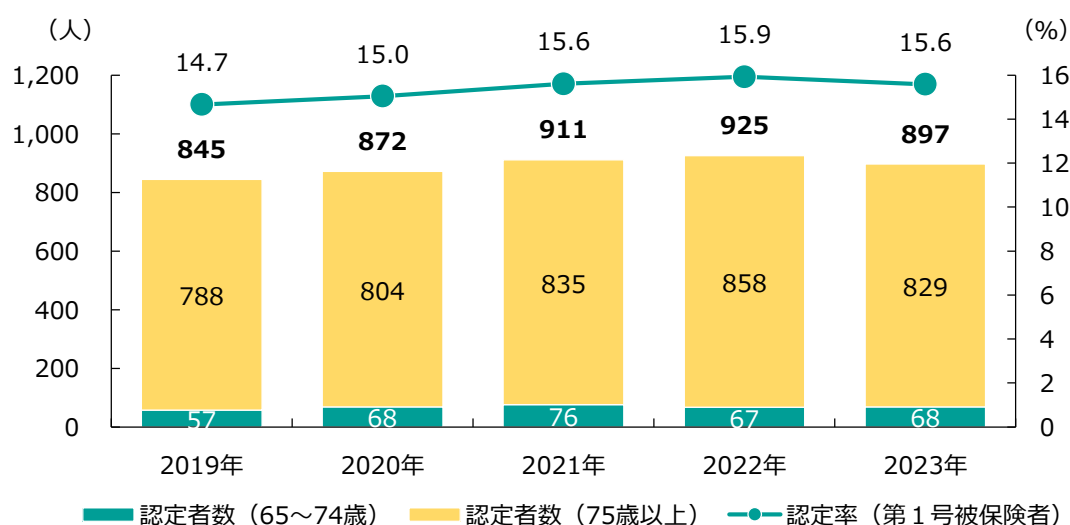
	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
小学校児童数	645	618	608	589	601
中学校生徒数	407	383	391	344	323

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

児童・生徒数の推移をみると、小学校児童数・中学校生徒数ともに減少傾向にあり、2023（令和5）年においては小学校児童数が601人、中学校生徒数が323人となっています。2019（令和元）年と比べると、小学校児童数は約40人、中学校生徒数は約80人少なくなっています。

(4) 高齢者に関する統計

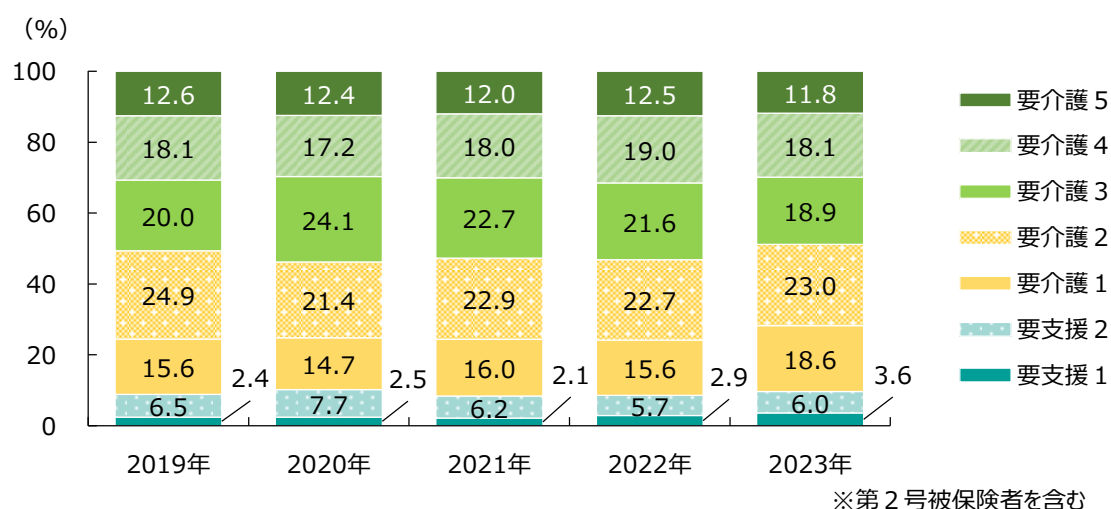
①要介護（要支援）認定者数の推移



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、総数は2019（令和元）年から2022（令和4）年にかけて増加傾向にありましたが、2023（令和5）年は減少し、897人となっています。認定率（第1号被保険者）は15.6%と、2019（令和元）年と比べて0.9ポイント増加しています。

②要介護（要支援）度別認定者数の推移



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

介護度（要支援）別認定者数の推移をみると、要介護3が2020（令和2）年以降ゆるやかな減少傾向となっています。

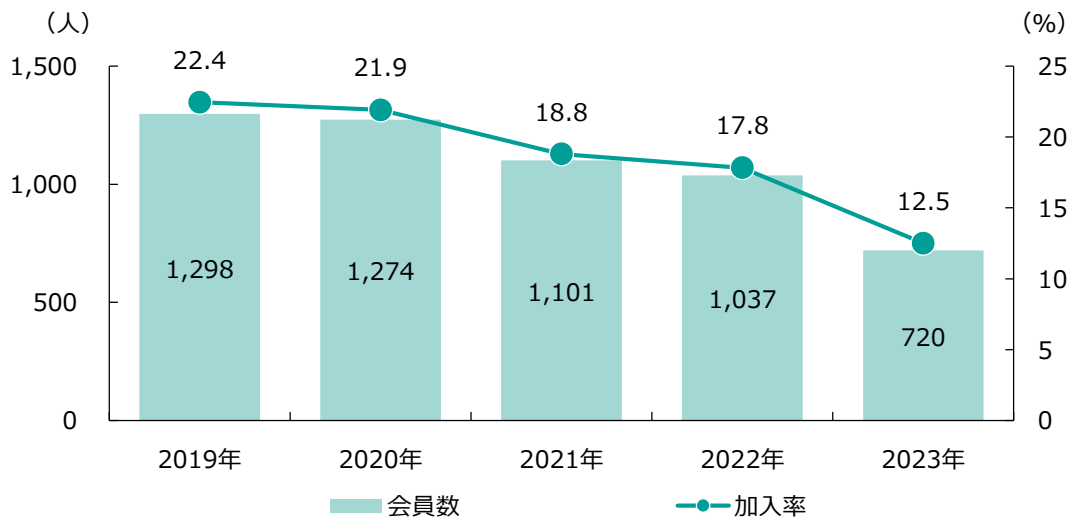
③老人クラブ連合会（シニアクラブ）の状況

【クラブ数の推移】



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

【会員数・加入率の推移】

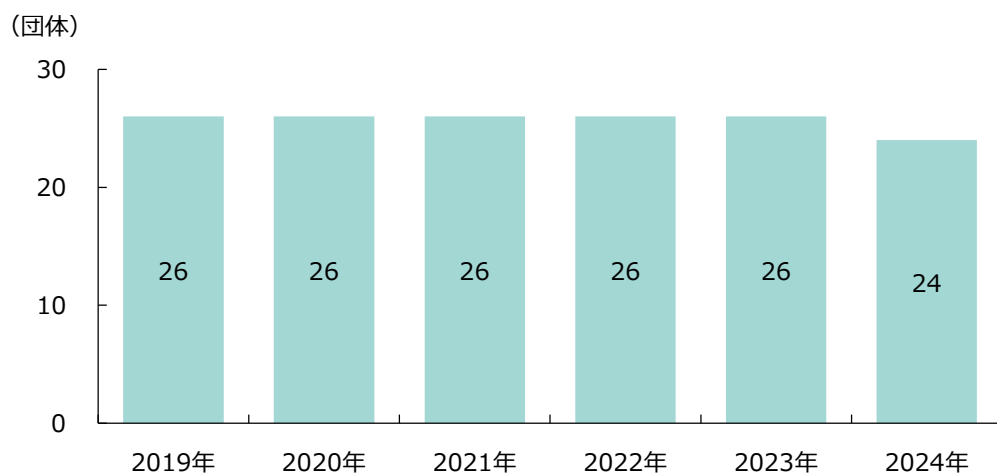


資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

老人クラブ数の推移をみると、2019（令和元）年以降減少傾向にあります。また、2023（令和5）年は大幅に減少しており、22 団体となっています。

会員数・加入率の推移をみると、会員数は減少が続いており、2023（令和5）年においては720 人となっています。加入率は12.5%と、2019（令和元）年と比べて9.9 ポイント減少しています。

④高齢者サロン数の推移

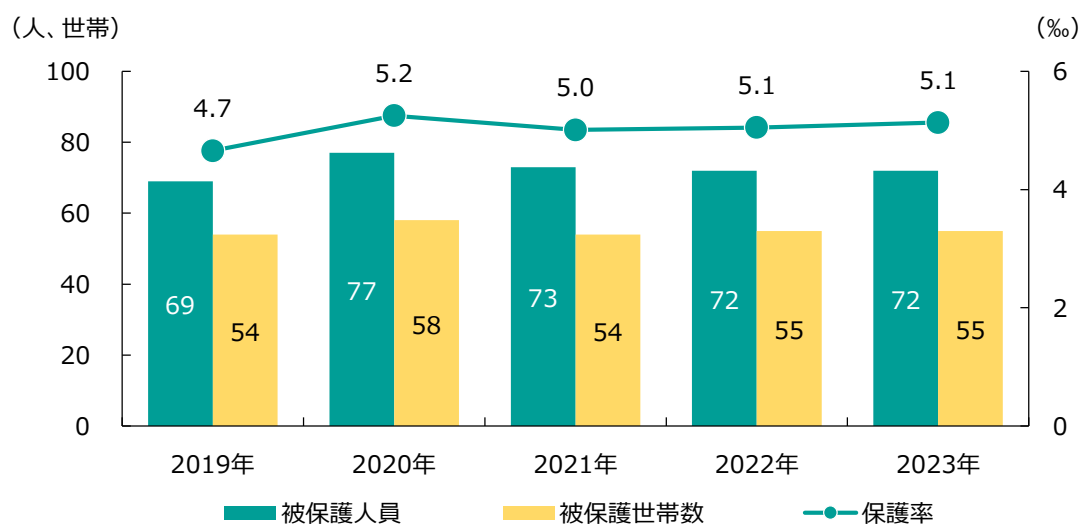


資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

高齢者サロン数の推移をみると、2019（令和元）年から2023（令和5）年にかけて26団体で推移していますが、2024（令和6）年においては24団体と少なくなっています。

(5) 生活保護世帯に関する統計

①生活保護の状況



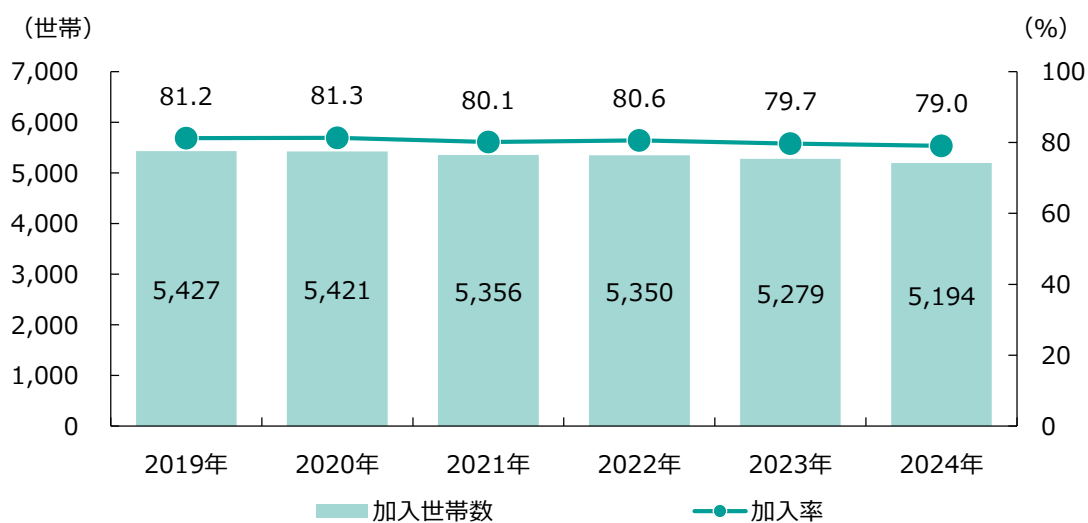
※保護率：「被保護人員÷人口×1000」で算出し、単位は「千分率（パーミル）‰」

資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

生活保護の状況をみると、被保護人員・被保護世帯数ともに2019（令和元）年以降おおむね横ばいで推移しており、2023（令和5）年においては被保護人員が72人、被保護世帯数が55世帯となっています。保護率は5.1%と、2019（令和元）年と比べて0.4ポイント増加しています。

(6) その他地域福祉に関する統計

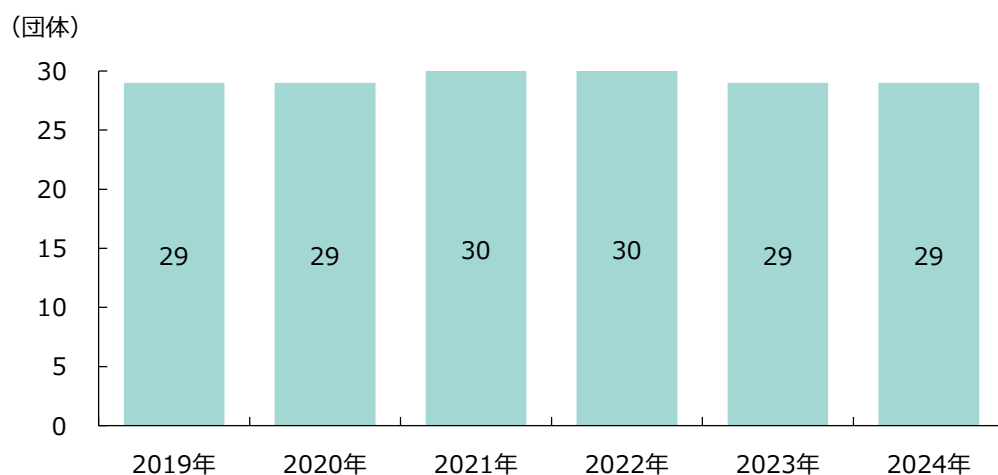
①自治会加入状況



資料：総務課（各年4月1日現在）

自治会加入状況を見ると、加入世帯数はゆるやかな減少を続けており、2024（令和6）年においては5,194世帯となっています。加入率は79.0%と、2019（令和元）年と比べて2.2ポイント減少しています。

②ボランティア団体数の推移



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

ボランティア団体数の推移を見ると、2019（令和元）年以降29～30団体で推移しています。

③虐待相談件数の推移

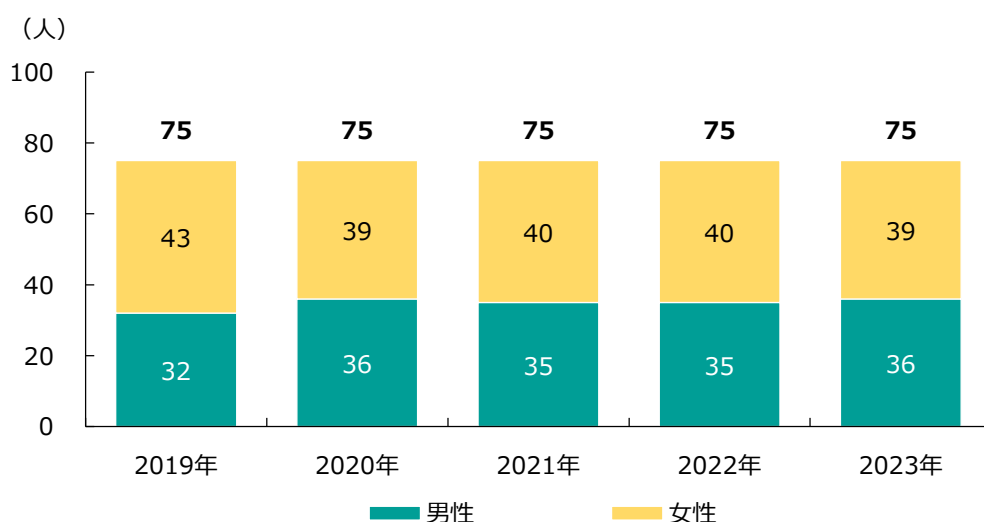
(件)

	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
児童虐待相談件数	8	10	21	16	17
高齢者虐待相談件数	6	1	4	12	5

資料：子育て支援課・介護課（各年度末日現在）

虐待相談件数の推移をみると、児童虐待相談件数は2019（令和元）年度から2021（令和3）年度にかけて増加、その後2022（令和4）年度は減少し、16～17件で推移しています。高齢者虐待相談件数は2022（令和4）年度のみ12件と増加しましたが、それ以外の年度においては1～6件で推移しています。2019（令和元）年度と比べると、児童虐待相談件数は9件多くなっています。

④民生委員・児童委員数の推移

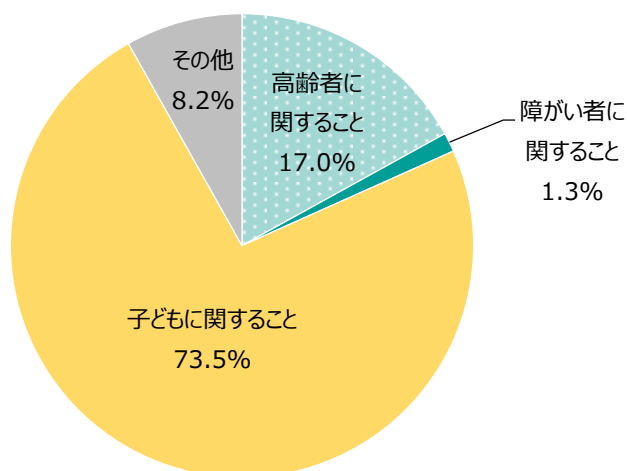


資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年4月1日現在）

民生委員・児童委員数の推移をみると、総数は75人で推移しています。性別でみると、2023（令和5）年において男性が36人、女性が39人となっており、2019（令和元）年と比べると、男性は多く、女性は少なくなっています。

⑤民生委員・児童委員活動状況

【分野別相談・支援件数 2022（令和4）年度】



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（2022（令和4）年4月1日～2023（令和5）年3月31日）

【内容別相談・支援件数 2022（令和4）年度】

(件)

	相談・支援件数
在宅福祉	213
介護保険	70
健康・保健医療	94
子育て・母子保健	45
子どもの地域生活	5,246
子どもの教育・学校生活	252
生活費	51
年金・保険	21
仕事	32
家族関係	35
住居	51
生活環境	141
日常的な支援	762
その他	794
合計	7,807

資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（2022年4月1日～2023年3月31日）

民生委員・児童委員活動状況をみると、分野別相談・支援件数は「子どもに関する事」が73.5%と7割を超えて最も多くなっており、次いで「高齢者に関する事」が17.0%などとなっています。内容別相談・支援件数でみると、「子どもの地域生活」が5,246件と最も多くなっています。また、「日常的な支援」も762件と多くなっています。

第2節 市川三郷町の地域福祉に関する町民アンケート結果

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、「市川三郷町第4次地域福祉計画・第4次障がい者計画」及び「第3次市川三郷町地域福祉活動計画」の策定に向け、町民の実情やニーズを調査し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2. 調査の内容

- ・福祉に関する意識について
- ・住まいの地域または近所について
- ・生活の困りごとについて
- ・ボランティア活動について
- ・社会福祉協議会に対する考えについて
- ・回答者自身について

3. 調査の設計

対 象 者：市川三郷町内に在住の18歳以上の方

標 本 数：1,500人

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査期間：令和6年7月31日～8月16日

4. 回収結果

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,500人	711人	710人	47.3%

※有効回収数は、回収数のうち無効票を除いた数

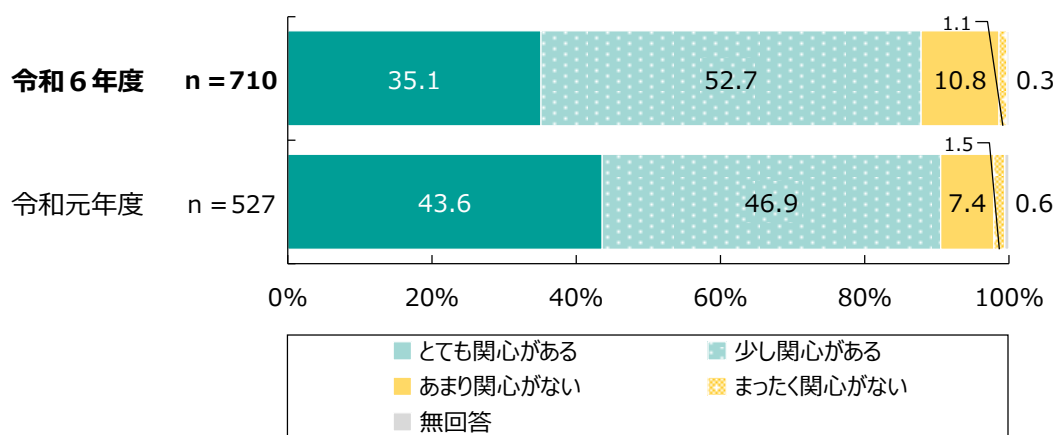
5. 注意事項

- ・回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表します
- ・令和元年調査との経年比較は、5.0ポイント以上の差がある場合のみグラフ・コメントを掲載しています。

(2) 調査結果の抜粋

1. 福祉に関する意識について

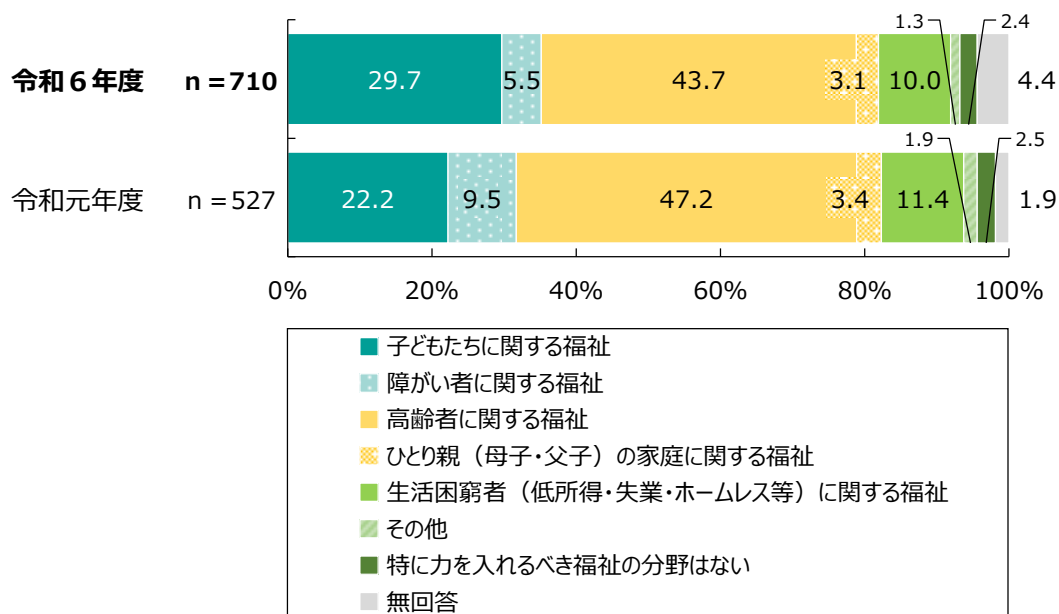
■ あなたは、福祉に関心がありますか。(単一回答)



福祉に関心があるかについては、「少し関心がある」が約半数を占めています。また、『関心がある』（「とても関心がある」＋「少し関心がある」）は約9割を占めています。

令和元年度調査と比較すると、「少し関心がある」が5.8ポイント増加し、「とても関心がある」が8.5ポイント減少しています。

■ あなたが、これから一番力を入れるべきだと思う福祉の分野は何ですか。(単一回答)

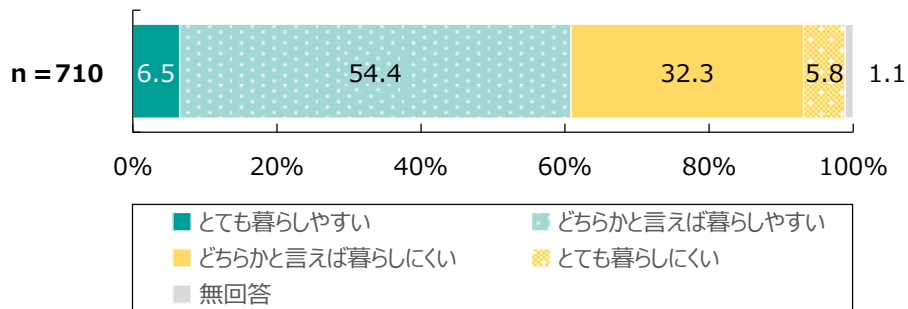


これから一番力を入れるべきだと思う福祉の分野については、「高齢者に関する福祉」が43.7%と4割を超えて最も多く、次いで「子どもたちに関する福祉」が29.7%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「子どもたちに関する福祉」が7.5ポイント増加しています。

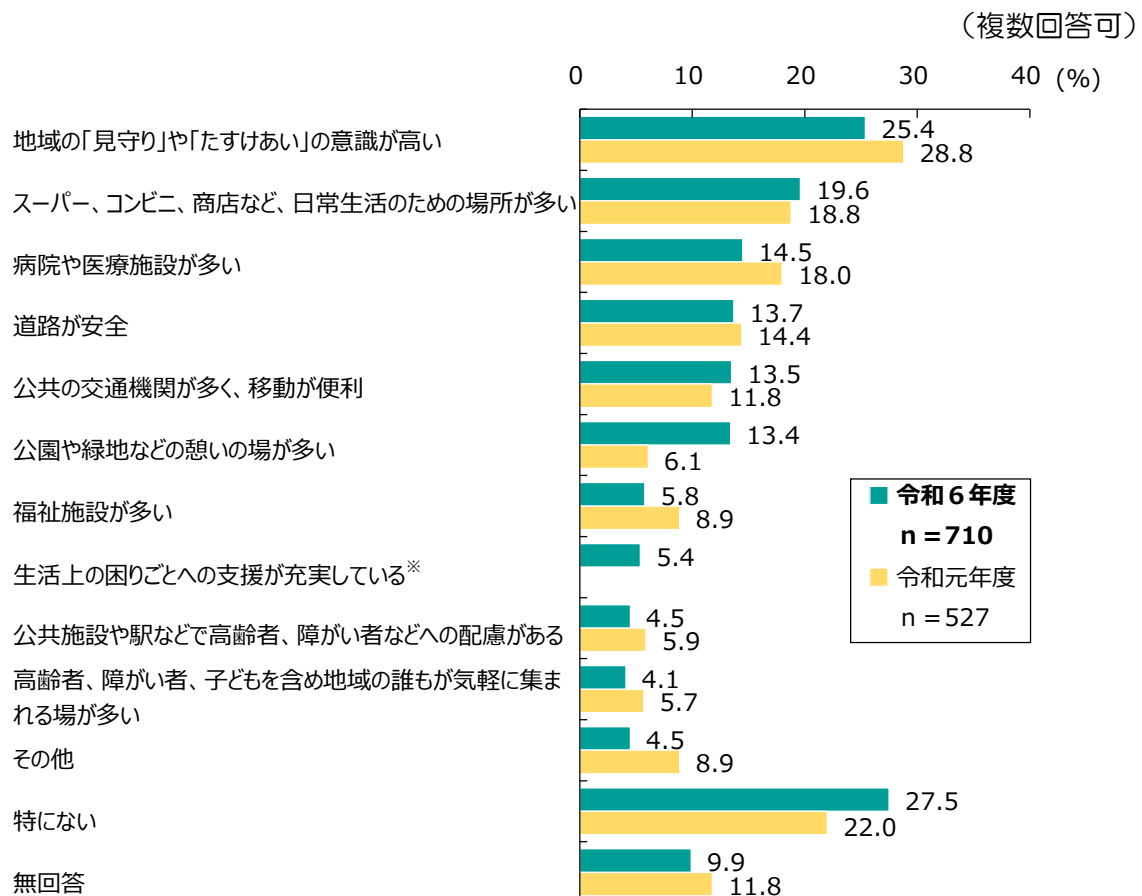
2. 住まいの地域または近所について

■ あなたにとって市川三郷町は、暮らしやすいまちだと思いますか。（単一回答）



市川三郷町は暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかと言えば暮らしやすい」が54.4%と最も多く、次いで「どちらかと言えば暮らしにくい」が32.3%などとなっています。また、『暮らしやすい』（「とても暮らしやすい」＋「どちらかと言えば暮らしやすい」）は約6割となっています。

■ あなたが、市川三郷町の暮らしやすさを感じるのはどのようなところですか。（複数回答可）

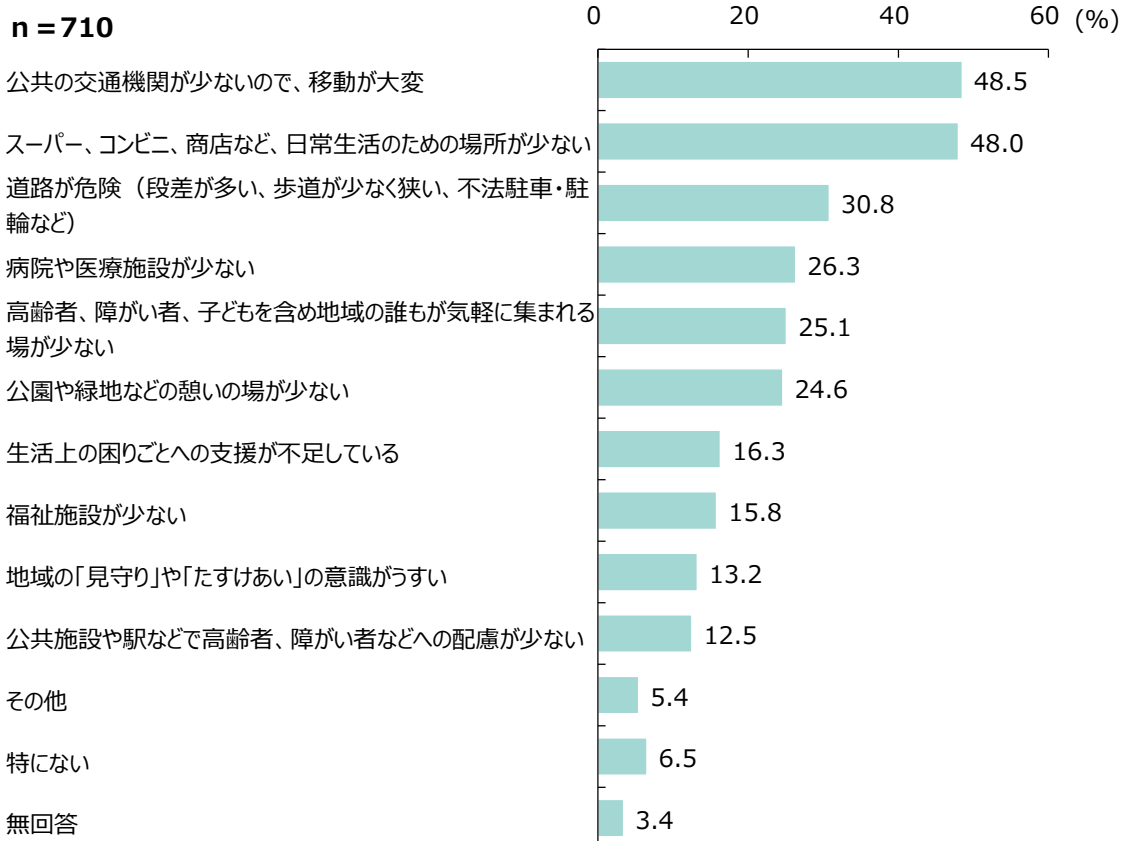


市川三郷町に暮らしやすさを感じる場所については、「地域の『見守り』や『たすけあい』の意識が高い」が25.4%と最も多く、次いで「スーパー、コンビニ、商店など、日常生活のための場所が多い」が19.6%、「病院や医療施設が多い」が14.5%などとなっています。一方、「特にない」も27.5%と約3割を占めています。

令和元年度調査と比較すると、「公園や緑地などの憩いの場が多い」が7.3ポイント増加しています。また、「特にない」は5.5ポイント増加しています。

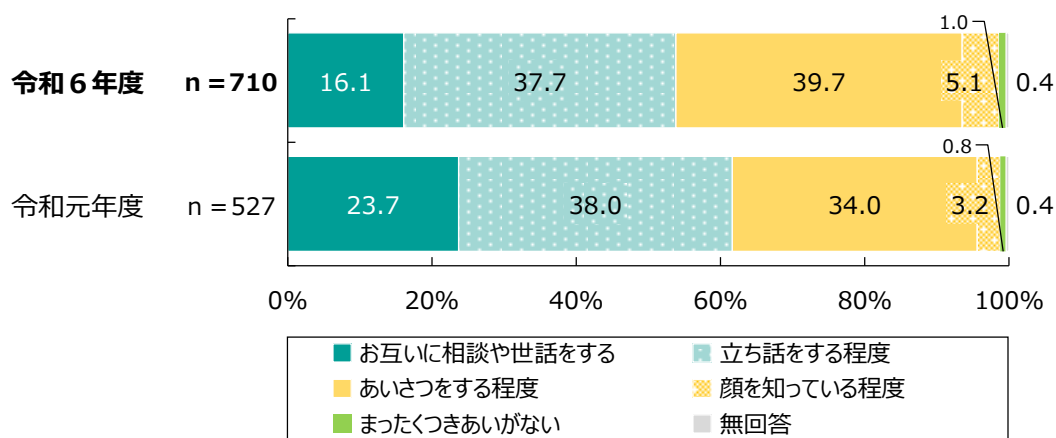
■ あなたが、市川三郷町の暮らしにくさを感じるのはどのようなところですか。

(複数回答可)



市川三郷町に暮らしにくさを感じるところについては、「公共の交通機関が少ないので、移動が大変」が48.5%と最も多く、次いで「スーパー、コンビニ、商店など、日常生活のための場所が少ない」が48.0%、「道路が危険（段差が多い、歩道が少なく狭い、不法駐車・駐輪など）」が30.8%などとなっています。

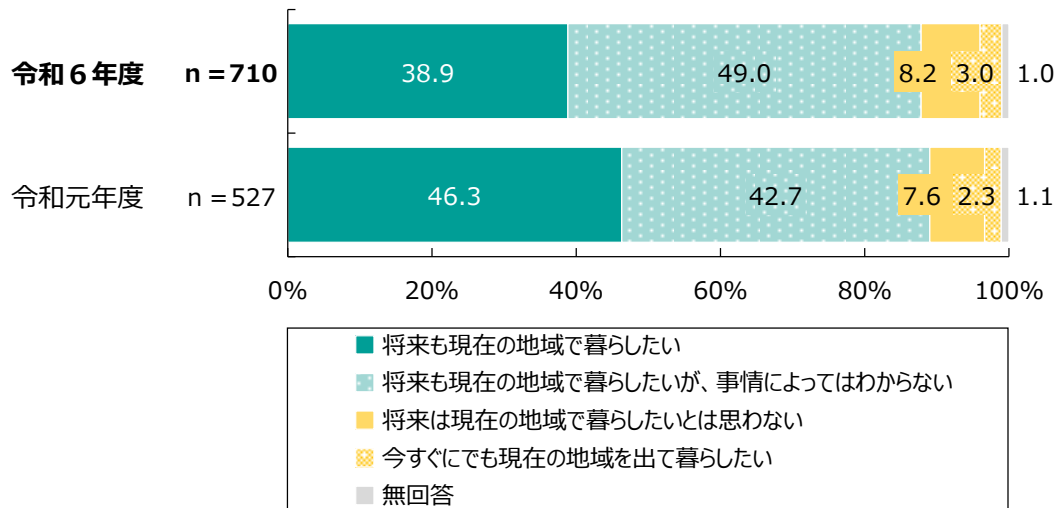
■ あなたの暮らしている地域には、どの程度のご近所づきあいがありますか。(単一回答)



暮らしている地域の近所づきあいの程度については、「あいさつをする程度」「立ち話をする程度」がともに約4割を占めています。

令和元年度調査と比較すると、「あいさつをする程度」が5.7ポイント増加し、「お互いに相談や世話をする」が7.6ポイント減少しています。

■ あなたはこれからも現在の地域で暮らし続けたいと思いますか。（単一回答）



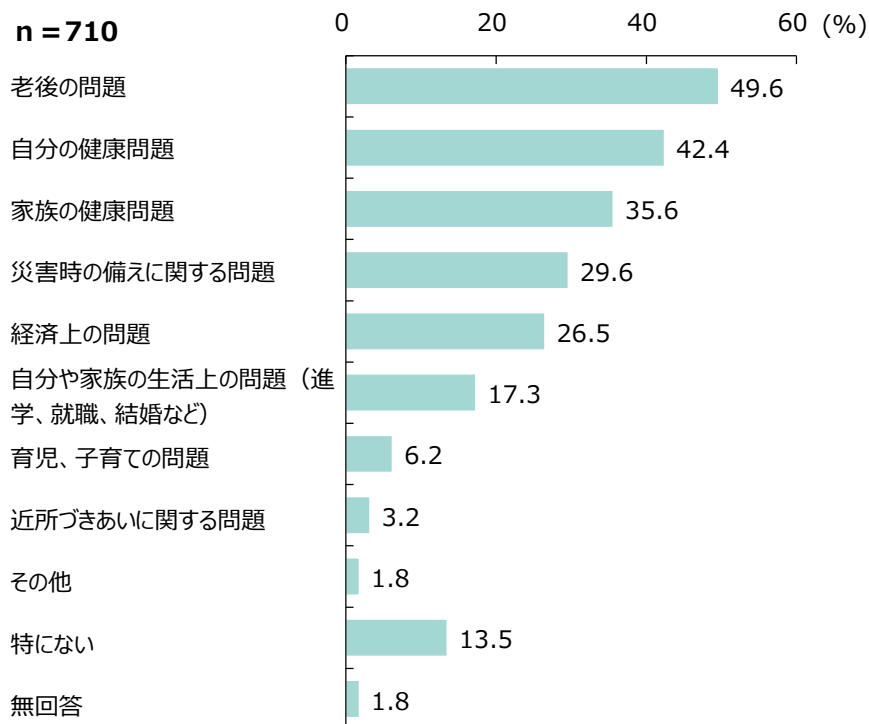
これからも現在の地域で暮らし続けたいかについては、「将来も現在の地域で暮らしたいが、事情によってはわからない」が約半数を占めて最も多く、次いで「将来も現在の地域で暮らしたい」が38.9%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「将来も現在の地域で暮らしたいが、事情によってはわからない」が6.3ポイント増加し、「将来も現在の地域で暮らしたい」が7.4ポイント減少しています。

3. 生活の困りごとについて

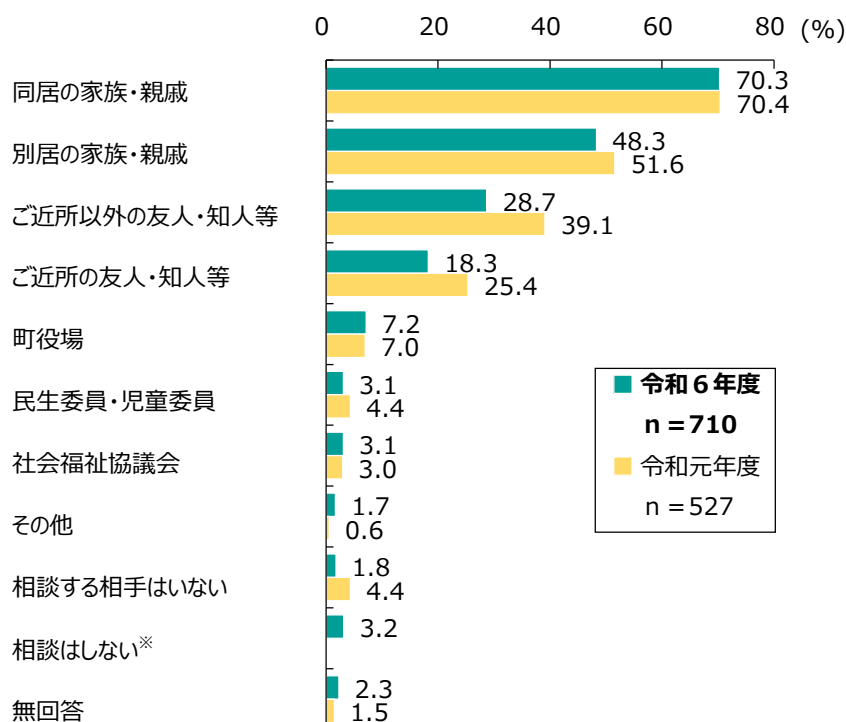
■ あなたは、日ごろの暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか。

（複数回答可）



日ごろの暮らしの中で感じている悩みや不安については、「老後の問題」が49.6%と最も多く、次いで「自分の健康問題」が42.4%、「家族の健康の問題」が35.6%などとなっています。

■ あなたが、困っている時に相談する相手はどなたですか。（複数回答可）

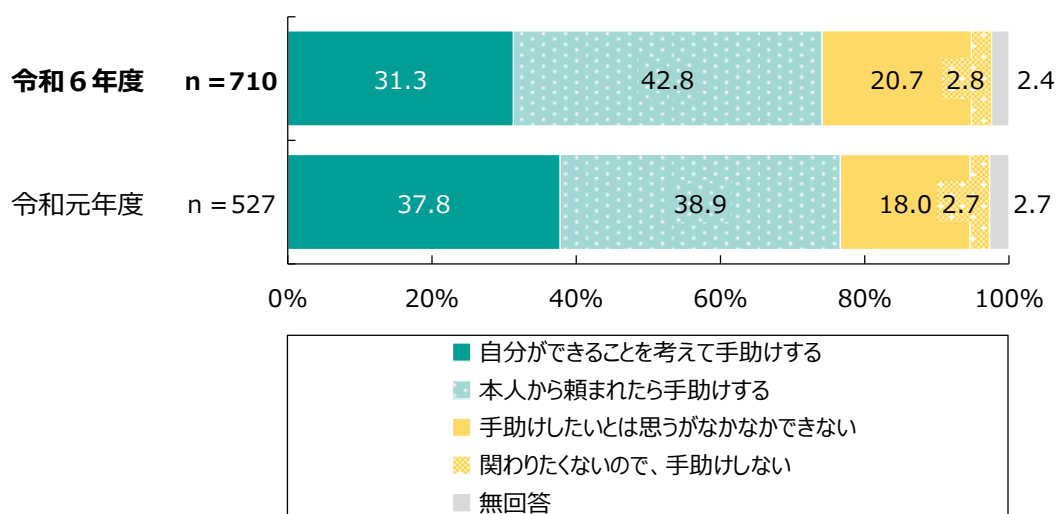


※：令和元年度調査に「相談はしない」はありません。

困っている時に相談する相手については、「同居の家族・親戚」が70.3%と最も多く、次いで「別居の家族・親戚」が48.3%、「ご近所以外の友人・知人等」が28.7%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「ご近所以外の友人・知人等」「ご近所の友人・知人等」が7.0ポイント以上減少しています。

■ ご近所で困っている人がいたら、あなたはどうしますか。（単一回答）



近所で困っている人がいたらどうするかについては、「本人から頼まれたら手助けする」が約4割と最も多く、次いで「自分ができることを考えて手助けする」が31.3%、「手助けしたいとは思うがなかなかできない」が20.7%などとなっています。

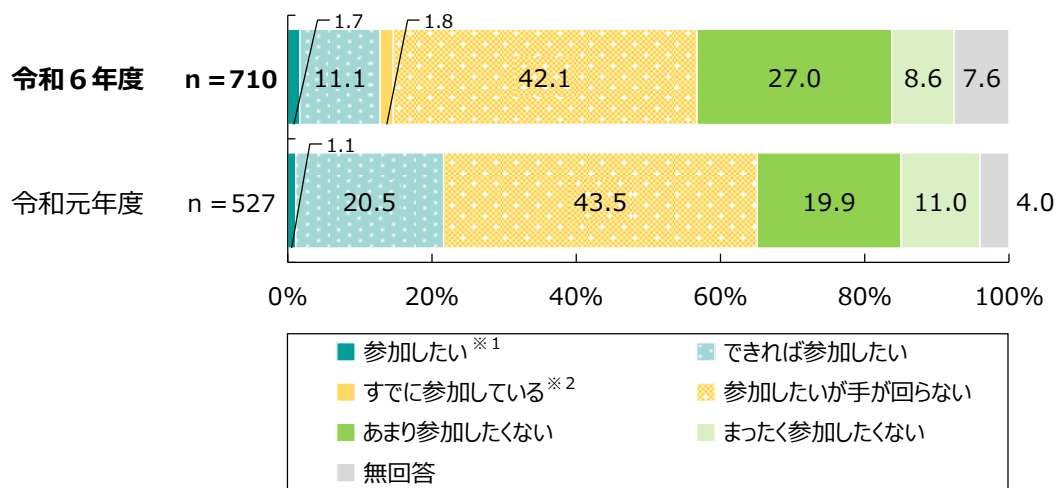
令和元年度調査と比較すると、「自分ができることを考えて手助けする」が6.5ポイント減少しています。

■ あなたは、有償ボランティア※¹（「こまりごと手つだい隊」※²や「ファミリーサポート市川三郷」※³など）に参加しようと思いますか。（単一回答）

※¹：有償ボランティア…交通費などの活動経費の実費だけでなく「謝礼的な金銭」や「活動経費としての一定額の支給」などの金銭の支払いを受けるボランティアのこと。

※²：こまりごと手つだい隊…市川三郷町社会福祉協議会が運営している、高齢者や障がいのある方の日常生活におけるちょっとした困りごとを支え合い、助け合う住民参加型の有償ボランティア活動。ごみ出しや買い物の代行、掃除等の家事支援や、電球・電池交換、窓ふき、荷物の移動、話し相手等の生活支援を行う。

※³：ファミリーサポート市川三郷…子育てに関する困りごとを、手助けしてほしい人（おねがい会員）と手助けできる人（まかせて会員）とが支えあって解消する有償ボランティア活動。小学生以下の子どもがいる子育て世帯を対象に、子どもの送迎や預かり、世話等の支援を行う。



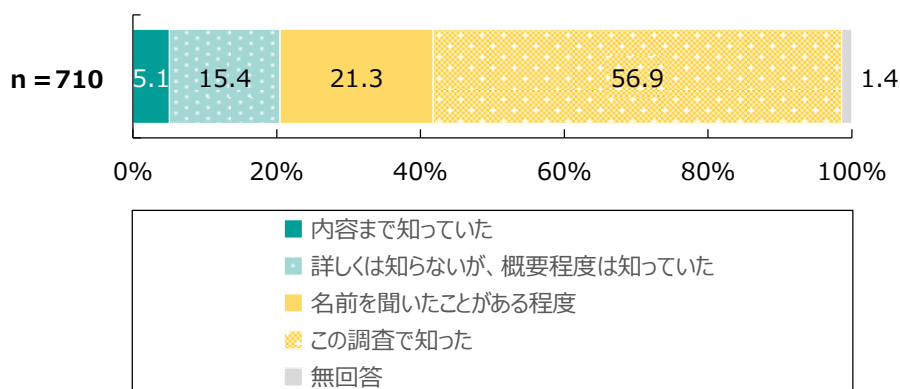
※¹：「参加したい」は、令和元年度調査では「必ず参加したい」となっています。

※²：令和元年度調査に「すでに参加している」はありません。

有償ボランティアに参加しようと思うかについては、「参加したいが手が回らない」が42.1%と4割を超えて最も多く、次いで「あまり参加したくない」が27.0%などとなっています。また、『参加したい』（「参加したい」＋「できれば参加したい」）は12.8%と2割を下回っています。

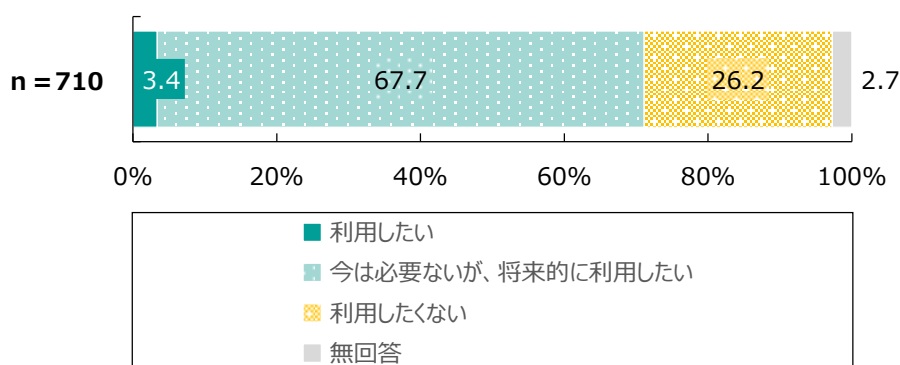
令和元年度調査と比較すると、「参加したいが手が回らない」「あまり参加したくない」が16.0ポイント以上増加し、「できれば参加したい」「参加したい」が8.0ポイント以上減少しています。

■ あなたは、「こまりごと手つだい隊」を知っていましたか。（単一回答）



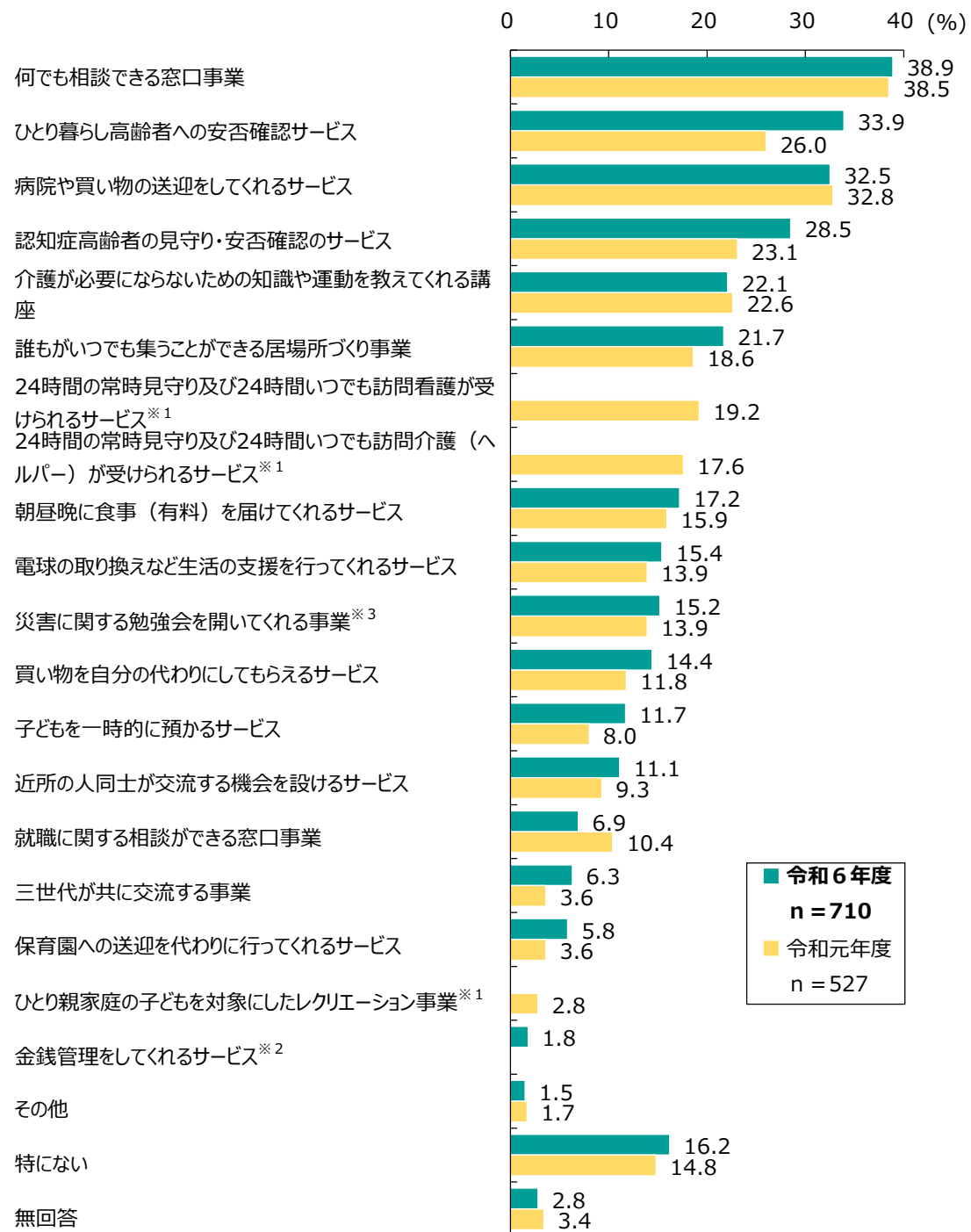
「こまりごと手つだい隊」を知っていたかについては、「この調査で知った」が 56.9%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある程度」が 21.3%などとなっています。また、『知っていた』（「内容まで知っていた」＋「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」）は約 2 割となっています。

■ あなたは、「こまりごと手つだい隊」による家事支援・生活支援を利用したいと思いますか。（単一回答）



「こまりごと手つだい隊」による家事支援・生活支援を利用したいかについては、「今は必要ないが、将来的に利用したい」が 67.7%と最も多く、次いで「利用したくない」が 26.2%などとなっています。また、『利用したい』（「利用したい」＋「今は必要ないが、将来的に利用したい」）は約 7 割となっています。

■ あなたにとってあったらいいと思うサービスや事業は何ですか。（複数回答可）



※1：令和6年度調査に「24時間の常時見守り及び24時間いつでも訪問看護が受けられるサービス」「24時間の常時見守り及び24時間いつでも訪問介護（ヘルパー）が受けられるサービス」「ひとり親家庭の子どもを対象にしたレクリエーション事業」はありません。

※2：令和元年度調査に「金銭管理をしてくれるサービス」はありません。

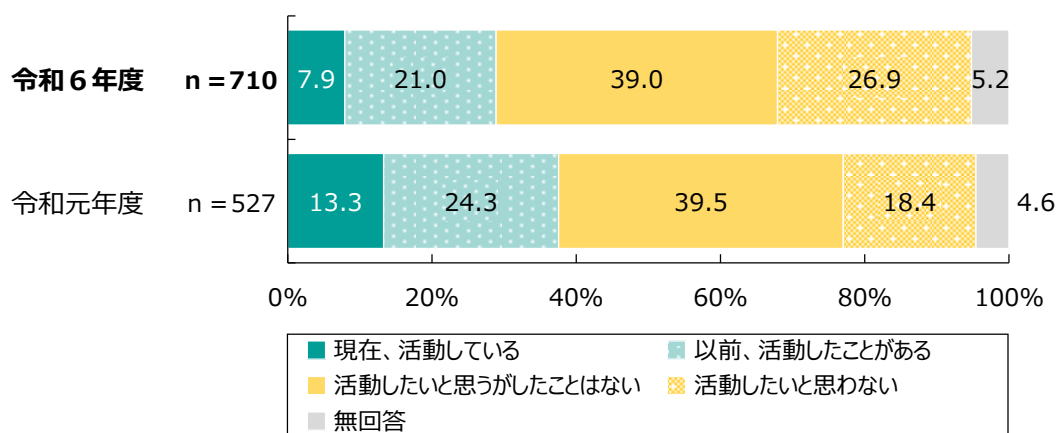
※3：「災害に関する勉強会を開いてくれる事業」は、令和元年度調査では「地区向けの災害に関する勉強会を開いてくれる事業」となっています。

自分にとってあったらいいと思うサービスについては、「何でも相談できる窓口事業」が38.9%と最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者への安否確認サービス」が33.9%、「病院や買い物の送迎をしてくれるサービス」が32.5%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「ひとり暮らし高齢者への安否確認サービス」「認知症高齢者の見守り・安否確認のサービス」が5.0ポイント以上増加しています。

4. ボランティア活動について

■ あなたは、ボランティア活動をしたことがありますか。(単一回答)

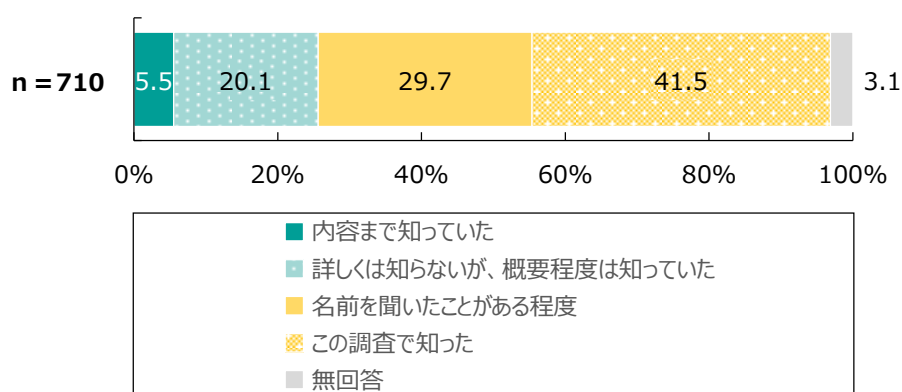


ボランティア活動をしたことがあるかについては、「活動したいと思うがしたことはない」が約4割を占めて最も多く、次いで「活動したいと思わない」が26.9%、「以前、活動したことがある」が21.0%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「活動したいと思わない」が8.5ポイント増加し、「現在、活動している」が5.4ポイント減少しています。

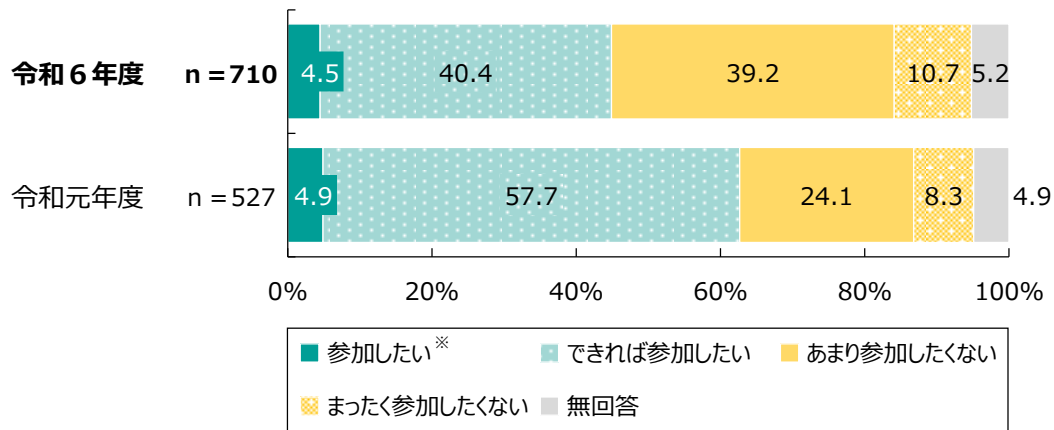
■ あなたは、災害ボランティアセンター※を知っていますか。(単一回答)

※：災害ボランティアセンター…災害発生時に、被災地へ支援へかけつけるボランティアの人々を受け入れるための拠点のこと。市区町村の社会福祉協議会に設置されるケースが多い。



災害ボランティアセンターを知っているかについては、「この調査で知った」が約4割と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある程度」が29.7%、「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」が20.1%などとなっています。また、『知っていた』（「内容まで知っていた」＋「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」）は25.6%となっています。

- 市川三郷町で災害が起きて災害ボランティアセンターが設置された場合、あなたはボランティアに参加しようと思いますか。（単一回答）



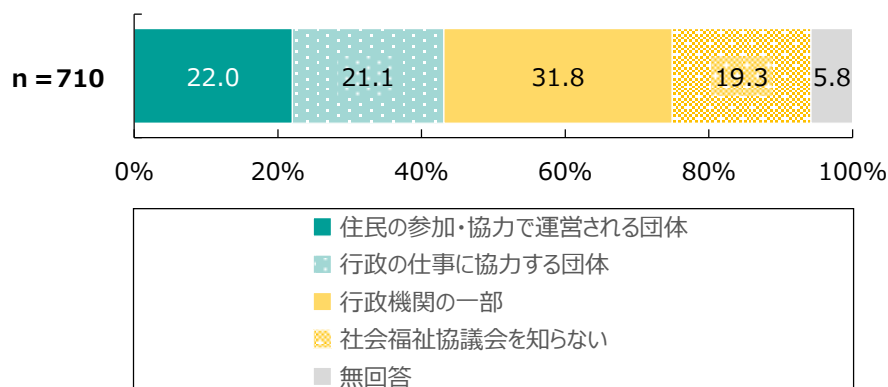
※：「参加したい」は、令和元年度調査では「必ず参加したい」となっています。

市川三郷町で災害が起きて災害ボランティアセンターが設置された場合、災害ボランティアに参加しようと思うかについては、「できれば参加したい」「あまり参加したくない」がともに約4割を占めています。また、『参加したい』（「参加したい」＋「できれば参加したい」）は44.9%、『参加したくない』（「あまり参加したくない」＋「まったく参加したくない」）は49.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「あまり参加したくない」「参加したくない」が15.0ポイント以上増加しています。

5. 社会福祉協議会に対する考えについて

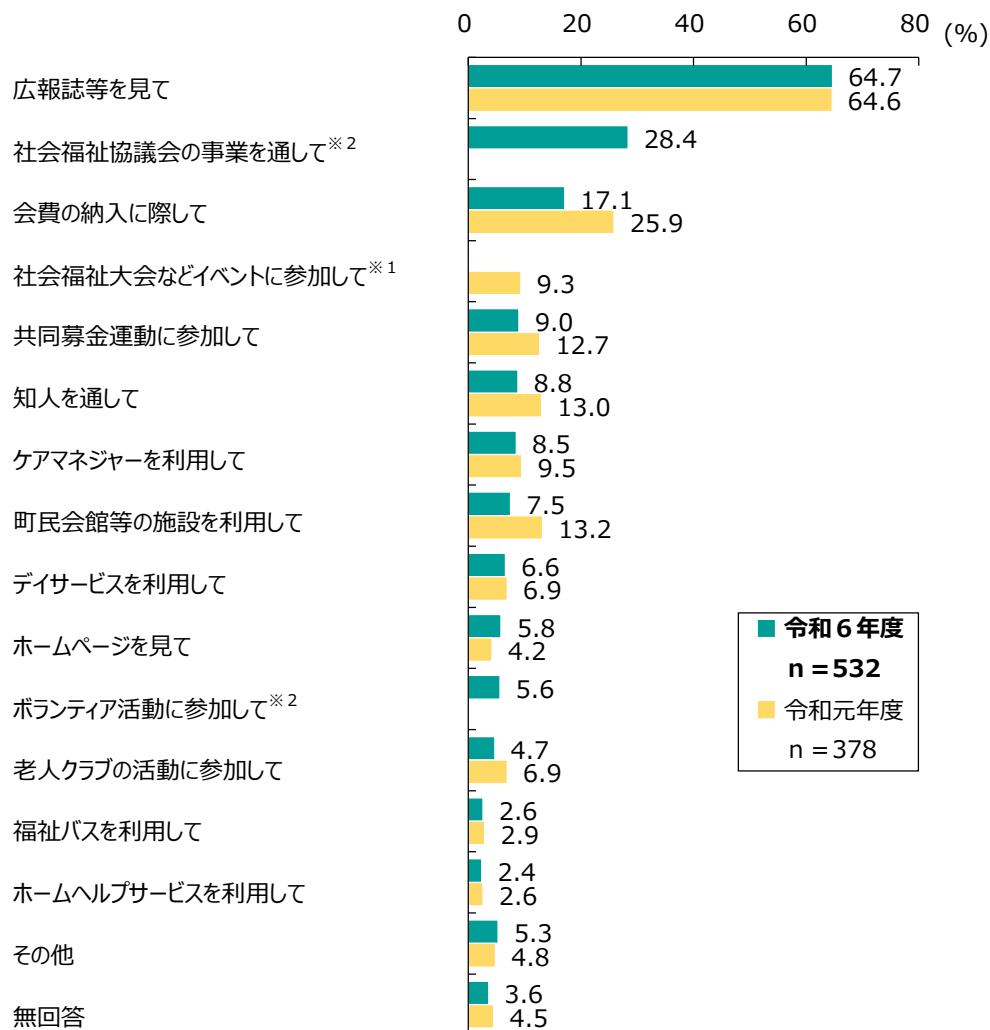
- あなたは市川三郷町社会福祉協議会をどのような団体だとお考えですか。（単一回答）



市川三郷町社会福祉協議会をどのような団体だと考えているかについては、「行政機関の一部」が31.8%と最も多く、次いで「住民の参加・協力で運営される団体」が22.0%、「行政の仕事に協力する団体」が21.1%などとなっています。

「あなたは市川三郷町社会福祉協議会をどのような団体だとお考えですか。」という設問で「住民の参加・協力で運営される団体」「行政の仕事に協力する団体」「行政機関の一部」と答えた方のみ

■ 市川三郷町社会福祉協議会をどのようにして知りましたか。(複数回答可)



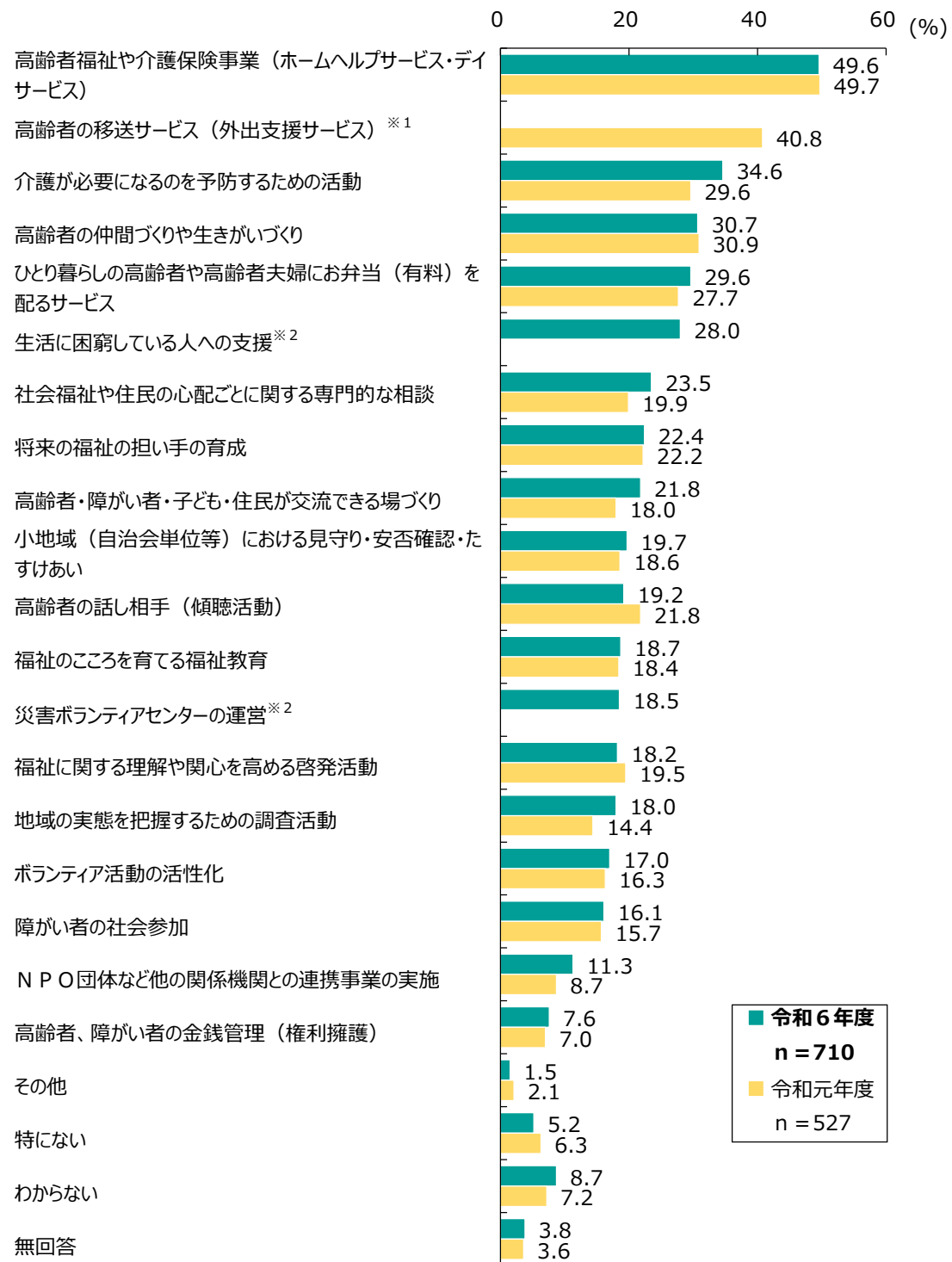
※1：令和6年度調査に「社会福祉大会などイベントに参加して」はありません。

※2：令和元年度調査に「社会福祉協議会の事業を通して」「ボランティア活動に参加して」はありません。

市川三郷町社会福祉協議会をどのように知ったかについては、「広報誌等を見て」が64.7%と最も多く、次いで「社会福祉協議会の事業を通して」が28.4%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「会費の納入に際して」「町民会館等の施設を利用して」が5.0ポイント以上減少しています。

■ あなたは、今後の市川三郷町社会福祉協議会の活動にどのようなことを期待していますか。（複数回答可）



※1：令和6年度調査に「高齢者の移送サービス（外出支援サービス）」はありません。

※2：令和元年度調査に「生活に困窮している人への支援」「災害のボランティアセンターの運営」はありません。

今後の市川三郷町社会福祉協議会の活動に期待することについては、「高齢者福祉や介護保険事業（ホームヘルプサービス・デイサービス）」が49.6%と最も多く、次いで「介護が必要になるのを予防するための活動」が34.6%、「高齢者の仲間づくりや生きがいがづくり」が30.7%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「介護が必要になるのを予防するための活動」が5.0ポイント増加しています。

第3節 関係団体意向把握調査結果

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、「市川三郷町第4次地域福祉計画・第4次障がい者計画」及び「第3次市川三郷町地域福祉活動計画」の策定に向け、福祉に関わる団体・機関の実情やニーズを調査し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2. 調査の内容

- ・ 団体の活動について
- ・ 活動を通して見える地域の状況について
- ・ 団体の今後の活動について
- ・ 市川三郷町社会福祉協議会の活動について

3. 調査の設計

対 象 者：市川三郷町内の社会福祉施設・団体関係者

標 本 数：59 件

調査方法：郵送配布一郵送回収

調査期間：令和6年7月31日～8月16日

4. 回収結果

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
59 件	40 件	40 件	67.8%

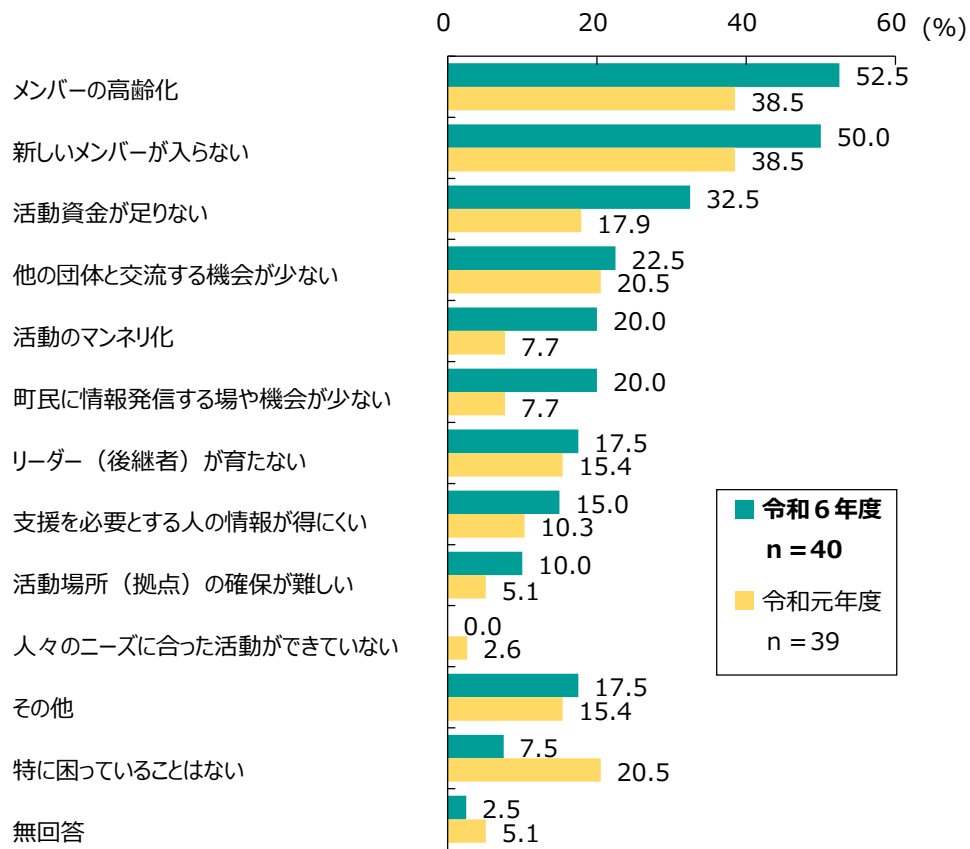
5. 注意事項

- ・ 回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・ グラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表します

(2) 調査結果の抜粋

1. 団体の活動について

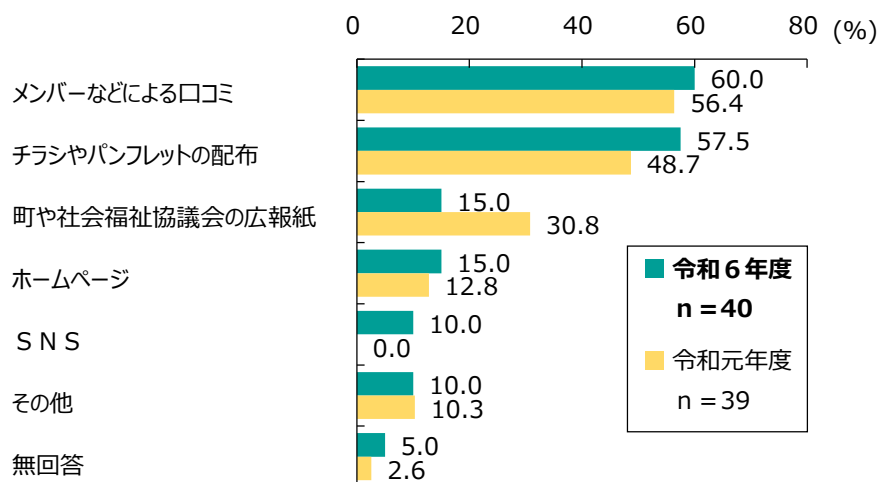
■ 貴団体が活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。(複数回答可)



活動を行う上で困っていることについては、「メンバーの高齢化」「新しいメンバーが入らない」がともに 50.0%以上となっています。

令和元年度調査と比較すると、「メンバーの高齢化」「新しいメンバーが入らない」「活動資金が足りない」など5項目が 11.0 ポイント以上増加しています。また、「特に困っていることはない」は 13.0 ポイント減少しています。

■ 貴団体では、団体の活動情報をどのように発信していますか。（複数回答可）

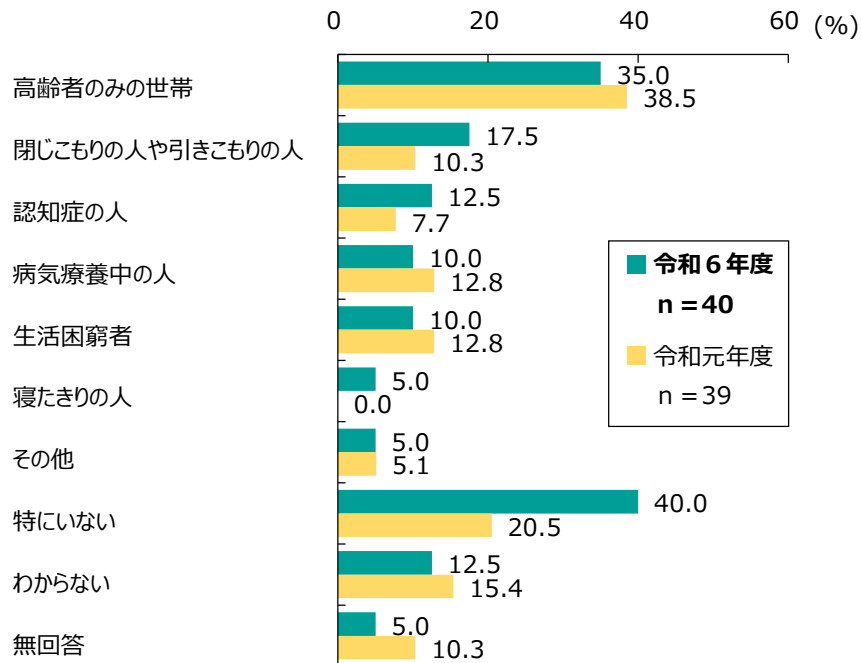


団体の活動情報の発信方法については、「メンバーなどによる口コミ」が 60.0%と最も多く、次いで「チラシやパンフレットの配布」が 57.5%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「チラシやパンフレットの配布」「SNS」が 8.0 ポイント以上増加し、「町や社会福祉協議会の広報紙」が 15.8 ポイント減少しています。

2. 活動を通して見える地域の状況について

- 活動する中で、地域の中に次のような見守り等の支援が必要な人や、気にかかる人（何らかの課題を抱えている人）がいますか。（複数回答可）

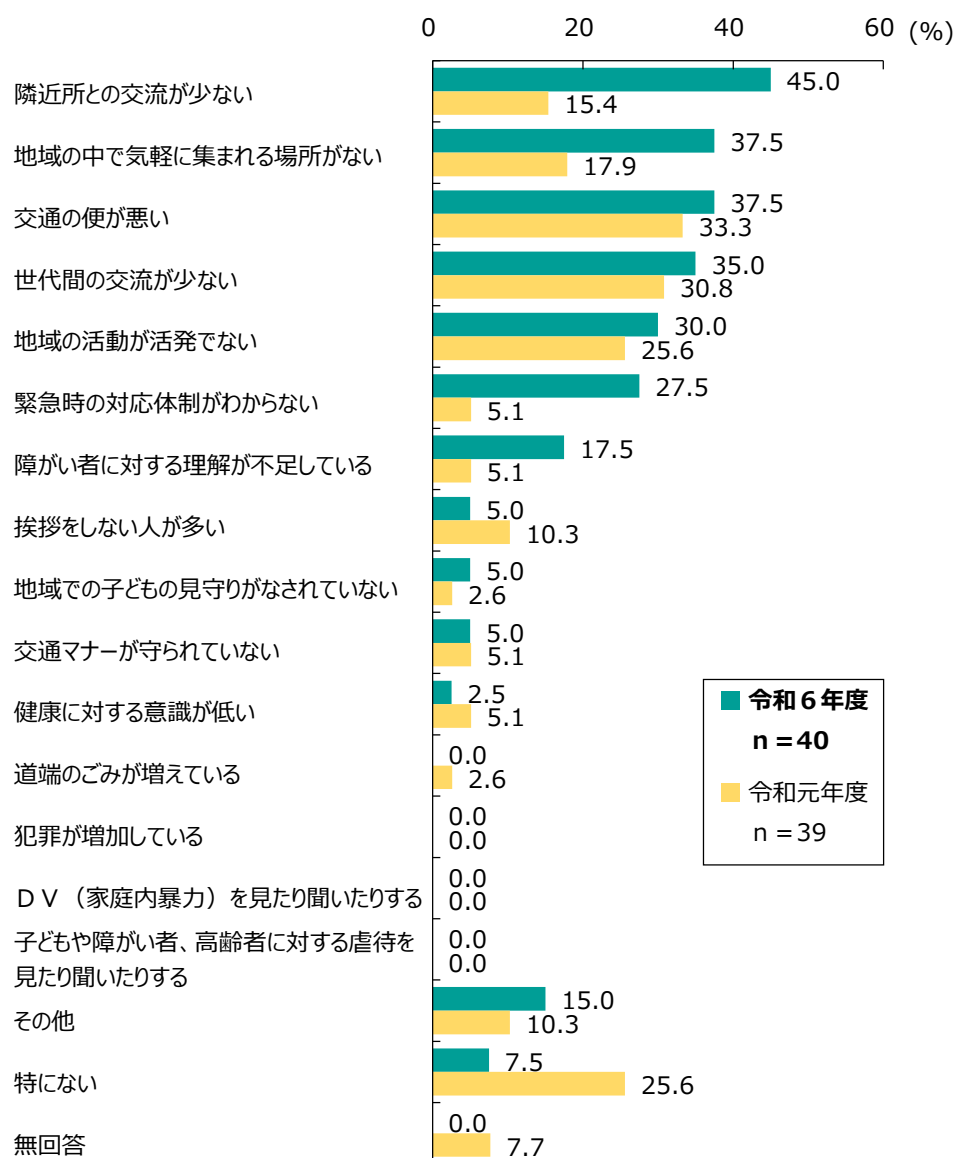


活動する中で、地域の中に支援が必要な人や気にかかる人（何らかの課題を抱えている人）がいるかについては、「高齢者のみの世帯」が35.0%と最も多くなっています。一方、「特にいない」も40.0%を占めています。

令和元年度調査と比較すると、「閉じこもりの人や引きこもりの人」「寝たきりの人」が5.0ポイント以上増加しています。また、「特にいない」は19.5ポイント増加しています。

■ 普段活動する中で、地域の中での問題点・不足していると思うものは何ですか。

(複数回答可)

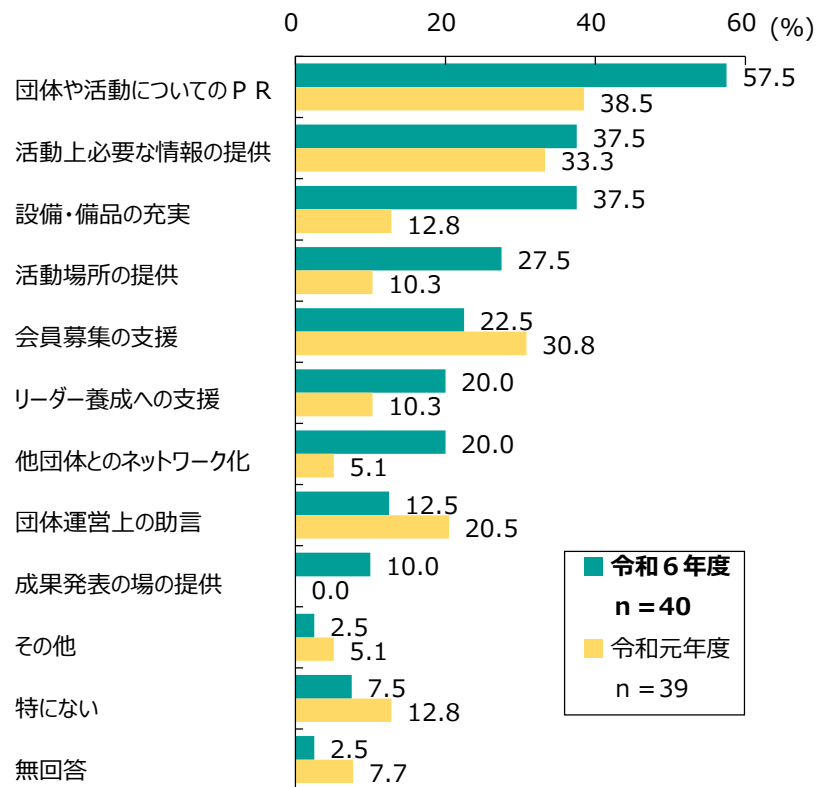


活動する中で、地域の中での問題点・不足していると思うものについては、「隣近所との交流が少ない」が45.0%と最も多く、次いで「地域の中で気軽に集まれる場所がない」「交通の便が悪い」がともに37.5%、「世代間の交流が少ない」が35.0%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「隣近所との交流が少ない」「地域の中で気軽に集まれる場所がない」「緊急時の対応体制がわからない」など4項目が12.0ポイント以上増加し、「挨拶をしない人が多い」が5.3ポイント減少しています。また、「特になし」は18.1ポイント減少しています。

3. 団体の今後の活動について

■ 貴団体が活動していく上で町に望むことはどのようなことですか。（複数回答可）



活動していく上で町に望むことについては、「団体や活動についてのPR」が57.5%と最も多く、次いで「活動上必要な情報の提供」「設備・備品の充実」がともに37.5%などとなっています。

令和元年度調査と比較すると、「団体や活動についてのPR」「設備・備品の充実」「活動場所の提供」など6項目が9.0ポイント以上増加し、「会員募集の支援」「団体運営上の助言」が8.0ポイント以上減少しています。また、「特にない」は5.3ポイント減少しています。

第4節 第3次地域福祉計画の進捗と課題

第3次地域福祉計画では4つの基本方針を掲げ、計画を推進してきました。各基本方針における進捗とみえてくる課題は、以下の通りとなります。

基本方針1 福祉の心を持つ人づくり

地域福祉の推進においては、相互の認めあい・支えあいが必要であることから、小中学校や地域における福祉体験や福祉講話等の福祉教育の実施を通じて、相手のことを認め、思いやる福祉の心の醸成を図ってきました。手話通訳入門の講座の町内開催を可能としたように、引き続き、学習の機会を町民が参加しやすいものとなるよう改善を図り、参加率向上と福祉の担い手の確保に努めていく必要があります。さらに、将来的に増加が見込まれる認知症高齢者などの権利を守る取り組みとして、成年後見制度の普及啓発や認知症サポーターの養成などが課題となっています。

基本方針2 地域で協力できる仕組みづくり

地域福祉の主役となるのは、町を構成する住民一人ひとりです。そして、地域で支えあう仕組みづくりは、地域でのあいさつや見守り・声かけといった基本的なコミュニケーションに始まります。近年、市川三郷町では人口減少に加え、自治会離れが加速するなか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に、見守りや安否確認の必要なケースが増加傾向にあります。また、住民同士の関係向上のきっかけとなる地域活動について、参加者の高齢化も懸念されています。これまで、民生委員・児童委員や民間事業者等による見守りや、社会福祉協議会と連携し、地域ボランティアの育成やボランティア団体への活動支援等、地域全体で支えあうまちづくりを推進してきました。今後もボランティアセンターの機能強化や、転入者や企業等に対して活動に関する周知を図るなど、ボランティアの活動維持や担い手の育成等の取り組みが必要となっています。

基本方針3 町民全体の暮らしを支える基盤づくり

生活課題が多様化するなか、総合的な相談体制の確保にあたっては、専門的な知識や資格を必要とする事案が増えてきており、相談対応に従事する職員の資質向上や、各関係機関との連携が一層求められています。市川三郷町では「地域ケア会議」などを通じて、複数の関連部署で情報を共有し、多角的な検討を行えるようにしています。表面化している問題のほかにも、生活困窮や虐待・DVなど、深刻な状況にあっても把握が難しいケースがあることから、民生委員・児童委員や地域・学校等の見守り活動により早期把握に努め、必要な支援につなげられるような体制の強化が重要となっています。また、福祉に関する情報については、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが容易かつ公平に取得できるよう、広報紙やホームページのほか「市川三郷町LINE」を積極的に活用するなど、時代やニーズに即した情報提供体制へと改善を図っていく必要があります。

基本方針4 誰もが安心して活動できる環境づくり

子ども、障がいのある人、ひとり暮らし高齢者など誰もが安心して地域で生活するためには、福祉の視点に基づく住環境の整備が欠かせません。市川三郷町では、コミュニティバスの運行、通学路の整備、幼児を対象とした交通教室の開催、青色防犯パトロールカーによる巡回のほか、さまざまな施策を通して、安心・安全な移動環境の整備と、防犯対策の推進を図ってきました。今後は、高齢者ドライバーの事故防止に向けた免許返納の啓発や、それに伴う移動支援の拡充についても対応が求められます。

また、安心な暮らしのためには防災対策も重要です。大規模災害発生時には、公的機関だけでは十分な支援が行えないことも想定され、地域で助けあう「共助」が不可欠となります。市川三郷町では、自力で避難することが困難な方について、避難行動要支援者登録台帳を作成していますが、引き続きわかりやすい制度周知に努めるとともに、個別避難計画についても作成を進める必要があります。地区ごとに防災・減災意識に差がみられることから、避難場所の周知や防災訓練の参加促進を図るなど、地域の防災力や防災意識を向上させるための環境づくりが重要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

今日の地域福祉には、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越え、地域住民が助けあいながら、地域課題を共有し、ともに解決していく「地域共生社会の実現」が求められています。複雑化かつ多様化する生活課題に対しては、自助・互助・共助・公助の連携を図り、全ての住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みが必要です。また、従来の制度や分野ごとの「縦割り」の支援体制を見直し、さまざまな部署が連携し、横断的かつ包括的に取り組むことが重要となっています。

これらを踏まえて、市川三郷町では、誰もが相手を尊重して受け入れる心を持ち、互いに助けあうことで、一人ひとりが幸せを実感できる地域づくりを目指します。

市川三郷町ではこれまで「地域の力で支えあい みんなが幸せ 私たちの市川三郷町」を基本理念に掲げ、福祉施策を展開してきました。近年のさまざまな社会変化の中にあっても目指すべき道筋として不変なものであると考えられることから、第3次計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進します。

基本理念

**地域の力で支えあい
みんなが幸せ 私たちの市川三郷町**

第2節 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、市川三郷町では以下の4つの基本目標掲げて、計画を推進していきます。

1. 地域福祉の心を持った人づくり
2. 地域で協力できる仕組みづくり
3. 町民全体の暮らしを支える基盤づくり
4. 誰もが安心して活動できる環境づくり

第3節 施策の体系

基本
理念

地域の力で支えあい みんなが幸せ 私たちの市川三郷町

基本目標 1

福祉の心を持つ
人づくり

(1) 福祉教育の推進

(2) 地域福祉の担い手の育成

基本目標 2

地域で協力できる
仕組みづくり

(1) 地域で支えあう体制づくり

(2) 地域のボランティア活動の推進

(3) 地域福祉活動の創出・育成

基本目標 3

町民全体の暮らしを
支える基盤づくり

(1) 相談体制の充実

(2) 情報収集・情報提供体制の整備

(3) 支援を必要とする人を支える
体制の整備

(4) 再犯防止に向けた取り組みの推進

基本目標 4

誰もが安心して活動
できる環境づくり

(1) 活動しやすい環境の整備

(2) 防災・防犯体制の充実

第4章 施策の展開

基本目標1 福祉の心を持つ人づくり

(1) 福祉教育の推進

現状と課題

社会環境が大きく変化する中で、価値観やライフスタイルの多様化を背景に、家庭や地域の中で、“福祉”を学ぶことは困難になってきています。そのため、学校教育の場において福祉に関する学習を推進し、早い時期からの共生社会の意識づくりを目指すことが必要です。

福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりを通して、身近な福祉課題に気づき、解決に向けて取り組める力を養うことを目的としています。家庭、学校、職場、地域等のさまざまな機会を通じて福祉教育に取り組むことで、地域で支え合える関係づくりを推進していくことが必要となっています。

また、今後は誰もが人間として大切にされて生きていくために守られるべき人権についての教育も積極的な推進が求められます。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 町が開催する、福祉に関するイベントや講座等に、積極的に参加しましょう。
- 性別や年齢の違い、障がいの有無等に関係なく、相手を尊重するようにしましょう。
- こどもの頃から福祉の心が養われるよう、家庭で福祉について考える機会を持ちましょう。
- 福祉教育に関する勉強会等、地域で福祉について学習する機会をつくりましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①学校での福祉教育の推進

- 町内のすべての小中学校にて、福祉講話や福祉体験等の福祉について学ぶ機会を提供します。
- 夏季休暇の期間を活用して、町内の中学生を対象に、福祉や防災、まちづくりについて学ぶサマースクールを実施します。

②地域での福祉教育の推進

- 幅広い年代の町民を対象とした地域における福祉教育の機会として、福祉に関するテーマを決めて町民と行政とが意見交換を行う「ふくし学習会」を開催します。
- 特定の世代・テーマを対象とした福祉講話を、地域住民が集まる場にて実施します。

③手話の普及に向けた取り組みの推進

- 「第4期市川三郷町手話施策推進計画」に基づいて、手話の普及と手話を使いやすい環境整備を推進します。
- 耳の不自由な方々による活動を支援する手話奉仕員を養成する講習会を実施します。
- 行政や公共機関等における手話の普及・手話による情報発信を図るため、行政職員向け庁舎内手話施策推進プロジェクトチーム(シュワッチ)による普及活動を行います。

④福祉活動への参加・体験機会の創出

- 町民が福祉活動に参加するきっかけづくりを図るため、ボランティア入門講座を実施し、ボランティアに関わる人材の拡充を図ります。
- 地域において、町民の生活支援を行う有償ボランティアである「こまりごと手つだい隊」の活動について周知し、新たな担い手の発掘・育成を図ります。

⑤生涯学習機会の充実

- 地区公民館におけるサロン活動やサークル活動等の、町民による自主的な学習活動を支援します。また、地域で活動を行うグループの育成及びグループ同士のネットワークづくりを図ります。
- スポーツ・文化・教養等の多様な内容について学ぶことのできる学習講座を実施するとともに、内容の充実に努めます。
- 町で開催した講座や教室を修了したり、受講して資格を取得したりした町民が、それぞれの能力をもって活躍できるよう、地域における活動を支援します。

⑥人権教育の推進

- 小・中学校において、地域社会と連携しながら行う教育である「みさと学」を通じて、故郷への愛着を持つとともに、夢と希望を持って未来を切り拓くことのできる児童・生徒の育成を推進します。
- 道徳教育の実践を通じて、お互いを尊重しあい、認めあう人権意識の醸成を図ります。

⑦高齢者や障がいのある人への理解の促進

- 高齢者や障がいのある人等とふれあう機会の提供や、高齢者や障がいのある人の暮らしを体験する教室等の開催を通して、理解促進を図ります。
- 耳が不自由な人をはじめとする、障がいのある人に対する理解を深めるための学習会を開催します。

(2) 地域福祉の担い手の育成

現状と課題

地域福祉を推進するにあたっては、誰もが地域活動の担い手となって活躍できる環境が確保されていることが大切です。

関係団体意向把握調査によると、半数以上の団体が、活動を行う上での困りごととして、メンバーの高齢化や新規メンバーが入らないことを挙げており、令和元年度調査結果を大きく上回るものとなっています。

ボランティア体験・研修への参加促進や中心的な役割を担う人材の育成のほか、幅広い人材が活躍できる環境整備を進め、地域の福祉ニーズに対応できる担い手の確保に努めていく必要があります。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 地域において活躍してもらうことで、地域活動のリーダー的役割を担う人材を育てましょう。
- 身近な相談先として、民生委員・児童委員を活用しましょう。
- 福祉にかかわる活動をしている関係団体は、活動内容について周知し、新たな参加者の確保を図りましょう。
- 民生委員・児童委員は、地域における身近な相談相手として、町民と顔見知りの関係を作り、町民からの相談事に対応しましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①福祉を担う人材の発掘・育成

- 町民が福祉活動に参加するきっかけづくりを図るため、ボランティア入門講座を実施し、ボランティアに関わる人材の拡充を図ります。【再掲】
- 地域において、町民の生活支援を行う有償ボランティアである「こまりごと手つだい隊」の活動について周知し、新たな担い手の発掘・育成を図ります。【再掲】
- 社会福祉士等の専門職の育成の場として、現場実習を実施します。

②住民リーダーの養成

- 地域づくりに関する研修・講座を行う地域支えあいフォーラムや、災害ボランティアセンター運営協力員養成講座等の各種講座の開催等を通じて、地域活動において中心的役割を担う人材の育成を図ります。
- 若年層の地域活動への参加を促進し、地域における自助機能の維持を図ります。
- 防災活動や災害時の救護活動においてリーダー的役割を担う「防災リーダー」の育成に向けた防災リーダー養成講習を地域において実施し、自主防災組織において中心的役割を担う人材の育成を図ります。また、実務のスキル向上のためのフォローアップ講習を実施します。

③民生委員・児童委員の活動支援

- 民生委員・児童委員の活動に対し、事務局を担うとともに、補助金交付による活動支援を図ります。
- 民生委員・児童委員及び各地区との連携を図ることで、民生委員・児童委員が地域で受けた相談事を町が把握し、必要に応じて関係機関につなぐことのできる支援体制の構築に努めます。

④民生委員・児童委員の資質向上

- 民生委員・児童委員が集まる定例会や研修会の機会を通じて学習会を実施し、資質向上のサポートを図ります。また、3年に一度の改選後には、新たに民生委員・児童委員となった方に向けた学習支援を行います。

⑤福祉に従事する職員の資質向上

- 町の福祉課・介護課等の関係部署の職員や関係機関・関係団体の職員等を対象に、各種研修を実施し、福祉を提供する環境の充実を図ります。

⑥認知症サポーターの養成

- 民生委員・児童委員や学生、関係団体、町職員等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守ることのできる町民の拡大を図ります。

基本目標2 地域で協力できる仕組みづくり

(1) 地域で支えあう体制づくり

現状と課題

近年は、少子高齢化や核家族化の進行、プライバシーの重視等により、住民同士のつながりが薄れ、全国的に支えあい機能の低下が見受けられます。

町民アンケート調査によると、お互いに相談や世話をする近所づきあいをしている割合は16.1%で、令和元年度調査の23.7%よりも少なくなっており、本町においても地域のつながりの希薄化がうかがえます。

地域での支えあいを推進する上では、近所づきあいをはじめとした人間関係が基盤となることから、あいさつや会話、情報交換など基本的なコミュニケーションが大切です。また、地域活動などのイベント、多世代が交流する機会・場などを通じて、地域交流の活性化を図ることにより、地域における支えあい機能をより一層向上させることが必要になります。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 日常的なあいさつや声かけを行うことで、隣近所との関係を持ちましょう。
- 地域の行事や活動に積極的に参加して、多くの町民と関わりを持ちましょう。
- 転入してきた人に、自治会への加入を呼びかけましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①近隣同士のコミュニケーションの活性化

- 地域での見守りや声かけを促進し、高齢者世帯の見守りや子育て家庭への配慮・手助けなどを行うことのできる、周囲で支えあう仕組みの構築を図ります。
- 各地区にて、町民同士の支えあいについて考える地区懇談会を開催します。
- 地域住民同士の連携による、高齢者等の日常生活を支援するための仕組みづくりを図るため、生活支援体制整備事業を実施します。また、町民同士で住んでいる地域の課題と解決策について考える協議体の設置を推進します。

②地域活動参加への啓発・参加機会の拡充

- 地域の行事や伝統的な催し、スポーツや文化活動等の、身近で気軽に参加できる活動を充実させることで、地域住民同士の交流の促進を図ります。また、地域で行われている活動について広く周知し、新たな参加の促進を図ります。
- 老人クラブ（シニアクラブ）の活動やサロン活動への支援を通じて、地域住民同士の交流の場の充実を図ります。
- 地域支えあいフォーラムを開催し、町民による地域活動について周知を図るとともに、地域における支えあい活動の重要性について啓発します。

③転入者への情報提供・定着への支援

- 転入してきた人に対し、本町及び居住される地区についての情報提供を行うことで、本町での暮らしになじめるよう支援します。
- 転入してきた人に対し、自治会に加入することのメリットを伝え、加入の促進を図ります。

(2) 地域のボランティア活動の推進

現状と課題

福祉分野の活動をはじめ、まちづくりのあらゆる分野で町民の参画は必要不可欠なものであり、地域住民・事業者・行政などがそれぞれの立場で、役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

町民アンケート調査では、ボランティア活動について、活動中または活動経験があると回答した人の割合が3割未満にとどまっています。また、「こまりごと手つだい隊」をはじめとする有償ボランティアも、参加意向のある人の割合は1割程度と低くなっています。一方で、「こまりごと手つだい隊」を知らなかった人も半数以上いることがわかっています。

このことから、ボランティア活動についての周知のほか、ボランティア活動に興味を持った人が気軽に参加しやすい環境づくりが重要といえます。引き続き、幅広い分野のボランティア活動の活性化に向けて、ボランティアセンター機能の強化が必要となっています。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 困っている人に対する声掛けや手助けなどの、日頃からできる小さなボランティア活動を心がけましょう。
- ボランティア活動に関心のある方は、積極的に活動に参加しましょう。また、専門的な研修・講座を受講しましょう。
- ボランティア活動や研修等で得た経験や技術を、積極的に活用しましょう。
- 地域で活動しているボランティア団体は、自らの活動内容について積極的に周知し、理解促進と参加者の拡大を図りましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①ボランティア育成に向けた取り組み

- 町民が福祉活動に参加するきっかけづくりを図るため、ボランティア入門講座を実施し、ボランティアに関わる人材の拡充を図ります。
- 地域において、町民の生活支援を行う有償ボランティアである「こまりごと手つだい隊」として活動する人材の養成講座を実施し、地域における町民同士の助けあいの促進を図ります。

②地域ボランティアの活動支援

- 防犯・交通安全ボランティアなどの地域で活動しているボランティアに対して、活動への助言や支援、相談対応等を行います。
- 「こまりごと手つだい隊」やファミリー・サポート・センター事業等の、町民同士の助け合いを行う有償ボランティアについて、周知を通じて利用促進と参加者の拡充を図ります。
- ボランティア通信の発行等を通じて、地域で活動しているボランティア組織が行っている活動について広く周知し、参加者の拡充を図ります。

③ボランティアセンターの充実

- 社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを募集したい団体等のマッチングを行うボランティアセンターを開設し、ボランティア活動に関する各種相談支援に対応します。
- ボランティア全般に関する相談、ボランティア保険の加入、助成金等に関する情報提供、各種講座の企画、運営等を行うコーディネーターの役割を担う社会福祉協議会職員の活動を支援します。
- ボランティア活動を安心・安全に行うことができるよう、ボランティア保険の加入受付を行います。

④地域ボランティアとの連携の強化

- 町内のボランティア団体で組織される市川三郷町ボランティア連絡協議会にて、定期的に活動に関する情報交換や学習会を実施することで、各団体の活動支援とネットワーク化を図ります。

⑤地域における見守り活動の推進

- 民生委員・児童委員や地域住民による登下校の見守り活動を推進します。また、配食サービスの配達業者や協定を結んだ民間事業者等との連携による見守り活動の推進を図ります。

⑥ボランティア活動についての周知・啓発

- ボランティア連絡協議会と連携してボランティアガイドブックを作成し、町内におけるボランティア活度の周知と活性化を図ります。

(3) 地域福祉活動の創出・育成

現状と課題

福祉ニーズの多様化が進む中、地域住民のちょっとした困りごとを地域の中で解決できる仕組みをつくることが重要となります。

本町の自治会加入状況は、加入世帯数・加入率ともに減少傾向にあり、老人クラブ連合会（シニアクラブ）においても、クラブ数、会員数・加入率のいずれも同様の傾向がみられます。一方で、町民アンケート調査によると、本町の暮らしやすさを感じる理由として、地域の「見守り」や「たすけあい」の意識が高いことが最も多く挙がっており、4人に1人の割合となっています。

民生委員・児童委員をはじめとした地域に根づいた組織の活動支援や、高齢者が交流し活動を行うサロンの整備等を図ることにより、住民が抱える問題が深刻な状況に陥る前に発見し、相談を受け止める機能（人や居場所等）を保持することが必要となっています。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- いきいきふれあいサロンや老人クラブ（シニアクラブ）などの、仲間で集まって行う活動に積極的に参加しましょう。
- 地域課題の解決のために向けて、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 暮らしている地域の生活課題や、福祉へのニーズについて、積極的に情報を発信し、対策につなげましょう。
- 誰もが地域福祉活動に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①高齢者が活躍できる環境の整備

- 地域の高齢者が集まって特色ある活動を行う「ふれあい・いきいきサロン」や、介護予防を目的とした体操を行う「いきいき百歳体操」等の高齢者が元気に活動する場の充実に努めるとともに、活動について周知し、新規参加者の拡充を図ります。
- 老人クラブ（シニアクラブ）等の高齢者が参加する団体の活動の活性化を図るとともに、活動を牽引するリーダーの養成を支援します。

②地区組織の活動支援

- 民生委員・児童委員や区長会、消防団、愛育会、日本赤十字奉仕団、保健推進委員会、食生活改善推進委員会、健康づくり推進協議会等の、地域に根づいた保健・福祉活動を行う組織の活動を支援します。
- 子育てに関する組織等による「子育て・子育て支援ネットワーク連絡会」を定期的開催し、子育てに関する情報共有や協議・検討を行います。

③福祉ニーズの把握に向けた取り組み

- 各地区にて実施する、町民同士の支えあいについて考える地区懇談会において、町民・地域からの福祉に関するニーズを聞き、対応策の検討につなげていきます。
- 民生委員・児童委員の定例会に町職員が参加し、事例報告等の共有による地域の実情や支援を必要としている人に関する情報の把握に努めます。
- 地域住民同士の連携による、高齢者等の日常生活を支援するための仕組みづくりを図るため、生活支援体制整備事業を実施します。また、町民同士で住んでいる地域の課題と解決策について考える協議体の設置を推進します。**【再掲】**

基本目標3 町民全体の暮らしを支える基盤づくり

(1) 相談体制の充実

現状と課題

地域生活における課題の解決は、悩みや課題を抱えた人が誰かに相談することから始まります。そのため、誰もが悩みや困りごとを気軽に相談できる体制の確保が必要です。

町民アンケート調査結果からも、困った時に相談する相手は家族・親戚、友人・知人等が多いことがわかっていますが、いずれも令和元年度調査の割合を下回っています。一方、希望するサービスとして「何でも相談できる窓口事業」と回答した人が全体の約4割を占めて最も多く、相談支援のニーズの高まりがみられます。

悩みや不安を誰にも相談しない人たちの中には、社会的に孤立していたり、問題を一人で抱えて解決できずにいたりする場合があります。そのため、一番身近な相談窓口としての機能を担う民生委員・児童委員と各関係機関との連携強化や、幅広いニーズにワンストップで対応できる包括的な相談体制の整備を進めていく必要があります。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 悩みや不安、暮らしに関する問題はひとりで抱え込まず、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 悩みや不安を抱えている人に、地域の相談窓口や関係機関を紹介しましょう。
- 日頃から家庭や近所で積極的にコミュニケーションをとり、相談できる相手をもつことを心がけましょう。
- 民生委員・児童委員は、町民から受けた相談を行政と共有することで、適切な支援につながるようにしましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①相談体制の充実

- 多様化・複雑化している地域の生活課題に対応できるよう、さまざまな分野の専門職による総合的な相談支援体制を構築し、町民の悩み・不安を受け止める体制を整備します。
- 高齢者の暮らしに関する総合相談窓口である地域包括支援センターや、子ども・子育て支援の窓口である「子育て世代包括支援センター」など、それぞれの分野における相談窓口の機能強化を図ります。また、将来的には子ども・子育て支援に関する総合相談窓口である「こども家庭センター」の設置を目指します。

②相談員同士の連携の強化

- 相談に来た人を適切な支援につなぐことができるよう、峡南圏域相談支援センターや地域活動支援センター、地域包括支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の、各種相談支援を行う関係機関との相互の連携強化に努めます。
- 情報共有の推進等を通じて、保健・医療・福祉・介護等に関する全庁的な支援体制の構築を図ります。
- 地域ケア会議を開催し、支援が困難な事例の共有・事例検討を行うことによって、関係機関や関係部署との連携強化を図ることで、相談支援体制の強化を図ります。

③相談窓口の周知・情報提供

- こころの健康づくりや薬物・アルコール依存症、ひきこもりなどの福祉に関するさまざまな課題についての情報について啓発するとともに、それらの問題に対応する相談窓口について周知します。
- 民生委員・児童委員等をはじめとする、地域で相談支援を行う関係団体・ボランティアに対し、各種相談窓口の周知を行い、適切な支援へのつなぎを図ります。

④総合相談窓口の設置・総合相談拠点の整備

- 関係部署において相談に応じ、内容に応じて担当部署につなぐことで部署間の連携を図るとともに、保健・医療・福祉・介護等のそれぞれの強みを活かした支援を展開することで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 地域で起こるさまざまな生活課題に対し、相談対応から必要な支援までワンストップで行うことのできる総合相談窓口の機能を確保する方策について検討します。

⑤重層的支援体制整備に向けた取り組み

- 介護や生活困窮、子育てなどに関する複数の支援ニーズを持っているなど、従来の支援体制では対応が困難な事例への対応を図るため、それぞれの分野を超えた相談支援・社会参加支援・地域づくり支援等の個別ケースに応じた支援を一体的に行うことが可能な重層的支援体制の整備に向けて、関係各課による調整・検討を進めます。

（２）情報収集・情報提供体制の整備

現状と課題

住民一人ひとり、それぞれ異なる生活環境や課題を持つ中、多様なニーズに合った情報提供が必要です。また、情報を一方的に流すだけでは確実に届いているとはいえないため、「受け手」の立場に立った情報発信の方法と内容の充実が求められます。

本町にはさまざまな福祉サービスが用意されていますが、地域住民が必要となる状況になるまで、それらの情報を知る機会はそれほど多くないのが現状です。課題が重篤化・深刻化してしまう前に、適切な相談支援やサービスの利用につなげられるよう、関係機関との情報共有や総合的な情報発信が求められています。また、情報のバリアフリーにも配慮し、誰もが不平等なく容易に情報を入手できる方法の検討を進めていくことが必要です。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 町広報紙やホームページ、SNSなどを通して、町や地域の情報を積極的に入手しましょう。
- 地域での暮らしに役立つ情報を得たら、周囲の人と共有し、より多くの人が恩恵を受けられるようにしましょう。
- 地域の課題や福祉サービスへのニーズ、地域や自分たちにできることを積極的に発信しましょう。
- 周囲に情報を提供する際は、個人情報やプライバシーへの配慮を忘れないようにしましょう。
- 福祉サービスを提供している事業者・団体は、実施している取り組みについて情報を発信しましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①町広報紙やホームページ等による情報提供

- 福祉や福祉サービス、本町が推進する手話に関する情報について、町広報紙やホームページ、SNSなどを活用して広く発信し、町民全体の福祉への関心の向上と、支援を必要とする人が適切なサービスを受けられる体制づくりを図ります。

②情報収集・情報提供における連携体制の構築

- 関係機関が一堂に会する会議等の機会を活用して、福祉に関する情報の共有を行うとともに、地域全体への情報発信に向けた協議・検討を行います。

③情報のバリアフリー化の推進

- 障がいの有無等にかかわらず、誰もが必要な情報を得ることができるよう、身体障害者手帳聴覚障害2・3級の方に文字表示機能付き防災ラジオを無償貸与します。また、防災無線の聞き直し（電話）・LINEも実施していきます。
- 意思疎通支援者や手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

④消費者犯罪被害への対策

- 警察や関係機関等と連携しながら、町広報紙やホームページ、パンフレットなどを活用して消費者犯罪被害防止に関する情報の周知を図るとともに、日頃からできる消費者犯罪被害への対策についての情報発信を行います。
- 富士川町と合同で消費生活相談窓口を開設し、消費生活相談員による相談支援や、消費者犯罪の被害に遭った町民へのフォローを行います。

⑤個人情報の正しい取り扱いに関する周知・啓発

- 町や関係機関が実施する地域情報の提供・把握・共有を行うにあたっては、市川三郷町個人情報保護条例にのっとり、個人情報の正しい取り扱いとプライバシーの保護の徹底に努めます。

(3) 支援を必要とする人を支える体制の整備

現状と課題

かつては地域に暮らす人々がさまざまな地域課題に対し、近隣住民同士の顔の見える関係において助けあうことで、地域生活は支えられてきました。しかし、地域社会の連帯感が薄れる現代では、さまざまな課題が絡みあうことで、社会的に孤立する「社会的排除」の問題が顕在化しています。

近年、雇用の不安定や物価の上昇などにより生活困窮状態に陥る人々が増加し、貧困の世代間連鎖といった問題があります。ほかに、ひとり親家庭、外国籍住民、ひきこもり、虐待、DV、ヤングケアラーなど、福祉に関する問題は多岐にわたります。こうした人たちの中には、支援を必要としながらも自らSOSを発信することができない、サービスの存在を知らない、閉じこもってサービスを受け付けないといった理由から、支援を受けられない人がいます。

このように複合化した問題や、従来の支援制度では利用できるサービスがないいわゆる「制度の狭間」の課題への対応について、関係機関間の連携強化を図り、分野横断的に対応する体制が求められています。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 悩みや不安、暮らしに関する問題はひとりで抱え込まず、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 支援を必要とする人が抱えるさまざまな生活課題・福祉課題に対する理解を深めましょう。
- 身近な高齢者や障がいのある人、子どもなどの世話や支援を隣近所や身近な人に依頼しておきましょう。
- 支援を必要とする人がいる世帯に対し、日常的な見守り活動や声かけを隣近所で協力して行いましょう。また、必要な支援につながるよう、行政や民生委員・児童委員に連絡・相談するようにしましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①生活困窮者等への対応・支援

- 地域ケア会議等において、生活困窮者や生活に不安を抱えている人に関する情報の共有に努め、状況の早期把握と早期対応に努めます。
- 生活に困窮している人からの相談を受けた際は、福祉事務所や社会福祉協議会と連携しながら、生活保護受給申請を受け付けるとともに、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や住宅確保に関する支援、家計改善支援等のサービスへのつながを図ります。

②自立相談支援機関との連携による就労支援

- 生活困窮者やひきこもり状態の人の経済的自立を支援するため、県社会福祉協議会の事業等との連携による就労支援を図ります。

③権利擁護の啓発・推進

- 認知症や障がいなどにより、判断能力を欠いている高齢者や障がいのある人の権利や財産を守るための制度である成年後見制度について、研修会等を通じて周知し、必要としている人による利用の促進を図ります。
- 支援を必要とする高齢者や障がいのある人の生活支援や財産管理等を行う日常生活自立支援事業について、研修会等を通じて事業内容について周知し、必要としている人による利用の促進を図ります。
- 成年後見制度を支える市民後見人について、近隣自治体からの情報収集や研修への参加等を通じて、育成に向けた組織体制の整備を進めます。
- 成年後見制度の利用促進に向けた中核機関の整備に向けて、庁内の関係各課及び関係機関による検討を進めます。

④保健・福祉サービスの適切な提供

- 介護保険サービスや障害福祉サービス、幼稚園・保育園・認定こども園等の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業、保健サービス等の行政が提供する保健・福祉サービスについて、地域住民や利用者からのニーズを踏まえながら、円滑なサービスの提供に努めていきます。

⑤健康増進と重症化予防・介護予防に向けた取り組み

- 生活習慣病をはじめとする病気の発症予防・早期発見・重症化予防及び健康増進を図るため、特定健康診査やがん検診を実施するとともに、町民への受診勧奨を図ります。
- 各種健康教室の開催等による健康教育や、心身の健康に関する相談の機会を充実させ、一人ひとりの健康管理の重要性や、健康づくりの実践について啓発します。
- 高齢者一人ひとりの介護予防を推進するため、地域包括支援センターが中心となって普及・啓発に取り組むとともに、地区組織やサロンでの活動を活用したフレイル予防を含む介護予防活動の実施・いきいき百歳体操の実践の促進に努めます。

⑥自殺対策の推進

- 「市川三郷町自殺対策計画」に基づく施策を展開し、町民のこころの健康づくりを図るとともに、こころの病や自殺に関する正しい知識の普及・啓発、町を挙げて自殺を予防する取り組みを推進します。
- 地域における声かけや見守りの重要性について啓発します。
- 自殺のリスクのある人を早期に発見し、適切な対応をとることのできる町民を育てるゲートキーパー養成講座を町内各所で開催するとともに、町職員や民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、放課後児童クラブの指導員等に受講を推奨します。また、ゲートキーパー養成講座開催後のフォローアップ講座の実施について検討していきます。

⑦ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や医療費への助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的自立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、保護者の就労支援を行います。
- 乳幼児健診時の相談や、保育所・小中学校への巡回相談の機会を活用して、ひとり親家庭への相談支援を行うとともに、支援に向けた関係機関との連携を図ります。

⑧支援につながりにくい人への対応・アウトリーチ対策

- 地域ケア会議において、「制度の狭間」の課題を抱えるケースや支援を届けることが困難なケースについて、相談対応を行う担当課だけでなく関係部署との協議を通じて多角的な支援策の検討を図ります。
- 支援を必要としているが、既存の制度やサービスによる対応が難しい人を支えるための仕組みづくりについて検討していくとともに、対応にあたる職員の資質向上に努めます。

⑨虐待やDV等の早期発見・早期対応

- 虐待やDV等の被害の早期発見・早期対応が可能となるよう、市川三郷町高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク協議会を定期的に開催し、関係機関との連携・協力体制の確認や支援体制の検討を行います。
- 高齢者虐待防止に向けた啓発活動として、高齢者本人を含む町民、民生委員・児童委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護サービス事業所の職員等に啓発用のチラシを配布します。
- 子どもの生命にかかわる児童虐待を防止するため、児童相談所や警察、学校、幼稚園・保育園・認定こども園、主任児童委員等の関係機関・団体等で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的な会議を実施するとともに、個別ケースへの支援の検討を行います。
- 11月1日から11月10日までを「高齢者及び障がい者虐待防止活動期間」と定め、虐待防止活動期間の放送やポスターの配布等を通じた周知・啓発活動を行います。

⑩保健・医療・福祉等の支援を必要とする人の社会復帰への支援

- 保健・医療・福祉等による支援を必要とする人の社会復帰を支援するとともに、地域での円滑な暮らしを送ることができるよう、山梨県地域生活定着支援センターや峡南圏域相談支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。

⑪子どもの貧困対策

- 貧困状態にある子ども及び子育て家庭を早期の支援につなげるため、保健師による家庭訪問や相談支援、民生委員・児童委員による活動を通じて、子育て家庭の経済的状況や養育環境の把握を図ります。
- 貧困状態にある子どもが、家庭の経済状況にかかわらず豊かな心身を育むことができるよう、就学援助をはじめとする学習支援、食糧支援や居場所づくりなどによる生活面での支援を充実させます。また、子ども食堂を運営する団体等への協力を行います。
- 貧困状態にある子育て家庭の保護者に対し、公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就業支援を図るとともに、児童手当の支給や医療費助成をはじめとした経済的支援を実施します。

⑫ヤングケアラーへの支援

- 本来大人が担うとされる日常的な家事や兄弟の世話、介護等をしており、学校生活や人間関係に支障をきたしている「ヤングケアラー」に関する問題について周知し、町民全体の理解促進を図ります。
- 町内のヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラーとみられる子どもに対し、教育・子育て・福祉・介護等の関係部署が連携しながら、それぞれのケースに応じた相談・支援・指導等を行います。
- ヤングケアラーとみられる子どもの進学・就職について、専門機関へのつなぎなどを含めた支援を図ります。

（４）再犯防止に向けた取り組みの推進

現状と課題

「令和５年版再犯防止推進白書」によると、全国の刑法犯再犯者数は年々減少傾向にあるものの、2022（令和４）年次の刑法犯再犯者率は47.9%と半数近くを占めています。犯罪や非行の背景には、貧困や差別、孤独などの生きづらさが影響している場合があります。また、刑期を終えて出所しても、仕事や住居がない、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上でさまざまな困難を抱えている人が少なくなく、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。

更生し社会復帰したのち、地域社会の一員として、孤立せず安定した生活を送るためには、息の長い支援、そして受け入れる環境づくりなどの再犯防止の基盤整備が課題となっています。また、犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生について、住民に広報・啓発を行い、関心と理解を得ることが必要です。加えて、全国的な傾向として、犯罪や非行をした人における高等学校への進学率の低さや、進学後の高等学校の中退率の高さも浮き彫りとなっていることから、学校等と連携した修学支援のあり方についても検討・推進を図る必要があります。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 犯罪や非行をした人の社会復帰を、地域全体で見守り、一人ひとりにできる手助けをしましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①啓発活動の充実と関係団体との連携

- 保護司会や更生保護女性会等の、更生保護・社会復帰に携わる活動をしている関係団体による活動の支援と連携を図ります。
- 保護司会や保護観察署と連携した、社会復帰に関する相談支援を行います。
- 地域の犯罪予防活動や青少年育成に向けた取り組み、環境保護活動等を展開する「社会を明るくする運動」について普及・啓発し、参加促進を図ります。

②学校等と連携した非行防止・修学支援

- 学校におけるいじめをはじめとする問題に対応するいじめ問題等連絡協議会を開催し、情報共有や予防策・対応策の検討を図ることで、児童・生徒の非行防止と健全な育成を図ります。
- 「こころの教室」にて、専門の相談員が不登校やいじめ、友人関係、親子関係等の悩みを抱える児童・生徒や保護者、支援にあたる教職員に対して相談支援を行います。
- 県の「スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、町内の小・中学校において、スクールカウンセラーが相談希望や相談の必要がある児童・生徒及び保護者、教職員等に向けた相談支援・助言・援助を行います。
- 県の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を活用し、町内の小・中学校において、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒及び保護者、教職員等への相談対応を行うとともに、必要な関係機関等へのつなぎなどの支援を行います。
- 町内小・中学校において、道徳教育を推進し、子どもたちの他者を思いやる心の醸成を図ります。また、人権擁護委員等と連携しながら、人権意識の醸成につながるイベント等を実施し、人権教育を推進します。
- 学校に行きたくてもいけない子どもたちの居場所として、「やまなみ教室」を開設し、指導員や仲間とふれあいながら、個別学習やグループ活動を取り入れ、学校復帰や将来の社会的自立を目指します。

基本目標4 誰もが安心して活動できる環境づくり

(1) 活動しやすい環境の整備

現状と課題

地域には、年齢や性別、心身の状態などからさまざまなニーズがある人が暮らしています。誰もが気軽に外出し、思い思いの活動や地域活動に参加できるなど、住み慣れた地域において安心して暮らしていくためには、法令で求められるバリアフリー整備のほか、利用者の視点やユニバーサルデザインの考え方に基づいた取り組みが求められます。

町民アンケート調査によると、公共交通機関が少なく移動が不便であるところや、買い物など日常生活のための場所が少ないところに、約半数の人が本町の暮らしにくさを感じていることがわかっています。また、道路が危険であるという意見も3割程度を占めています。

誰もが、いつでも気軽に、安心して利用できる場所を増やすには、行政だけでなく、地域住民、民間事業者などがそれぞれの立場での協力のもと、取り組みの推進が図られなければなりません。また、高齢者や障がいのある人など移動困難者に対する移動手段の確保や、歩行空間における危険箇所の把握・解消など、活動しやすい環境整備の継続的な推進が必要となっています。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 住んでいる地域の危険な箇所について把握し、情報を周囲の人や行政と共有しましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

- 町の公共施設や公共交通機関等の改修等においては、誰もが安心して利用できるものとなるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの考えに基づく設備の整備に努めます。
- 町民に向けて、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの理念や考え方について、周知・啓発していきます。

②支援を必要とする人の移動手段の確保

- 高齢者や障がいなどの理由により、日常的な移動が困難な人に対して、障害福祉サービスにおける移動支援事業や、タクシー利用金額助成事業等による移動支援を行います。
- 新たな移動支援策となる、町内巡回バスの導入等について検討します。
- 高齢者や障がいのある人のための「思いやり駐車区画」を町内各所に整備するとともに、その適正利用について啓発します。
- 買い物や通院等の送迎等の、町民が主体的に実施する移動支援について、周知を通じて利用促進を図るとともに、実施・運営への支援を図ります。

③安全な歩行空間の整備

- 道路の段差解消や通学路における歩道・車道の分離、交通量の多い道路への信号機や横断歩道、ガードレールなどの設置等、町民の交通安全の確保のための取り組みを推進し、誰にとっても安全に歩行できる道路の整備に努めます。
- 各地区から要望書を提出してもらうことにより、歩行・通行において危険な箇所の把握に努めます。

(2) 防災・防犯体制の充実

現状と課題

近年、大規模な風水害や地震災害等の自然災害が全国各地で頻発しています。防災・減災対策及び災害時の支援はこれまで以上に必要な取り組みとなっており、各家庭や地域、学校、職場等のさまざまな単位で、日頃から備えや防災訓練等が行われています。

町民アンケート調査によると、災害ボランティアセンターの概要の認知度は25.6%にとどまっています。一方で、設置された場合には参加意向があると回答した人の割合は44.9%となっており、いざという時に円滑に運営できる体制の整備が重要です。

このように、地域の防災意識を高め、災害時に助けあうことができる地域づくりを進めるためには、避難行動要支援者登録台帳の整備や該当世帯への支援体制の強化、緊急時における多様な情報伝達手段の確保なども、ますます重要となります。

また、近年では、全国的に悪徳商法や特殊詐欺等、さまざまな手口の犯罪が横行しています。地域における日常的な見守りのほか、各種媒体や研修会実施による防犯知識の周知など、より一層の防犯体制の強化が必要となっています。

【町民・地域の取り組み（自助・共助）】

- 日頃から、緊急時の避難経路を確認するとともに、災害への備えについて家族と話しあうようにしましょう。
- 地域で行われる防災訓練に参加しましょう。また、高齢者や障がいのある人、子どもなどがいることを想定して防災訓練を実施しましょう。
- 自分の周囲にいる、災害時の避難行動において支援を必要とする人の情報を把握しておきましょう。
- 日頃から地域の交流を深め、避難行動に支援を必要とする人は緊急時の手助けを依頼しておきましょう。
- 子どもの登下校時の見守り・パトロールやひとり暮らしの高齢者の見守りなど、自主的な交通安全活動・防犯活動を行い、安全に暮らすことのできる地域をつくりましょう。

【行政の主な取り組み（公助）】

①防災・減災に向けた取り組みの推進

- 災害発生時に迅速に避難行動をとることができるよう、地域の避難場所を把握するなど、防災・減災に取り組むことの重要性について、町広報紙にて周知・啓発します。
- 各地区における防災訓練の実施を支援し、地域の防災・減災意識の向上を図ります。
- 小・中学校での引き渡し訓練や避難訓練の実施、防災講座や着衣泳体験の実施等を通じて、児童・生徒の防災・減災意識の向上を図ります。
- 災害発生時に、安心して避難生活を送ることができるよう、備蓄の確保に努めます。

②避難行動要支援者への支援

- 高齢者や障がいのある人等の避難行動において支援を必要とする人の把握と適切な避難行動を図るため、避難行動要支援者登録台帳について周知するとともに、登録と管理を行います。
- 避難行動要支援者登録台帳の情報を区長や組長、民生委員・児童委員、自主防災組織等と共有し、避難誘導方法等の検討に役立てます。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めます。

③防犯体制の強化

- 地域の防犯体制の強化を図るため、青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを実施します。
- 防災行政無線を通じて、振り込め詐欺被害や消費者被害等の防止に向けた啓発を実施します。
- 各園や学校における防犯体制の強化を図るため、防犯訓練の実施や緊急避難場所である「子ども110番の家」の指定と普及、見守りボランティアやスクールガードリーダーによる登下校時の安全確保等を行います。

④交通安全の推進

- 幼稚園・保育園・認定こども園での交通安全教室の実施や、町内各署での街頭指導等の実施を通して、交通安全対策の充実を図り、交通事故防止に努めます。
- 高齢者ドライバーに対し、安全運転に向けた啓発を行うとともに、免許返納について啓発・指導します。また、免許を返納した高齢者に向けた移動支援サービスの拡充について、実施を検討していきます。

第5章 計画の推進体制等

第1節 計画の推進体制

(1) 行政における役割

地域福祉の推進にあたって、行政には、町民の福祉の向上に向けて福祉施策を総合的に推進することが求められます。また、積極的な情報収集・情報提供を通じて、地域福祉活動への町民参加の機会の拡充や、相談体制や福祉活動の拠点等の整備を推進することなどが求められています。

また、地域福祉の推進にあたっては、福祉部局だけでなく全庁的に取り組むことが求められます。庁内各課との緊密な連携を図るとともに、関係機関・団体等とも、それぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ることで、ニーズの把握と地域の特性を勘案した施策の推進に努めます。

また、本計画について、町の広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を活用して広く周知・啓発を行い、町民の福祉意識の高揚を図ります。

(2) 協働による計画の推進

住み慣れた地域で、支えあい、助けあう地域社会を実現するためには、地域住民一人ひとりが主役となり、それぞれの役割を理解し、行政と協働することが必要不可欠です。そうした支えあいや助けあいが自発的に生まれる住みやすい地域を実現するには、地域が置かれている状況を住民自身と行政が相互に把握するとともに、その課題やニーズに対応していくため、地域で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の担い手として参画することが必要です。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働のもとで取り組んでいくことが必要です。

(3) 市川三郷町地域福祉計画推進協議会の設置

地域住民代表、関係団体代表、福祉関係者、行政職員等によって構成する『市川三郷町地域福祉計画推進協議会』を設置し、本計画の進捗状況の確認・評価を行います。

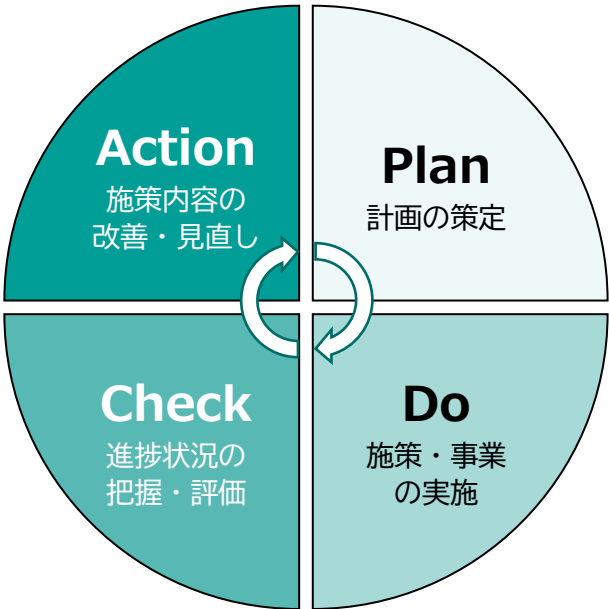
第2節 計画の進捗管理・評価

本計画の進捗管理においては、計画に沿って各施策・事業が適切に実施されているか、事務局が年度ごとに進捗状況を把握し、目標に対する評価を実施します。

また、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルに従った点検・評価・改善・実施に取り組んでいきます。

「PDCAサイクル」とは

PDCAサイクルとは、物事を効果的な管理における段階的な考え方です。
本計画の策定においては、「PLAN（計画の策定）」・「DO（施策・事業の実施）」・
「CHECK（進捗状況の把握・評価）」・「ACTION（施策内容の改善・見直し）」
の一連の流れを絶えず繰り返し行うことで、物事の継続的な維持・向上を推進します。



計画の評価・検証、次期計画策定のスケジュール

	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
評価シートの作成					
単年度評価・分析					
中間評価					
次期計画策定					

- 第2編 -

第4次障がい者計画

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

我が国においては、2011（平成23）年4月に、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」が改正され、すべての人が人権を持っているという考え方にに基づき、障がいの有無に関わらず、人々の多様なあり方を相互に認め合える「共生社会」の実現を目指すこととしています。2014（平成26）年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准され、2016（平成28）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、さまざまな法整備が進められてきました。

また、2023（令和5）年3月には「第5次障害者基本計画」が策定され、「共生社会」の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念として取り組みが進められています。

近年、障がいのある人の高齢化・障がいの重度化だけでなく、介護をしている家族の高齢化・8050問題など、障がい福祉を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、きめ細やかな対応が求められています。

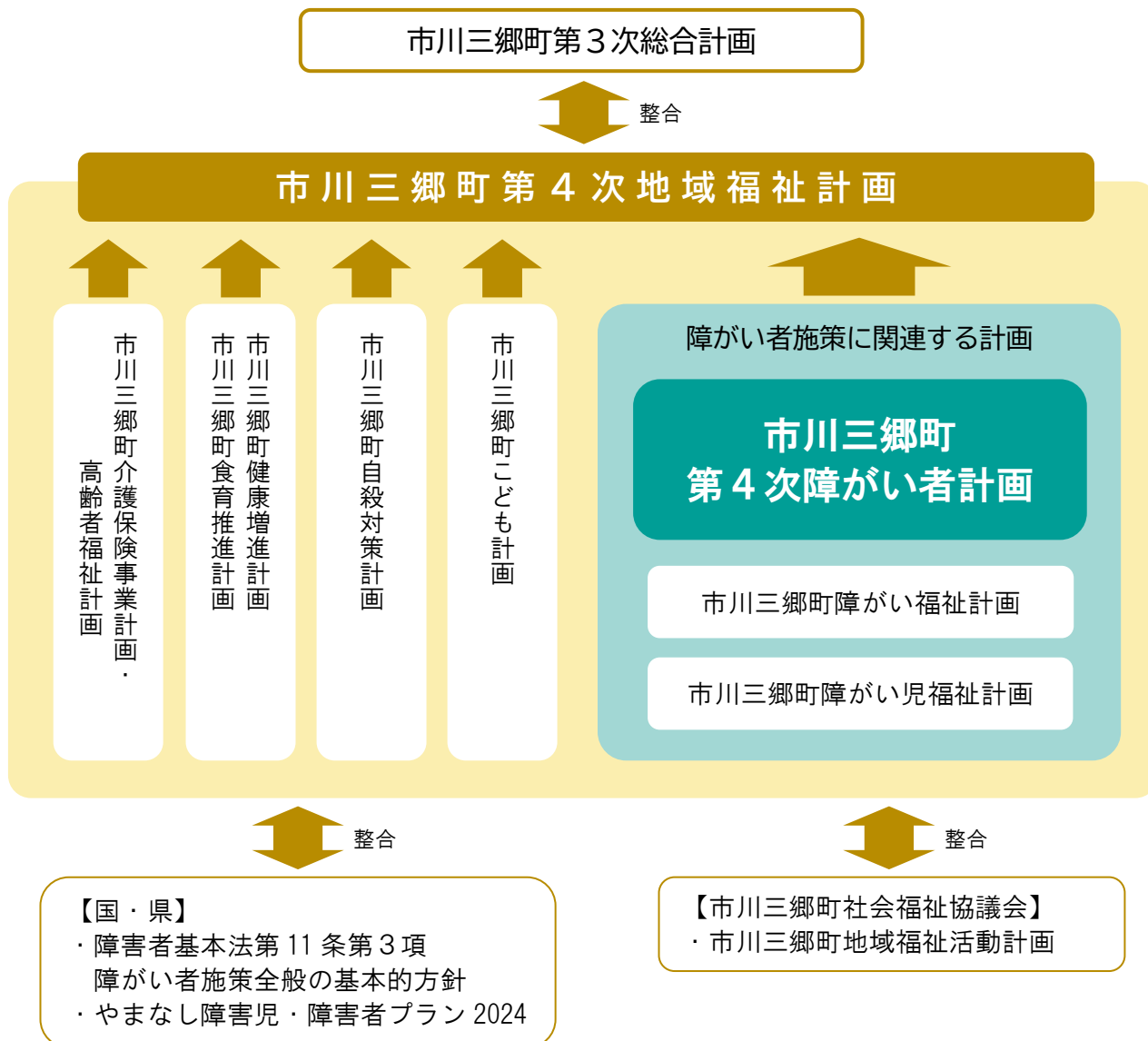
少子高齢化・核家族化等が進んでいる中、市川三郷町における障がい福祉の考え方や理念を明確にして共有するとともに、障がいのある人の活動を制限するさまざまな要因を取り除き、自らの能力が最大限発揮できる社会の実現を図ることは、市川三郷町の将来の活力を維持向上させる上でも重要です。

このたび、「市川三郷町第3次障がい者計画」の計画期間の最終年度を迎えるにあたり、これまでの計画の進捗状況を整理するとともに、市川三郷町の障がい福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、障がい福祉に係る関係法や制度の改正、障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえた上で、さらなる施策充実に向け、新たに2025（令和7）年を開始年度とする「市川三郷町第4次障がい者計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は障害者基本法第11条第3項にて規定されている「市町村障害者計画」に位置づけられる法定計画であり、市川三郷町におけるさまざまな障がい者施策の体系的な推進を図ることを目的としています。

また、本計画は市川三郷町の長期的・総合的な計画である「市川三郷町第3次総合計画」に基づく福祉分野の個別計画であるとともに、市川三郷町の福祉関連計画との整合を図るものとします。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間です。なお、関連法等の改正や社会情勢の大きな変化に対応して、必要に応じて見直しを図っていきます。

	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
総合計画	第2次計画			第3次計画				
地域福祉計画	第3次計画			第4次計画				
障がい者計画	第3次計画			市川三郷町 第4次障がい者計画				
障がい福祉計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画		第3期計画			第4期計画		

第4節 計画の策定方法

（1）策定委員会での審議

地域住民代表、関係団体代表、福祉関係者、行政職員等によって構成する『市川三郷町地域福祉計画策定委員会』において、第4次地域福祉計画と同様に、計画の策定について審議を行いました。

（2）パブリックコメントの実施

2025（令和7）年1月●日～2025（令和7）年2月●日の間、ホームページ上及び役場の窓口でパブリックコメントを募集しました。

第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業等がさまざまなパートナーシップのもと、その実現に向けた取り組みを始めています。

本計画の最上位計画である「市川三郷町第3次総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもSDGsを踏まえた施策の推進を図ります。

17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは以下の5つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】

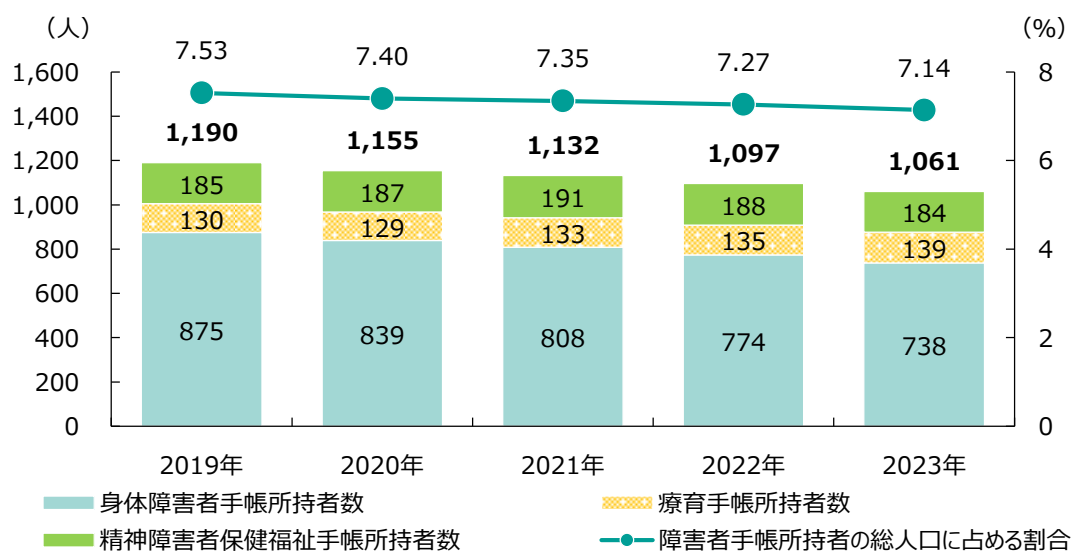


第2章 市川三郷町の障がい者の現状

第1節 統計データからみる現状

(1) 障がい者に関する統計

①障害者手帳所持者数の推移



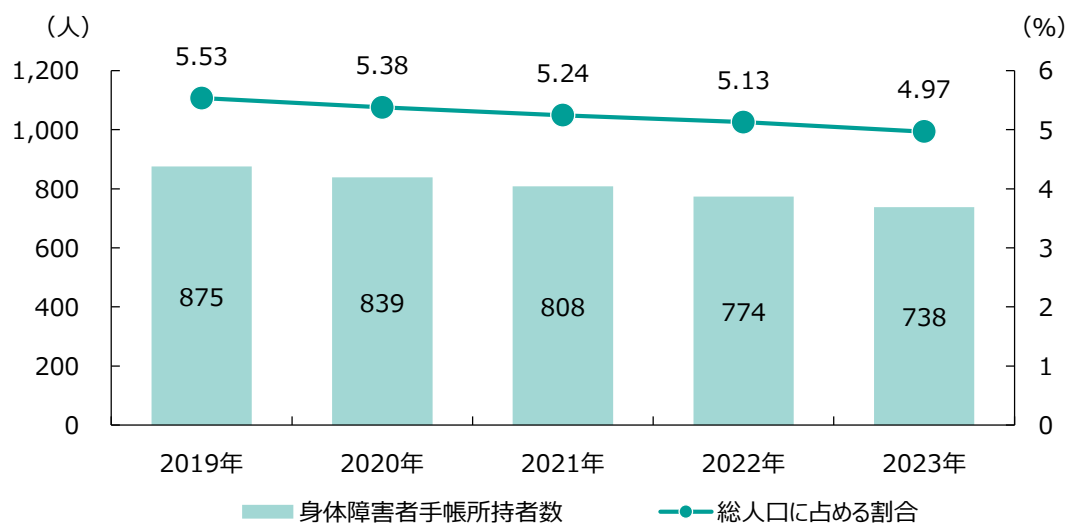
※重複あり

資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は2019（令和元）年以降減少傾向にあり、2023（令和5）年においては1,061人となっています。障害者手帳所持者の総人口に占める割合は7.14%と、2019（令和元）年と比べて0.39ポイント減少しています。

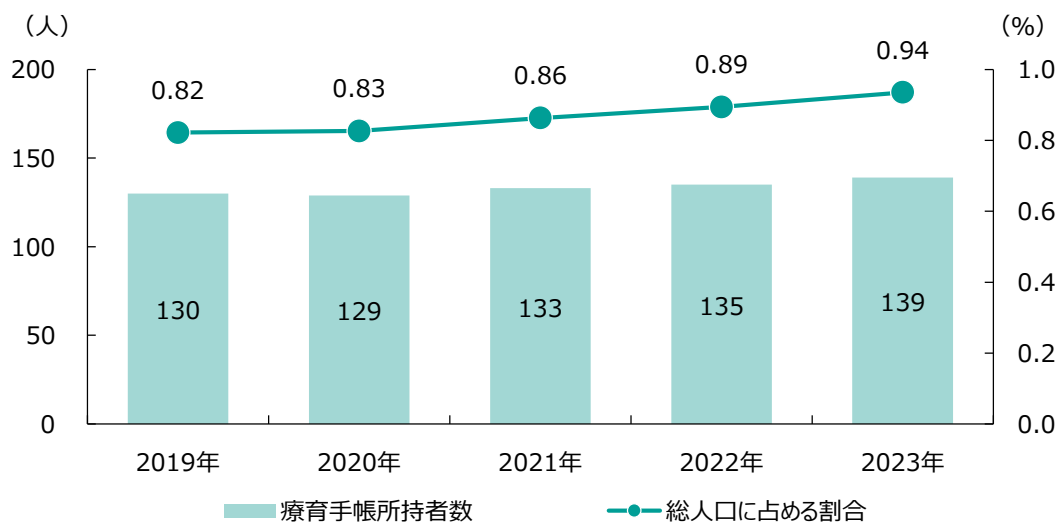
②各種手帳所持者数の推移

【身体障害者手帳所持者数の推移】



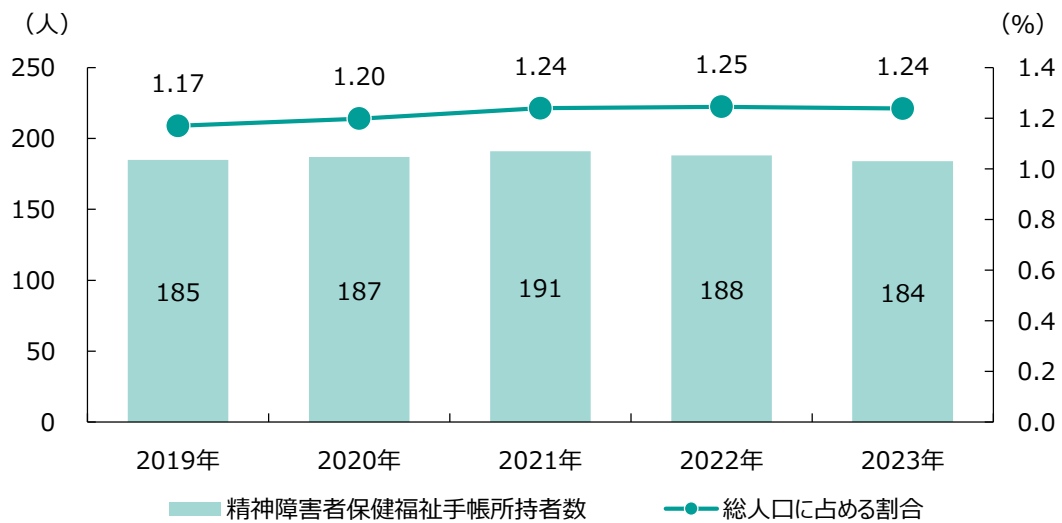
資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

【療育手帳所持者数の推移】



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

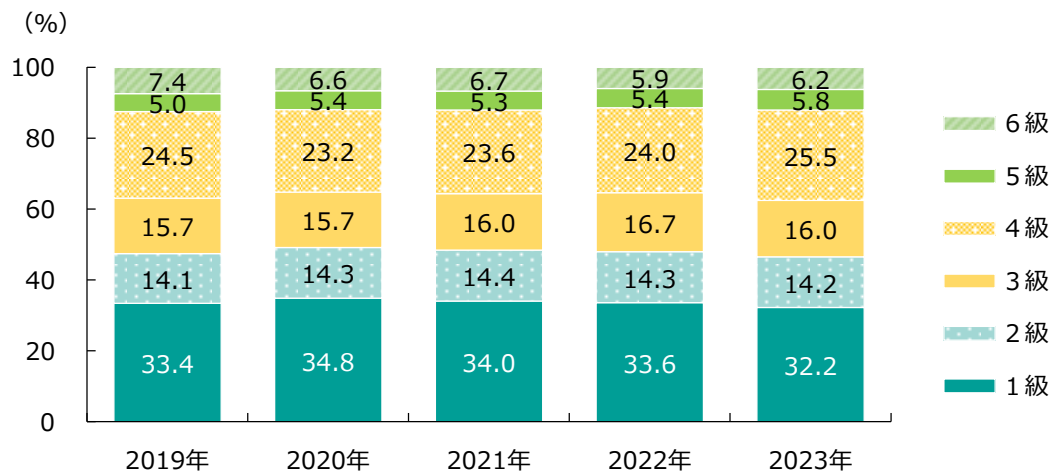


資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

各種手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、2023（令和5）年においては身体障害者手帳所持者数が738人、療育手帳所持者数が139人となっています。総人口に占める割合は身体障害者手帳所持者数が4.97%、療育手帳所持者数が0.94%となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2023（令和5）年において184人と、2019（令和元）年と比べて1人少なくなっていますが、総人口に占める割合は1.24%とわずかに増加しています。

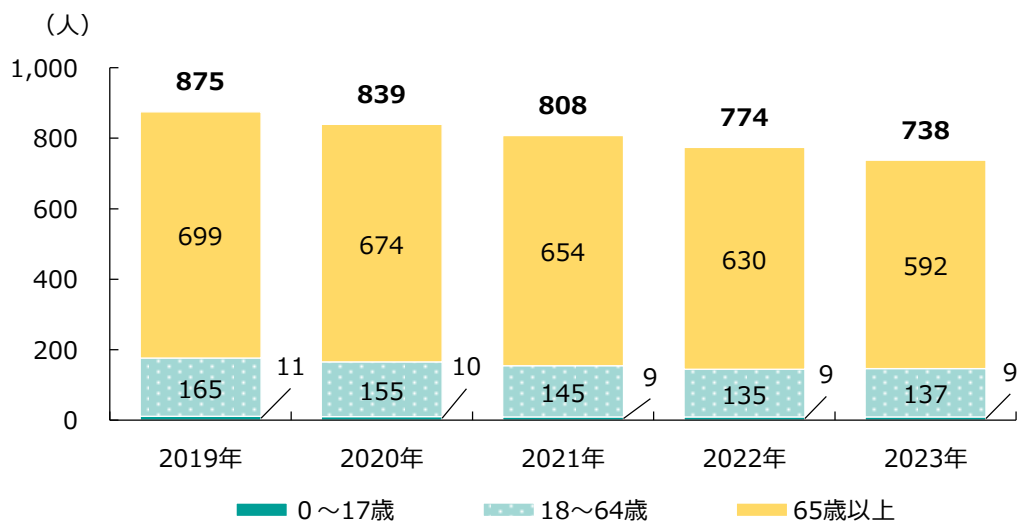
③身体障害者手帳所持者の状況

【障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

【障害種別身体障害者手帳所持者数の推移】

(人)

	2019 (令和元) 年	2020 (令和2) 年	2021 (令和3) 年	2022 (令和4) 年	2023 (令和5) 年
視覚	56	54	57	56	54
聴覚	95	88	86	80	78
平衡	0	0	0	1	1
音声・言語・そしゃく	9	8	7	6	5
肢体	428	409	378	361	341
心臓	168	162	158	152	144
腎臓	70	70	69	66	70
呼吸器	9	11	13	14	9
ぼうこう・直腸	35	33	36	36	35
小腸	0	0	0	0	0
肝臓	5	4	4	2	1
合計	875	839	808	774	738

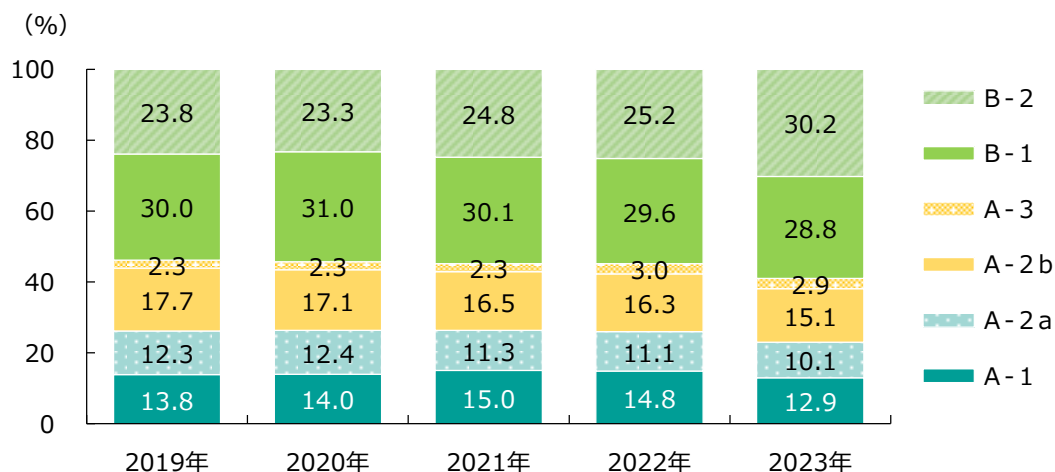
資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1級・2級は2020（令和2）年において増加しましたが、以降は減少傾向で推移しており、2023（令和5）年においては1級が32.2%、2級が14.2%となっています。2019（令和元）年と比べると、1級は1.2ポイント減少しています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、65歳以上は2019（令和元）年以降減少を続けており、2023（令和5）年においては592人と、2019（令和元）年と比べて約100人少なくなっています。

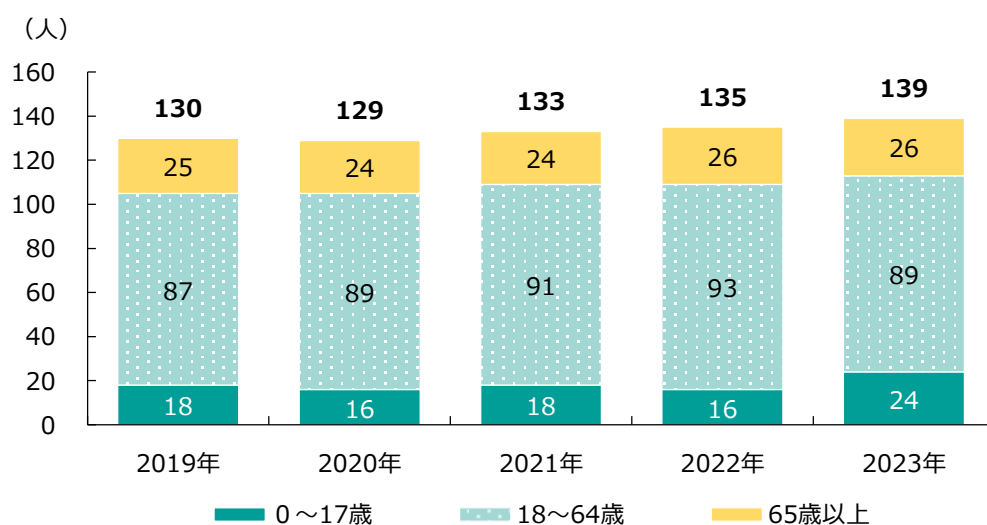
③療育手帳所持者の状況

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

【年齢別療育手帳所持者数の推移】



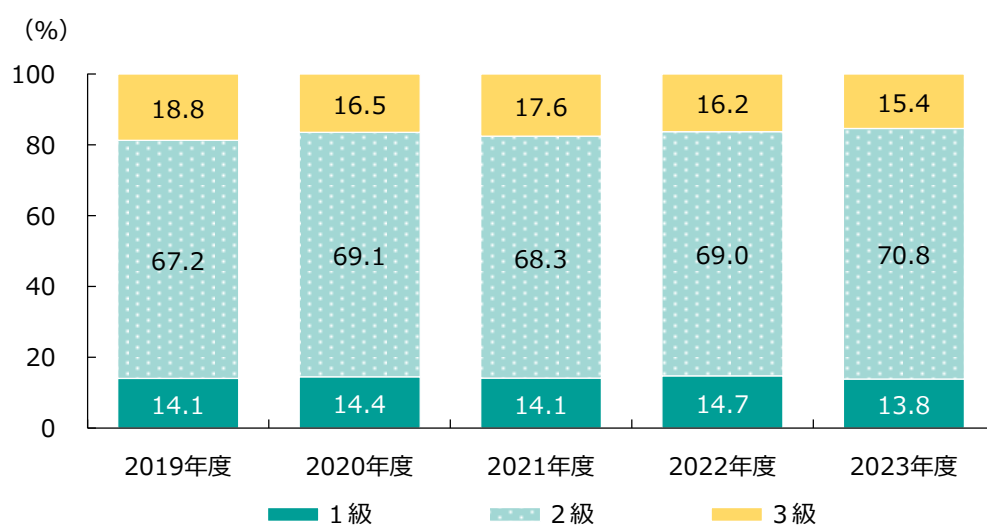
資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

障害程度別療育手帳所持者数の推移をみると、B－2は2020（令和2）年以降増加傾向にあり、2023（令和5）年においては30.2%と約3割を占めています。一方、A－2 a・A－2 b・B－1は減少傾向にあり、2023（令和5）年においてはA－2 aが10.1%、A－2 bが15.1%、B－1が28.8%となっています。

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、いずれの年齢もおおむね横ばいで推移していますが、2023（令和5）年においては0～17歳が24人と多くなっています。

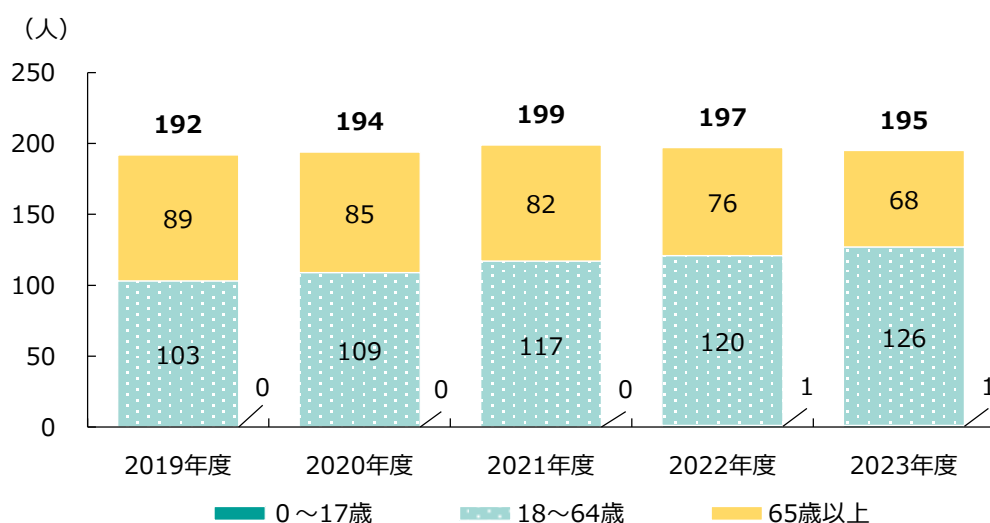
③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

【障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：福祉課（各年度末日現在）

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



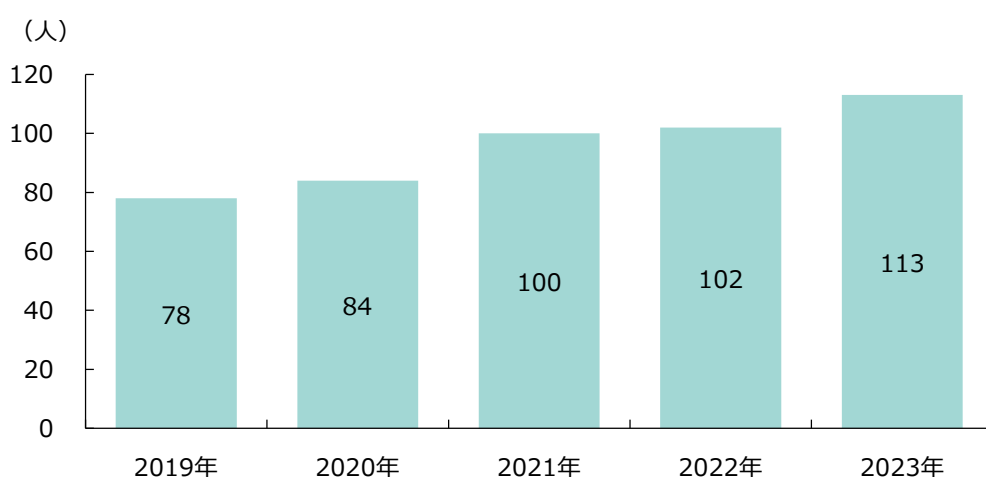
資料：福祉課（各年度末日現在）

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2級は2019（令和元）年度以降増減を繰り返しながらも増加しており、2023（令和5）年度においては70.8%と約7割を占めています。一方、3級は減少しており、2023（令和5）年度においては15.4%と、2019（令和元）年度と比べて3.4ポイント減少しています。

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2019（令和元）年度以降18～64歳は増加しているのに対し、65歳以上は減少しています。

（2）難病患者に関する統計

①特定医療費（指定難病）受給者数の推移

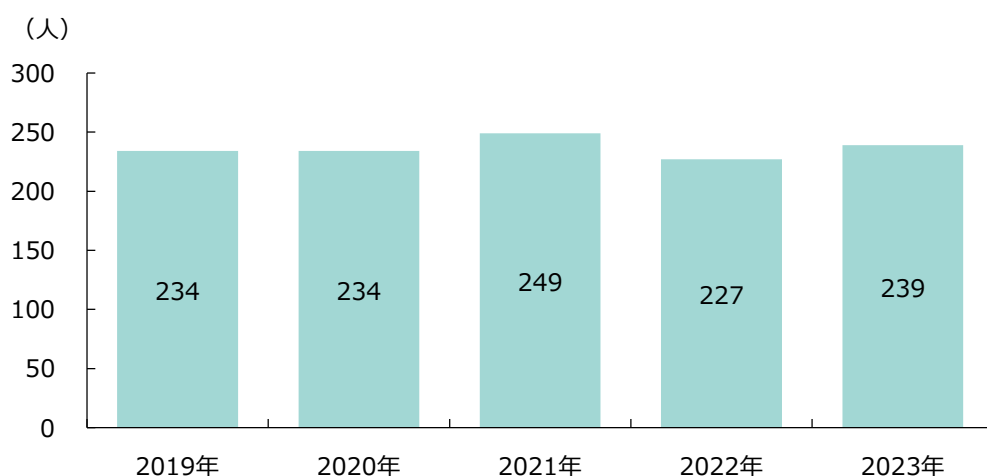


資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると、2019（令和元）年以降増加が続いており、2023（令和5）年においては113人と、2019（令和元）年と比べて35人多くなっています。

(3) その他障がい者に関する統計

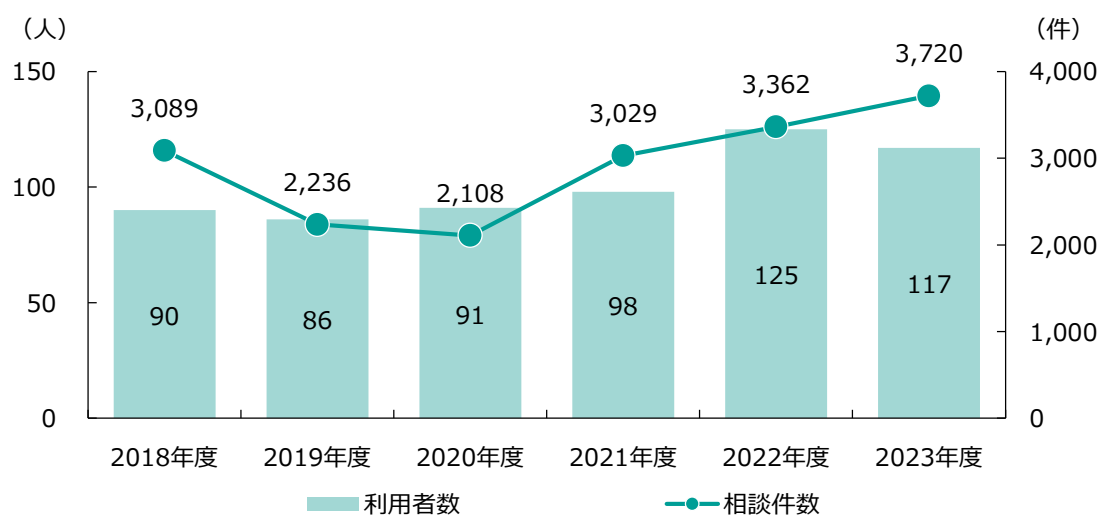
①自立支援医療承認者数の推移



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

自立支援医療承認者数の推移をみると、おおむね横ばいで推移しており、2023（令和5）年は239人となっています。

②相談支援事業利用者件数の推移



資料：社会福祉法人くにみ会実績報告（各年度末日現在）

相談支援事業利用者件数の推移をみると、利用者数は117人と、2018（平成30）年度と比べて約30人多くなっています。相談件数は2018（平成30）年度から2020（令和2）年度にかけて減少傾向にありましたが、以降は増加に転じており、2023（令和5）年度においては3,720件と、2018（平成30）年度と比べて約630件多くなっています。

(4) 障がい児に関する統計

①学校数・特別支援学級数の推移

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
小学校	学校数(校)	6	6	6	6	6
	特別支援学級数(学級)	8	9	9	12	13
中学校	学校数(校)	4	4	4	4	4
	特別支援学級数(学級)	4	5	4	5	6

資料：教育総務課（各年度末日現在）

学校数・特別支援学級数の推移をみると、特別支援学級数は小学校において増加傾向にあり、2023（令和5）年度は13学級となっています。中学校においても、増減を繰り返しながらもわずかに増加しており、2023（令和5）年度は6学級となっています。

②県内特別支援学校での町内在住者の在籍状況1

(人)

	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
小学部	6	6	6	6	6
中学部	3	2	2	2	2
高等部	4	4	4	4	4
合 計	13	12	12	12	12

資料：教育総務課（各年度末日現在）

県内特別支援学校での町内在住者の在籍状況をみると、2019（令和元）年度以降いずれもほぼ横ばいで推移しています。

第2節 第3次障がい者計画の進捗と課題

第3次障がい者計画では4つの基本方針を掲げ、計画を推進してきました。各基本方針における進捗とみえてくる課題は、以下の通りとなります。

基本方針1 すべての人の暮らしを支えるまちづくり

障がいのある人が地域の一員として安心して地域生活を送れるようにするためには、障がいの特性に応じた適切なサービスが提供される体制を整備することが重要です。これまで、安定した支援体制の整備を図ってきましたが、障がいのある人の持つ障がい特性が多様化する中で、障害支援区分や制度の狭間で障害福祉サービスを思うように受けられないケースが増えてきています。医療機関や社会福祉施設等の関係機関との連携を図り、一人ひとりに合ったサービスの提供に努める必要があります。また、障がいのある人の重度化・高齢化や障がいのある人の家族の高齢化を踏まえて、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を充実させ、障がいのある人の生活が地域全体で支えられる環境を形成していくことが求められています。

障がいのある人の暮らしに関する相談支援においては、基幹相談支援センターが令和6年度より設置されたことにより、相談支援体制は強化されました。今後は基幹相談支援センターについて周知し、利用促進を図ることが必要になります。

加えて、障がいのある人が創作的活動・生産活動を行ったり社会交流を行ったりする拠点である地域活動支援センターの運営が終了する方向であることから、現在の利用者の新たな活動拠点への移行が必要になっています。

基本方針2 とともに認めあい、支えあえるまちづくり

障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合える「共生社会」の実現が求められていることから、障がい者福祉についての理解を深めるための多様な機会を提供し、地域福祉に関する広報や啓発活動などを展開してきました。引き続き、学校や地域住民も交えたイベントの企画など、地域住民と障がいのある人との交流促進を図るとともに、障がいのある人の地域活動への参加促進を図る必要があります。また、近年においては、親族がいない等で権利擁護が必要な人が増加しています。障がいのある人が安心して暮らせるために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を進めることや、虐待防止に向けた地域の見守りを強化することなどが求められています。

基本方針3 自分らしく活動し、社会参加できるまちづくり

各種健診等は、障がいの早期発見・早期治療においてたいへん重要となりますが、疾病の早期発見を図るための取り組みである特定健診やがん検診等において、受診率の低下がみられます。対象者に対する受診勧奨を徹底し、受診率の向上を図っていくことが課題です。

教育体制においては、障がいのある児童も地域の学校で教育を受けることへのニーズが高まっている中、児童・生徒一人ひとりの特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、教育環境の改善及び充実を図ってきました。しかし、特別な支援を必要とする児童・生徒は年々増加傾向にあります。すべての児童・生徒に適正な学びの場での支援を行っていくために、関係機関との連携をより強化することが求められています。

障がいのある人の就労及び雇用においては、就労支援施設等の関係機関との連携により、就労に関する情報の発信・機会の確保に取り組んできました。今後は、働きやすい環境の整備に加え、本人の希望により臨機応変な雇用が求められるため、障害福祉サービス事務所だけでなく、町内の企業に向けた雇用促進のための啓発が必要です。

基本方針4 安心・安全な暮らしを送ることができるまちづくり

障がいのある人が安心・安全な生活をするためには、あらゆるバリアを解消し、快適で住みやすく、また外出しやすいまちづくりを推進することが重要です。市川三郷町では、福祉タクシー券の支給やコミュニティバス等の町内交通環境の整備、思いやり駐車区画の拡充等、障がいのある人が気軽に外出できる環境の整備に努めてきました。また、山梨県障害者幸住条例に基づいた住環境の整備を図り、障がいのある人が地域で自分らしく過ごせる環境づくりに取り組んできました。一方、防災・防犯面においては、地域によって防災・減災意識に差がみられる、個別避難計画の作成が進んでいないなど、万が一の時でも安心した避難生活が送れる環境には至っておらず、避難支援を適切に行える体制の整備が課題となっています。また、町民全員の安全を守るために、パトロール活動の継続や啓発の拡充が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

障害者総合支援法では、「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という基本理念のもと、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に行うこととしています。

近年、精神障がいのある人や発達に特性のある人は年々増加傾向にあるほか、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進行による「親亡き後」への対応等、障がいのある人の生活を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。こうした中、障がいのある人やその家族等が住み慣れた地域で生きがいを持って生活することができるまちづくりを実現するために、関係各課及び関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を推進することが重要です。

第4次障がい者計画においては、このような状況を踏まえ、また、これまでの計画の考えを継承しつつ整理を行い、「障がいのある人の 自立した暮らしを支えるまちづくり」と定め、障がい者施策の充実を図ります。

基本理念

障がいのある人の
自立した暮らしを支えるまちづくり

第2節 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、市川三郷町では以下の4つの基本方針を掲げて、計画を推進していきます。

1. 障がい者一人ひとりの暮らしを支えるまちづくり
2. とともに認めあい、支えあえるまちづくり
3. 自分らしく活動し、社会参加できるまちづくり
4. 安心・安全な暮らしを送ることができるまちづくり

第3節 施策の体系

基本
理念

障がいのある人の 自立した暮らしを支えるまちづくり

基本方針1

障がい者一人ひとりの
暮らしを支える
まちづくり

(1) 障がい児・障がい者相談支援機能
の充実

(2) 日常生活支援体制の充実

(3) 障がいの重度化や高齢の障がい
者への対応

(4) 地域生活移行の促進

(5) 障がい児支援の強化

基本方針2

ともに認めあい、
支えあえるまちづくり

(1) 障がい者の差別解消と権利擁護
体制の推進

(2) 障がい者に対する町民の正しい
理解の促進

基本方針3

自分らしく活動し、
社会参加できる
まちづくり

(1) 健康づくりと医療の推進

(2) 切れ目のない教育体制の構築

(3) 障がい者の就労及び雇用の支援

基本方針4

安心・安全な暮らし
を送ることができる
まちづくり

(1) 生活環境の整備

(2) 外出・社会参加手段の確保

(3) 防災・防犯対策の推進

第4章 施策の展開

基本方針1 障がい者一人ひとりの暮らしを支えるまちづくり

(1) 障がい児・障がい者相談支援機能の充実

障害福祉サービスを受けようとする場合、障がいの特性に合った支援や事業所の選択などは、障がいのある人やその家族だけでは判断が難しいものです。そこで、障がいのある人一人ひとりに応じた適切なサービスや支援へつなぐための最初の入口が相談支援となり、本町では、峡南圏域相談支援センターや町の相談窓口、相談支援事業所等がその機能を担っています。障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあることから、民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上に努める必要があります。また、障がいのある人が、主体的に福祉サービスを選択できるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実が求められます。

【主な施策・事業】

①相談支援事業の提供体制の整備

- 障がいのある人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、峡南圏域基幹相談支援センターが中心となって、相談支援を提供します。

②障がい者及び障がい児計画相談支援の安定した運営体制の確立

- 障がいのある人による障害福祉サービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成や利用状況の検証、計画の見直しなどの支援を行う計画相談支援を、峡南圏域相談支援センター及び町内2箇所の事業所で提供します。
- 新規の障害福祉サービス利用に関する相談には、町保健師による対応も実施します。

③地域療育等支援機能及び生活支援機能の充実

- 地域において、障がいのある子どもの療育を推進するため、教職員と連携した学習環境の整備を図ります。

④市川三郷町社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携の強化

- 障がいのある人の暮らしに関する相談内容に応じて、行政と社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の相談窓口と共有し、適切な支援を図ります。
- 相談内容に応じて、その他の関係機関とも情報を共有し、個別事例に応じた柔軟な支援を図ります。

(2) 日常生活支援体制の充実

社会背景の変化等により、障がいのある人のニーズは多様化してきています。そのため、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所等の在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。複雑化しているニーズに対しては、自立につながるよう総合的なサービス提供が必要であることから、引き続き、峡南圏域自立支援協議会を通して事例研究や困難ケースの情報交換等を行うなど、サービスの充実・質的向上に向けた取り組みの推進が求められます。

【主な施策・事業】

①地域生活支援事業における日常生活用具や補装具の利用促進

- 障がいのある人の日常生活に必要となる日常生活用具や補装具の交付を行います。

②住宅改修費の助成による住環境の整備の支援

- 運動機能障がいや難病等によって、下肢または体幹機能に障がいのある人の在宅生活を支援するため、住宅改修のために必要な費用を助成し、暮らしやすい環境の整備を図ります。

③コミュニケーション支援事業の円滑な実施

- 言語障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、意思疎通支援者の派遣を行います。
- 聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。

④障害福祉係・健康増進係による障がい者の生活相談体制の提供

- 障がいのある人の個々の障がいの種類・程度に応じて、より健康的な生活を送れるよう相談支援を行います。
- 地区に出向いて健康相談を実施し、健康づくりへの支援を必要とする障がいのある人の実態把握を図ります。

⑤障害福祉サービスにおけるサービスの質及び量の確保

- 町の担当部署とサービス提供事業所、峡南圏域相談支援センターの相互の連携・協力・情報共有等を通じて、障がいのある人一人ひとりが希望する障害福祉サービスの提供に努めます。

⑥峡南圏域自立支援協議会を通じた峡南地区の事業者間の連携・情報交換の推進

- 峡南圏域自立支援協議会において、峡南地域5町（市川三郷町・富士川町・身延町・南部町・早川町）の障がい者支援の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題の共有と課題を踏まえた支援策の検討を通じて、サービス基盤の整備を図ります。

⑦手話施策推進会議の実施

- 手話施策推進会議を開催し、聴覚障がいのある方が地域で安心して生活していくために必要な支援についての検討を行います。

(3) 障がいの重度化や高齢の障がい者への対応

近年、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進行により、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりは大きな課題となっています。障害福祉サービスについては、居宅介護等の介護支援の量と質の両面を確保し、家族等の介護者の負担軽減が図られる必要があります。また、高齢となった障害福祉サービス利用者の介護福祉サービス利用への移行についても、移行後も適切なサービスが受けられるような支援体制の整備が必要です。こうした現状から、医療機関や社会福祉施設とのさらなる連携強化による対応が求められています。

【主な施策・事業】

①高齢者向けの障害福祉サービスの量及び質の確保

- 障がいの特性が強く介護保険サービスへの移行が難しい65歳以上の高齢者に対し、本人の状況に応じて関係機関と方向性を検討しながら、適切な障害福祉サービスの提供に努めます。
- 高齢者の在宅生活を支える介護支援専門員（ケアマネジャー）に向けて、障がいへの理解促進を目的にした研修を実施します。

②地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議によるサービス利用者への適切な支援内容の検討・確保

- 地域包括支援センターにおいて実施する地域ケア会議において、高齢者による障害福祉サービスと介護保険サービスの併用や、高齢の障がいのある人の生活課題について、協議・検討します。
- 地域ケア会議で表出した地域課題の解決に向けて、必要な支援策を検討します。

③医療機関・社会福祉施設との連携の強化

- 医療機関や社会福祉施設と連携した、高齢の障がいのある人への支援を図るため、病院ケースワーカーとの支援策の協議・検討を行います。
- 薬剤の管理が必要な、高齢の障がいのある人に対して、薬局と連携し、薬剤師による訪問指導等の支援を図ります。

④家族等に対する支援体制の充実

- 定期的な訪問や相談、モニタリングなどを通して、高齢の障がいのある人の家族の健康状態や生活状況の把握を図ります。
- 障がいのある人及び家族介護者の高齢化を踏まえて、「親亡き後」を見据えた体制づくりと、継続的・長期的な家族介護者への支援を図ります。

（４）地域生活移行の促進

地域での生活を希望する障がいのある人が、安心して地域生活を送るためには、地域全体で支える体制の確保が必要であり、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成等、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備していくことが求められています。また、施設入所者や長期入院患者の地域移行の可能性や意向を把握するため、アウトリーチによる働きかけなど、相談支援体制を構築していくとともに、受け皿となるグループホーム等の整備の促進を図ることが必要です。さらに、精神障がいのある長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民への啓発活動を通じて理解・協力を求めていくことが重要となっています。

【主な施策・事業】

①病院・入所施設等と相談支援事業者との連携の促進

- 長期入院している障がいのある人の地域生活への移行を図るため、峡南地域の地域移行部会にて現状把握を行います。また、精神病院と連携しながら、入院している患者の情報共有を図ります。
- 退院直後の障がいのある人の地域での生活の安定を図るため、病院のデイケアなどのサービスを紹介し、利用促進を図ります。

②地域生活移行に向けた地域相談支援体制の確保

- 町の保健師や相談支援事業所と連携しながら、障がいのある人本人や家族との相談を通じて、障がいのある人の地域生活への移行が可能か検討していきます。

③峡南圏域自立支援協議会による精神障がいのある人にも対応し得る地域包括ケアシステムの構築に向けた協議や関係機関との連携の強化

- 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、町職員が研修や説明会に参加し、必要な知識の習得や資質の向上を図ります。
- 地域ケア会議にて、精神障がいのある人にも対応し得る地域包括ケアシステムの構築に向けた地域課題の抽出を図ります。また、峡南圏域相談支援センターとも連携しながら、地域課題の抽出と解消に向けた対策の検討を図ります。

④町または圏域におけるグループホーム等の整備の検討

- 町内のサービス提供事業所に地域生活への移行を果たした障がいのある人の生活拠点となるグループホームの整備を働きかけます。

⑤地域住民の理解を得るための普及・啓発活動の検討

- 発達障がいやひきこもりなどに関する相談先について情報を発信し、適切な支援につながるよう周知を図ります。
- 自治会や民生委員・児童委員等と連携しながら、障がいのある人の暮らしについて周知し、町民の理解促進を図ります。

(5) 障がい児支援の強化

障がいのある子どもの発達を支えていくためには、本人や家族の意向を尊重しつつ、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かなサポートが必要不可欠です。保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できることが求められています。障がいのある子ども及びその家族が、不安を軽減し安心して生活できるように、適切な相談を受けられる体制の整備と相談窓口の質の充実を図るとともに、それぞれの適切な支援につながるよう、ニーズや課題の把握に取り組むことが必要となっています。

【主な施策・事業】

①障がい児通所や障がい児相談支援体制の推進及び構築

- 町外の施設とも連携しながら、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所による障害児福祉サービスの提供体制の充実に努めます。
- 町の子育て支援課や幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校の連携により、障がいのある子どもの生活に関する相談支援体制の構築に努めます。

②相談支援事業者等の関係機関との連携の強化

- 障がいのある子どもとその家族が、地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援事業者をはじめとする多機関の連携による、継続的な支援を行う体制の構築に努めます。

③保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校における巡回相談の実施

- 保育所巡回相談や小・中学校巡回相談を通じて、保育園・認定こども園や小・中学校に通っている障がいのある子どもの園・学校での状況や、園・学校で過ごす上で必要な支援の把握に努めます。

④保育所等訪問支援事業の利用促進

- 主に発達障がいのある子どもへの支援として、本人及び保育園等の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法に関する指導を行う保育所等訪問支援事業を実施します。
- 保育所等訪問支援事業について、幼稚園・保育園・認定こども園や小・中学校に情報を提供し、障がいのある子どもを地域で受け入れる体制づくりを推進します。

⑤軽・中等度難聴児への補聴器購入費助成事業の利用促進

- 身体障害者手帳交付の対象とならない軽・中等度の難聴がある保護者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部の助成を行います。
- 必要としている人が助成制度を利用できるよう、制度について周知します。

基本方針2 とともに認めあい、支えあえるまちづくり

(1) 障がい者の差別解消と権利擁護体制の推進

「障害者差別解消法」の改正により、2024（令和6）年4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。同法では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。障がいの特性や必要な配慮に関する理解を深め、障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除くための正しい知識の普及と啓発を引き続き行いながら、差別の解消及び合理的配慮の提供、虐待の防止に取り組んでいく必要があります。今後さらなる権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要となっています。

【主な施策・事業】

①市川三郷町社会福祉協議会と連携した、日常生活自立支援事業の適切な活用・周知、利用促進及び支援体制の推進

- 日常的な家事や移動、財産管理等において、支援を必要とする障がいのある人への支援を行う日常生活自立支援事業について、事業を実施する社会福祉協議会と連携しながら事業内容について周知し、必要としている人による利用の促進を図ります。
- 事業を必要としている、親族がいない人が増加傾向にあることを踏まえて、実施体制の強化を図ります。

②成年後見制度利用支援事業の適切な活用・周知及び利用促進

- 判断能力を欠いている障がいのある人の権利や財産を守るための制度である成年後見制度について周知し、利用の促進を図ります。
- 成年後見制度の利用者が申立人を立てられない場合は、町長による申立を行います。

③障がい者差別解消に向けた町民への普及・啓発の促進

- 障がいのある人への差別や不当な取り扱いをなくすため、「障害者差別解消法」をはじめとする関連法に関する内容や、職場や地域における「合理的配慮」の必要性について、町民全体に周知します。

④障がい者虐待防止、早期発見、早期対応のための町民への普及・啓発の促進

- 障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、民生委員・児童委員と連携しながら、地域で生活を送る障がいのある人の見守りを推進します。
- 障がいのある人への虐待が起こってしまった際に、迅速な対応をとることができるよう、障がい者虐待対応マニュアルを作成するとともに、関係機関と共有します。
- 11月1日から11月10日までの「高齢者及び障がい者虐待防止活動期間」を中心に、障がい者虐待防止に向けた町民への啓発を行います。

(2) 障がい者に対する町民の正しい理解の促進

障がいの有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で互いに支えあいながら生活していくためには、町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人についての正しい知識を身につけ、誰もが個人として尊重されるべきであるという理解を深めていくことが不可欠です。本町では、さまざまな広報の機会や媒体を活用しながら、当事者団体や関係機関等と連携し、町の障がい福祉の普及・啓発に努めています。今後も、学校教育や生涯学習のほか、地域活動等の場において福祉教育や障がいのある人との交流を進めるなど、相互の理解と認識を深められるような施策の充実と参加促進が必要となっています。

【主な施策・事業】

①広報等の情報媒体を使った啓発の実施

- 町広報紙やホームページ、SNSなどの多様な媒体を活用して、障がいのある人や支援策等について情報を発信し、町民全体の障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

②聴覚障がいのある人に対する理解と手話の普及に向けた広報活動の実施

- 町広報紙への手話についての記事「手話でシュワッチ！」の掲載や、町ホームページへの手話を紹介する動画の掲載、公式 Youtube チャンネルの運営等を通じて、身近でできる手話の普及を図ります。
- 「市川三郷町手話言語条例」に基づいて、手話の普及に向けた啓発活動を実施します。
- 庁内の手話施策推進プロジェクトチーム「シュワッチ」による、行政職員を対象とした手話教室を実施します。
- 手話を普及するための「手作り手話ハンドブック」を作成し、福祉教育の受講者に配布するとともに、公共施設や金融機関等に配架することで、町民が手話にふれる機会及び聴覚障がいのある人とのコミュニケーションの拡充を図ります。

③福祉教育の実施

- 社会福祉協議会と連携しながら、小・中学校、高校にて、福祉講話や手話の普及に向けた教室を実施します。また、高齢者・視覚障がいの疑似体験や障がいスポーツ体験も実施します。
- 小・中学生、高校生が、地域で暮らす障がいのある人と交流する機会を通じて、障がいに対する理解の促進を図ります。

④生涯学習による障がいのある人への理解の促進

- 町民向け出前講座において、障がいのある人の生活についての内容を扱うことで、町民の障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

⑤ボランティア活動等を通じた町民と障がいのある人の交流促進

- 障がいのある人や手話を学んでいる人、その他福祉に対する関心のある人が、気軽に集まって交流することのできるサロン活動を実施します。
- 聴覚障がいのある人や手話サークルなどと協力しながら、地域のイベントなどにおいて障がいのある人と町民が交流する機会の充実を図ります。また、イベント会場への手話通訳者の配置を通じて、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

⑥地域活動への障がいのある人の参加促進

- 障がいのある人に対し、町が開催するイベントや地域の行事、防災訓練等に参加するよう呼びかけます。また、各会場における障がいのある人との意思疎通の方法について検討を進めます。

基本方針3 自分らしく活動し、社会参加できるまちづくり

(1) 健康づくりと医療の推進

障がいの重度化や複雑化を防ぐには、早期発見、早期対応が非常に重要であり、そのためには、保健・医療・福祉等の関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していくことが肝要となります。本町では、健康診断や講座など、予防と健康づくりに関するさまざまな取り組みを推進しています。障がいのある人は疾病のハイリスク群でもあり、健康管理に対する支援の必要性は高いことから、保健・医療サービスだけではなく、障がいのある人が主体的に健康づくりに取り組めるような施策の充実が求められています。

【主な施策・事業】

①健康教育の実施

- 障がいや、要介護状態となる原因になり得る疾病の発症予防・早期発見・重症化予防を図るため、地域に出向いて実施する健康相談や健康教育等の機会を充実させます。
- 目的や、特定の疾患等に対象者を絞った健康教育の実施についても検討していきます。

②住民健康診断

- 町民が自身の健康状態について知り、健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、特定健診・後期高齢者健診と各種がん検診を一体的に実施する住民健康診断を各地区にて実施します。
- 健診の結果、生活習慣病予防・改善に向けた特定保健指導及びがん検診等精密検査が必要な方に対し、健診結果説明会を開催し個別指導を実施します。
- こころの健康づくりの推進を図るため、健診の間診票と併せて「心の質問票」を配布し、結果に応じて保健師による面談を実施します。
- 受診率の向上を図るため、特定健診・後期高齢者健診の対象者に対し受診勧奨を行います。また、精密検査の対象者に対しても受診勧奨を行います。

③いきいき・はつらつ貯筋教室

- 町民の運動習慣の定着と、生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防を図るため、地域で住民が集まって筋力トレーニングや有酸素運動を行ういきいき・はつらつ貯筋教室を実施します。
- 町民が主体となって行う運動の機会の活性化に向けて、望ましい運動方法を地域に普及・啓発する役割を担う人材「貯筋サポーター」の育成を図ります。

④ヘルスアップ教室

- 健診の結果、高血圧・糖代謝異常・高脂血症等の生活習慣病の改善が必要な方を対象に、運動や栄養に関する教室を実施します。
- さまざまな年齢の方がもつ障がいに応じて運動・食事・生活指導等必要となる支援は多岐にわたることから、特定の疾患等に焦点を絞った実施内容を検討していきます。

⑤糖尿病予防教室

- 町内に勤務している医師や管理栄養士と連携しながら、人工透析導入の主な要因となる糖尿病や慢性腎臓病（CKD）を予防するために必要な知識を普及する教室を実施します。

⑥医療機関・社会福祉施設との連携の強化【再掲】

- 医療機関や社会福祉施設と連携した、高齢で障がいのある人への支援を図るため、病院ケースワーカーとの支援策の協議・検討を行います。
- 薬剤の管理が必要な、高齢の障がいのある人に対して、薬局と連携し、薬剤師による訪問指導等の支援を図ります。

⑦地域組織の育成（食生活改善推進員会・健康と福祉の町づくり推進員会・保健推進員会）

- 町民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、食生活改善推進員会や健康と福祉の町づくり推進協議会、保健推進委員会等の健康づくりに向けて活動する関係団体の活動を支援します。

（２）切れ目のない教育体制の構築

地域共生社会の実現にあたっては、障がいのある幼児・児童・生徒も自立と社会参加を目指し、障がいの有無に関わらず共に教育を受けるインクルーシブ教育は大変重要となっています。また、特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されることなく安心して学ぶことができるよう、支援情報が切れ目なく引き継がれ、継続した支援を受けることができる体制の整備が必要です。さらに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの学びの場において、「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、障がいの状態に応じたきめ細かな指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供を図ることが求められています。

【主な施策・事業】

①インクルーシブ教育への対応

- 障がいの有無にかかわらず、児童・生徒が同じ学びの場で学習するインクルーシブ教育の実施のために、必要となる人員の配置や施設の整備に努めます。

②就学・進路指導の充実

- 保育所巡回相談の実施を通じて、就学前の障がいのある児童の状況把握と適正な就学先の判断、就学後に必要な支援・対応についての検討に努めます。
- 保護者からの、障がいのある児童・生徒の就学に関する相談に応じるとともに、児童・生徒の園・学校での状況の説明や、支援制度等の必要な情報の提供を行います。また、必要に応じて就学相談員等の専門家と連携した支援を図ります。

③障がい児教育の場の充実

- 障がいのある児童・生徒が自身の障がいの程度や状況に応じて、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校等のさまざまな学びの場を選ぶことのできる教育提供体制を整備に努めます。
- 支援員を必要とする児童がいる学校には特別支援教育支援員を設置し、障がいのある児童の学校生活をサポートします。また、サポートの充実を図るため、町内の特別支援教育支援員と保健師、学校で情報交換を行います。

④児童生徒一人ひとりの教育ニーズの適切な把握

- 保育所巡回相談や小・中学校巡回相談の実施を通じて、障がいのある児童・生徒が必要としている支援へのニーズを把握するとともに、学校や教育委員会、教育総務課・福祉課・子育て支援課等の関係課が情報を共有し、相互に連携を図りながら具体的な支援について検討していきます。

⑤個別ケース会議による支援体制の促進

- 障がいのある児童・生徒への支援について協議する個別ケース会議を実施し、学校や教育委員会、子育て、福祉、医療等の関係者が、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援策について検討していきます。
- 障がいのある児童・生徒が抱えている生活課題が多様化していることを踏まえて、より広範囲にわたる支援が可能となるよう、支援を行うネットワークの拡充を図ります。

（３）障がい者の就労及び雇用の支援

障がいのある人が社会的に自立し、生きがいを持って暮らすためには、就労することが重要です。しかしながら、雇用の場が限られていることや、障がいに対する適切な理解が不十分なことから、障がいのある人の働きたいという意向に十分に応えられていない現状があります。法定雇用率の改正等により、以前に増して障がいのある人の雇用に理解と関心が高まっているなか、本町においても関係機関と連携のうえ、働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する必要があります。また、事業所への働きかけや連携を通じて、就労支援を提供し、福祉的就労から一般就労への移行を促進し、職場での安定雇用と定着に向けた支援を行っていく必要があります。

【主な施策・事業】

①事業主への啓発

- 障がいのある人の雇用について、障害福祉サービス事業所や町内の企業に向けて啓発し、雇用促進を図ります。
- 求人情報の把握に努め、障がいのある人の雇用について相談・調整を図ります。

②障がい者雇用率に即した町職員への適切な雇用の実施

- 町役場において、法定雇用率（令和6年4月1日現在、職員全体の2.8％）を満たす人数の障がいのある人の雇用を行います。
- 移動しやすい通路の確保や駐車場の整備等、障がいのある人にとって働きやすい職場環境の整備に努めます。

③障がい者を雇用している事業所への支援の実施

- 町内における、障がいのある人を雇用している事業所の職場環境の整備に向けた助言・指導を図ります。
- 聴覚障がいのある人を雇用している事業所に対し、手話施策推進委員と連携した支援を図ります。

④障がい福祉施設等からの物品等の優先調達の実施

- 国の「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づいて、「市川三郷町障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、障がい者就労施設等より供給される物品の優先的な調達に努めます。

⑤就業相談や就業定着、福祉的就労等の支援の実施

- 地域で働くことを希望する、障がいのある人を支援するため、障がいの特性に合った就業先が見つかるよう就業相談に応じます。
- 障害福祉サービスにおける就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）を通じて、障がいのある人の適性に合った職場探しや就労等の機会の提供、就労に必要な知識・能力の獲得に向けた訓練の提供等を行います。
- 就業が実現した障がいのある人が、安定して就業先に定着できるよう、関係機関と連携を図りながら、見守りと就労に関する助言を行います。
- 体調やこころの状態に合わせて、支援を受けながら就労する「福祉的就労」について、積極的な利用を促進するとともに、障がいのある人の特性に合わせた仕事内容の検討を図っていきます。

⑥公共職業安定所（ハローワーク）や障がい者就業・生活支援センターとの連携の強化

- 障がいのある人が公共職業安定所（ハローワーク）を利用する際の同行や、障がい者相談員へのつなぎなど、関係機関と連携した支援を障がいのある人の実情に合わせて行います。
- 障がい者就業・生活支援センターと連携しながら、特別支援学校を卒業した障がいのある人の就労への継続的な支援を図ります。

基本方針4 安心・安全な暮らしを送ることができるまちづくり

(1) 生活環境の整備

障がいのある人にとって暮らしやすい生活環境は、全ての人にやさしい生活環境であるといえます。生活の基盤となる住まいについては、障害福祉サービスにおける住宅改修の助成等により、身体状況に応じた居住環境向上の支援を行っています。今後は、障がいのある児童を抱える親にとって最大の心配事である「親亡き後」の受け皿としてのグループホームについて整備の検討を図るなど、多様な住まいの確保が求められます。また、住まいのほかにも、公共施設の段差解消から情報バリアフリー化に至るまで、ハードとソフトの両面において利用者にやさしいまちづくりの推進が必要となっています。

【主な施策・事業】

①住宅改修費の助成による住環境の整備の支援【再掲】

- 運動機能障がいや難病等によって、下肢または体幹機能に障がいのある人の在宅生活を支援するため、住宅改修のために必要な費用を助成し、暮らしやすい環境の整備を図ります。

②町または圏域におけるグループホーム等の整備の検討【再掲】

- 地域生活への移行を果たした障がいのある人の生活拠点となるグループホームの整備について、町内のサービス提供事業所に働きかけます。

③地域生活支援拠点の整備の強化

- 障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、緊急時に必要な対応を行うことのできる、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」の5つの機能を有する地域生活支援拠点を整備するとともに、必要な人の利用につながるよう周知を図ります。

④シルバーハウジングの適切な活用

- 高齢者や障がいのある人を対象に提供する公営住宅であるシルバーハウジングに、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）を常駐させ、生活支援を行うことで、安全かつ自立した生活を行えるようにしていきます。

⑤情報バリアフリー化の推進

- 障がいの有無等にかかわらず、誰もが必要な情報を得ることができるよう、身体障害者手帳聴覚障害2・3級の方に文字表示機能付き防災ラジオを無償貸与します。また、防災無線の聞き直し（電話）・LINEも実施していきます。
- 意思疎通支援者や手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

(2) 外出・社会参加手段の確保

地域の一員として地域住民と関わりを持ち、社会参加していくことは、障がいのある人が住み慣れた地域で、豊かな社会生活を送るために重要なことです。障がいのある人が、自らの決定に基づき、自由に外出して活動していくためには、福祉タクシー券支給事業やコミュニティバス等の町内交通環境の整備等による交通・移動手段の確保が必要不可欠です。そして、日常生活の利便性の向上と生活圏の拡大に向けた移動支援のさらなる充実を図るため、利用者の意見を取り入れながら、関係機関と連携し、環境の整備を進めていくことが求められます。

【主な施策・事業】

①障害福祉サービスの外出支援による障がい者の社会参加の促進

- 屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことで、地域における日常生活の充実と社会参加の促進を図ります。

②福祉タクシー券支給事業の継続した支援体制の確保

- 身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を所有している障がいのある人に対し、移動支援と社会参加の促進を目的にタクシー券を交付します。

③コミュニティバス等の町内交通環境の整備

- 地域における身近な手段であるコミュニティバスを運行し、障がいのある人の外出手段の充実を図ります。
- 2025（令和7）年度中に策定予定の「市川三郷町地域公共交通計画」に基づいて、障がいのある人にとっても、利用しやすい地域公共交通網の再編を図ります。

④思いやり駐車区画の拡充

- 山梨県の「やまなし思いやりパーキング制度」に基づいて、施設入口に近い位置に設ける駐車区画である「思いやり駐車区画」を整備するとともに、利用対象である障がいのある人や高齢者、妊産婦、病気やけがで一時的に心身が不自由な状態にある人等の対象者に対し利用証を交付します。
- 「やまなし思いやりパーキング制度」について周知することで、利用対象となる人々による思いやり駐車区画の利用促進を図ります。

(3) 防災・防犯対策の推進

障がいのある人は、障がいの特性に応じて緊急時や災害時に対するさまざまな不安を抱えています。そのため、福祉避難所の整備や避難行動要支援者登録台帳の運用など、障がいのある人に配慮した防災対策が重要となっています。障がいのある人やその家族に対しては、防災訓練等のあらゆる機会をとらえ、避難経路や福祉避難所などの周知を行うなど、日頃から防災意識を高めるための取り組みを推進することが必要です。

また、障がいのある人が犯罪に巻き込まれてしまうことも少なくないため、地域で安心して生活が送れるよう、パトロールや啓発活動を行うなど、地域における日頃の防犯体制の強化が必要となっています。

【主な施策・事業】

①避難行動要支援者登録台帳の管理・更新

- 避難行動において支援を必要とする障がいのある人の把握と適切な避難行動を図るため、避難行動要支援者登録台帳について周知するとともに、登録と管理を行います。
- 避難行動要支援者登録台帳の情報について区長や組長、民生委員・児童委員、自主防災組織等に説明・共有し、避難誘導方法等の検討に役立てます。
- 避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を進めます。

②地域における近隣での支援体制の構築

- 避難行動要支援者登録台帳へ障がいのある人の情報を登録する際に、地域における支援者を選出し、申請してもらうことで、災害発生時の支援体制の確保を図ります。
- 防災訓練実施時に、避難行動要支援者の安否確認訓練を実施することで、緊急時における支援体制の構築を図ります。

③災害時避難マニュアルや赤十字奉仕団の活用及び連携による防災意識の啓発

- 町赤十字奉仕団と連携しながら、救急救命法に関する研修会を開催し、災害時の対応の強化を図ります。
- 防災意識の向上を図るため、防災講座を開催し、防災意識の啓発を図るとともに、安心して避難生活を送れる環境の整備や、障がいのある人をはじめとする支援を必要とする人への支援体制の構築を図ります。

④避難経路や福祉避難所等の整備・周知の実施

- 町内の一部の高齢者施設等を、高齢者や障がいのある人等の支援を必要とする人の、災害発生時の避難先となる福祉避難所として指定しています。また、町内の高齢者施設・障がい者事業所とも協定を結んでおり、必要時には福祉避難所として開設します。
- 福祉避難生活に必要な一部の物資・備蓄品について、引き続き確保に努めます。
- 避難行動要支援者の避難経路について、個別避難計画の作成を通じて検討していきます。

⑤青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールの実施

- 障がいの有無にかかわらず、町民を犯罪等の被害から守るため、青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを実施し、地域全体の防犯意識の向上を図ります。

第5章 計画の推進体制等

第1節 計画の推進体制

本計画は、障がいのある人とその家族、障がいに対して理解を深めることが求められる町民、地域、関係団体等のすべての主体を対象に、障がい者施策を推進していくための計画です。本計画を推進していくためには、市川三郷町を構成するすべての主体の協力が必要不可欠となることから、行政は、本計画の基本理念や方向性に沿って進められる、町民による活動や地域での活動を支援していきます。また、町民や事業者、企業、行政との協働による施策・事業の推進を図っていきます。庁内においては、計画の推進において全庁的な体制を構築することが必要となるため、担当部署間の連携を高めていきます。

第2節 計画の進捗管理・評価

本計画の実施においては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。各施策の達成状況を点検・評価し、結果に基づいて対策を検討・実施することにより、本計画を実行性のあるものとし、計画の推進を図っていきます。

計画の評価においては、学識経験者や関係機関職員、行政職員等で構成される「障がい者施策推進協議会」を設置します。この協議会にて、町民との協働により、施策・事業の実施を推進していくとともに、それぞれの施策・事業の進捗状況について確認・評価を行うものとします。